

平成25年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成25年6月11日 開会

平成25年6月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 5 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 1 日

平成25年第2回身延町議会定例会(1日目)

平成25年6月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | 4番 | 望月 明 |
| 5番 | 河井 淳 | 6番 | 芦澤 健拓 |
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 深沢 脩二 |
| 9番 | 草間 天 | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 穂坂 英勝 |
| 13番 | 伊藤 文雄 | 14番 | 望月 広喜 |
| 15番 | 望月 秀哉 | 16番 | 福與 三郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 川口 福三 | 11番 | 渡辺 文子 |
| 12番 | 穂坂 英勝 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わし始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

始まる前に携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしておいてください。お願いします。

○議長（福與三郎君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成25年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位にはご多忙中にもかかわらず定例会へのご参集、心から敬意を表す次第でございます。

さて本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また昨年同様、身延町議会では地球温暖化防止および節電対策の実施のため上着、ネクタイの着用は自由とします。執行部におかれましては同様としますので、ご了承を願います。

これから暑さが日ごとに増してまいります。ご自愛の上まずまず議会活動ならびに議員活動を積極的に行い、地域の発展、町の発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、

10番 川口福三君

11番 渡辺文子君

12番 穂坂英勝君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの4日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により執行部の出席を求めたところ、町長ならびに関係者の出席をいただいております。

続きまして、3月定例会以降の議会関係行事等についてはお手元に配布のとおりですので報告をいたします。

ここで教育厚生常任委員会委員長より、所管事務調査報告の申し出がありましたのでこれを許します。

教育厚生常任委員長 河井淳君、登壇してください。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

それでは教育厚生常任委員会で所管事務調査が終了いたしましたので、報告書の朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成25年6月11日

身延町議会議長 福與三郎殿

教育厚生常任委員会委員長 河井淳

所管事務の調査報告書

本委員会は所管事務のうち下記事件について調査を終了しましたので、報告いたします。

1. 調査事件

保育所の統廃合について（平成24年9月14日申出）

日時 平成24年11月15日（木）午前10時から場所は中富すこやかセンター1階会議室において会議が行われました。

2回目が平成25年2月19日（火）午前9時30分から同じく中富すこやかセンター1階会議室において会議が行われました。

次、平成25年3月11日（月）午前9時20分から大野山保育園、それから西嶋保育所、久那土保育所の視察を行っております。

次に平成25年5月22日（水）午後1時30分から身延町役場本庁舎議員控室において会議を行っております。

平成25年6月3日（月）午後1時30分から身延町役場本庁舎議員控室において最終の会議を行っております。

2. 調査結果

本委員会では保育所の現状について理解を深めていくことを意図し、上記のとおり5回にわたり勉強会および現地視察を開催し協議検討を行った。

これらを踏まえ今後の保育所のあり方について、地域・保護者に対し充実した保育サービスが提供されるよう以下のように提言する。

（1）平成21年12月8日に身延町立保育所配置等検討委員会より地域の幅広い意見を聞いた中で、統廃合問題を進めていただけるよう要望しますとの意見書が出されている。

（2）私立の保育園では送迎バスでの通園が主である。保護者から送迎バスでの通園を望む声も多い。また近くの町立保育所ではなく、送迎バスのある町外私立保育園に通う園児もいる。

(3) 町内私立保育園と比較すると園児数に対する保育士の数や園児1人にかかる経費面で効率が悪い。公設民営をも視野に入れ検討が必要である。

(4) 少子化が進む中、町立小中学校では統合計画が示されている。保育所についても検討する必要がある。

以上につき地域住民、保護者の意見等を聞き保育のさらなる充実を図るため、委員会として別紙統廃合について決議する。

以上でございます。

○議長(福與三郎君)

ただいまの教育厚生常任委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

ただいま、教育厚生常任委員長より委員会発委について決議(案)が1件提出されております。これを追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

発委第3号 保育所の統廃合についての決議(案)について説明を求めます。

教育厚生常任委員長 河井淳君、登壇してください。

○教育厚生常任委員長(河井淳君)

発委第3号

平成25年6月11日

身延町議会議長 福與三郎殿

提出者

教育厚生常任委員会委員長 河井淳

保育所の統廃合についての決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

保育所の統廃合についての決議

現在、核家族化、夫婦共働き世帯の増加に伴い、生活形態の変化の中で保育ニーズも多様化してきている。このような中で、効率的かつ効果的な保育所運営が求められている。

身延町内で私立2カ所、町立5カ所の保育所・保育園が運営されているが近年、町立保育所では園児数の減少が深刻化している。園児数減少の原因追究や対応策が急務となってきている現状を分析するとともに保護者の意見を尊重し、地域住民の理解を得る中で将来的には保育環境の充実や保育運営の安定化を図るため、保育所の統廃合を含めた検討をされるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成25年6月11日

山梨県南巨摩郡身延町議会

以上であります。

○議長(福與三郎君)

ただいま委員長から説明がありましたが、これについて質疑はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

3点について質問をしたいと思います。

まず1点、現在、町立小中学校の統廃合の後期計画の説明会が今、行われている真っ最中ということなんですけども、この時期にこの決議がされるということなんですけども、時期的にどのような考えで今回、決議を出されたのか。

それから調査報告でなく、なぜ決議なのかということと、それから決議文の中にはなんか、統廃合ありきのような印象をちょっと受けてしまったんですけども、これについての審議ですね、どのような審議があったのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

河井淳君。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

それではお答えいたします。

まず、なぜ今、決議なのかということでございますけども、当然、現在、小中学校の統廃合の説明会が行われております。保育所につきましても園児の減少等が続いておりまして、それが小中学校の児童生徒の減少にもつながっているということでございますので、併せて考える必要があるということでございます。

当然、小中学校の配置場所についても保育所の場所というものも連動するわけですから、一緒になって考える必要があるというふうに考えて今、決議を出したということでございます。

それから調査報告でなく決議なのかということでございますけども、以前、小中学校の統廃合に関する特別委員会が設置されまして議会の中で報告がされました。そのときにはたぶん決議はなかったと思います。それにつきまして、のちのち町のほうからはあれは決議ではなかった、単なる報告であるというようなことがございましたので、より強く要望を出すという気持ちで今回、決議という形になりました。

そして最後の質問で統合ありきのような印象を持たれたようでございますけども、私たち委員会の中では当然、統合ありきということではなく統合するかしないかを含めた検討をしていたきたいという思いで今回の決議になっております。ですから委員会としまして、まず町のほうで検討していただいて統合するべきなのか、それからする必要がないのか、現状のままでもいいのか、または部分的な統合が必要なのか、そういうところも含めた検討をしていただきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

発委第3号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論もないので、討論を終結いたします。

これから発委第3号 保育所統廃合についての決議の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発委第3号 保育所統廃合についての決議の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって発委第3号 保育所統廃合についての決議の件は原案のとおり可決決定されました。

日程第4 町長行政報告を行います。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

皆さんおはようございます。

本日ここに平成25年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたく御礼を申し上げます。

私は昨年10月24日、2期目の就任から7カ月が経過いたしました。依然として厳しい財政状況が続いておりますが、このようなときこそ職員の和が必要であります。住みよい身延町を目指して職員ともども頑張らせていただいております。

国においては安倍政権の支持率が昨年暮れの発足から半年経った現在も依然として70%台近くを維持していることは、ここ数代の内閣と比較すると大変な数字だと思います。この数字は安倍政権への期待も当然含まれていることと考えられます。

過去の政権が取り組みながら達成することができなかった「第3の矢」、成長戦略をしっかりと成功させることを願うものであります。

それでは、まず平成24年度の一般会計および特別会計の決算処理について申し上げます。

このことについて平成24年度一般会計および特別会計の決算処理が5月31日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成24年度における会計事務が良好に完結したことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては9月定例議会でご説明いたしますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に、経済状況についてであります。

このことについて国の平成25年度当初予算は昨年12月の衆議院議員選挙とその結果による政権交代に伴い予算編成が大幅に遅れ3月29日に暫定予算が成立し、昨年に続き2年連続で暫定予算のスタートとなりました。その後、本予算が4月16日に衆議院本会議で可決をされ、5月15日に成立し暫定予算は25年度予算に吸収されました。当初予算の成立が5月にずれ込んだのは平成8年以来17年ぶりのことであります。

今年度の一般会計の総額は9兆6,115億円と、当初予算としては過去最大規模の予算となっています。本町におきましては極めて厳しい地方財政の現状および経済情勢を踏まえ、経費全般について徹底した節減合理化に努めております。

平成24年度決算見込みでは町税は5年連続での減収が予想されるなど依然として本町財政は大変厳しい状況にあります。

このような状況の中、さらに町税等の一般財源の積極的な確保策を講じ厳しい財政事情では

ありますが、全国的な経済危機に対応すべく効率的で持続的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、中部横断自動車道進捗状況についてであります。

国土交通省が整備する「新直轄区間」、仮称、六郷インターチェンジから仮称、富沢インターチェンジまでの28キロは平成29年度供用開始に向けて予算の確保と事業の推進を図るよう、国・県をはじめ地元出身の国会議員の先生方をお願いをしてくれているところであります。

このところ至るところで中部横断自動車道の建設工事が見られ、私たちの長年の夢が着実に近づいていることを実感させてくれております。この「新直轄区間」の国の予算は平成24年度135億円でしたが平成25年度は234億円が5月15日に決定されました。このことで平成29年度供用開始に向けてさらなる前進をしていただけることになりました。これもひとえに町民の皆さまや町議会議員の皆さまの力強いご支援と国・県をはじめ関係各位のご努力のおかげと深く敬意を表するとともにさらなるご尽力を期待するところであります。

さらに県は5月16日、仮称、中富インターチェンジの連結許可申請を国に提出していただきました。これに対して5月23日付けで国より山梨県知事に意見聴取があり、県は5月27日付けで「異議なし」の回答をしていただきましたので、建設に向けて一步前進したと判断できると思われまます。しかし予算がつかましても地域の協力がなければ工事を進めることはできません。国・県のご配慮に伝える上でも、また夢の実現のためにも議員各位をはじめ地域住民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、身延町橋梁長寿命化修繕計画についてであります。

町では、平成24年度までに主要135橋に対して橋梁点検を実施しました。その結果、早急に対策が必要な23橋について今後5年間で修繕を行っていく予定であります。

そのほかの橋梁につきましても計画に基づき修繕・点検を行っていきませんが日常的に通行される町民の皆さまから異常の通報をいただくことにより異常の早期発見ができ維持管理費の縮減にもつながります。またゴミを拾うだけでも路面排水口の詰まりをなくすこともできます。

町では、大切な橋を利用される皆さまと一緒に維持管理していく取り組みを行うことで橋の長寿命化を目指していきたいと考えております。町民皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、林道三石山線の竣工についてであります。

林道三石山線は、昭和62年度に広域基幹林道三石山線として林野庁基盤整備課により新規路線として認可され、平成63年度に全体計画調査が完了し平成元年度より開設工事に着手してより25年の歳月を経て今年の7月に全線開通の目途が立ちました。

この路線はご案内のとおり旧下部町を起点に旧身延町を通過し、終点の南部町まで総延長3万7,891メートルで、うち身延町分は2万6,998メートルと山梨県内でも1、2を争う長距離林道であります。総事業費は約125億円を投じて完成を迎え林業振興に十分な効果が得られるものと確信しております。

本事業の遂行にあたり、ご理解とご尽力をいただきました国・県当局をはじめ地権者、地域住民の皆さまに心より感謝を申し上げます。

次に、身延町議会議員選挙についてであります。

このことについて去る5月17日、身延町選挙管理委員会が開催され10月31日、任期満了となります身延町議会議員一般選挙が10月22日告示、10月27日選挙期日とすること

が決定されました。

次に、公共下水道事業の加入状況についてでございます。

公共下水道の各戸への接続につきましては、平成25年5月31日現在、中富処理区につきましては加入戸数995戸で加入率65.4%、身延処理区は加入戸数328戸で加入率40.6%、下部処理区は加入戸数40戸で加入率28.0%という状況でございます。特に中富処理区は第1回定例会時に対し、その後1戸の加入もございません。今後も加入率アップに向けご理解、ご協力をお願いするところであります。

次に、平成25年第1回定例会以降の主な行事への参加等について申し上げます。

3月14日、富士山世界文化遺産登録山梨・静岡両県合同会議。15日、身延山大学卒業式。19日、久那土小学校卒業式。22日、峡南衛生組合定例議会。25日、峡南広域行政組合定例議会。26日、中部横断自動車道沿線地域活性化構想協議会。28日、飯富病院定例議会。

4月に入りまして4月1日、町職員辞令交付式。町役場・峡南衛生組合・飯富病院の年度始め式。身延町消防団辞令交付式および任命式。3日、身延山大学・身延山高校入学式。4日、町内小学校の入学式。5日、町内中学校の入学式。6日、身延高校入学式。11日、中部横断自動車道・国と国会への要望。23日、臨時町村長会議、国民文化祭実行委員会総会。25日、農業委員会辞令交付式。

5月に入りまして5月1日、山梨県介護保険審査会委員委嘱式。10日、山梨県町村長会議。11日、平成25年度県民緑化まつり(南部町)。13日、山梨県リニア期成同盟会総会。15日、平成25年度防犯協会南部支部総会。16日、平成25年度南部交通安全協会定期総会。22日、関東国道協会通常総会。意見発表をさせていただきました。24日、平成25年度県下戦没者慰霊祭。ここで慰霊の辞と献花をさせていただきました。26日、中部横断自動車道建設促進総決起大会が北杜市長坂町で行われました。27日、山梨県市町村総合事務組合臨時議会が招集をされ、議長に就任をいたしました。28日、関東道の駅連絡会通常総会が行われました。

6月1日・2日、シーフェスタ2013イン鴨川に出席をさせていただきました。6月8日には東京山梨県人会連合会総会。これは甲府富士屋ホテルで、夜は一色ホテルまつりが行われました。

以上、主なものについて報告させていただきました。

なおこの間、各種団体の総会への参加および各種委員に委嘱状の交付を行ってまいりました。

町では3月31日に定年退職者4名に中途退職者1名を加え5名の退職者と、4月1日付けで3名の新採用者を迎え2名減の人事異動を行いました。

町の行政は異動や減員があっても一時の停滞も許されません。子や孫に負の財産を残さないよう職員と知恵を出し合いながら、その先頭に立ってまいる所存でありますので議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

私が先ほど身延町の橋梁長寿命化計画のところで、早急に対策が必要な23橋と申し上げましたが、失礼いたしました、これは32橋の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

それから三石山林道で平成63年度に全体計画の調査が完了しと申し上げましたが、これは昭和63年度の誤りですので訂正をさせていただきたいと思います。失礼をいたしました。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

これで町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度身延町一般会計補正予算(第8号))

報告第4号 平成24年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第5号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案第50号 身延町景観条例の制定について

議案第51号 訴えの提起について

議案第52号 峡南広域行政組合格約の変更について

議案第53号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第1号)について

議案第54号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第55号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第56号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第57号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第58号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第59号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)について

以上、議案15件を上程いたします。

日程第6 報告第1号から議案第59号までについての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、ご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出しました案件は専決処分案件3件、繰越明許費繰越計算書案件2件、条例案件が1件、訴えの提起案件が1件、規約案件が1件、平成25年度補正予算案件が7件の計15件となっております。

それでは、個々について順を追って申し上げます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成25年6月11日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1. 身延町税条例の一部を改正する条例
専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をいたしました。

以下、提出日と提出者名は省略をさせていただきます。

1. 身延町税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をしたものでございます。

次に報告第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をしたものでございます。

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をしたものであります。

次に報告第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

同じく地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項

平成24年度身延町一般会計補正予算(第8号)

専決処分書についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をしたものでございます。

処分事項

1. 平成24年度身延町一般会計補正予算(第8号)

理由

国の補正予算に伴い3月25日に交付決定のあった過疎集落等自立再生緊急対策事業に伴う予算および繰上償還の実施に伴い、補正予算の必要が生じたので専決処分をしたものでございます。

次に報告第4号 平成24年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成24年度身延町一般会計繰越明許費繰

越計算書について、次のとおり報告をいたします。

以下は省略をさせていただきます。

次に報告第5号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をするものであります。

次に議案第50号 身延町景観条例の制定についてであります。

身延町景観条例の議案を提出いたします。

提案理由

平成16年に国の景観法が施行されたことを受け、本町は平成23年4月1日に景観行政団体となり、景観計画を策定し景観法を活用して総合的な景観施策を進めていくことができるようになり平成23年度から本町景観計画の策定を進めてまいりました。

地域の個性と歴史性を生かした本町独自の景観行政を推進し町民、事業者、町の協働により魅力的なまちなみ景観を創造するため、身延町景観計画に基づいた身延町景観条例を制定する。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次は議案第51号 訴えの提起についてであります。

町営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴え（和解を含む）を提起するので地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1．訴訟提起または和解による請求する内容

町営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払い

2．請求の相手方および対象物件については、記載のとおりでございます。

3．訴訟提起および和解に関する取り扱い

訴訟において上記請求が容認されないときは上告するものとする。

滞納家賃を分割納入等により完納する旨の申し入れがあり、その履行が見込まれるときにあっては和解するものとする。

提案理由

上記記載の者は町営住宅家賃を滞納しており、再三にわたる督促および催促に応じないため身延町営住宅条例第42条の規定に基づき町営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第52号 峡南広域行政組合格約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により峡南広域行政組合格約を次のとおり変更をする。

峡南広域行政組合格約の一部を変更する規約

峡南広域行政組合格約の一部を次のように改正する。

第3条中「第7号」を「第8号」として6号の次に次の1号を加える。「7．介護保険による給付の適正化のための被保険者情報の分析調査に関する事務」。

附則、この規約は平成25年10月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合格約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため本案を提出

するものでございます。

次に議案第53号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第1号)についてであります。
平成25年度身延町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,556万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ89億2,806万円とする。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は「第2表 債務負担行為」による。

以下は省略をいたします。

次に議案第54号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,065万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第55号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,363万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第56号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,922万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第57号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,041万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,783万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によります。

次に議案第58号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,101万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,799万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

最後に議案第59号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,210万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますが議案第54号から議案第59号の補正予算6件につきましては、第57号を除き人件費のみの補正となっておりますので詳細説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではよろしくご審議の上ご承認・ご議決くださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

はい、どうぞ。

○町長(望月仁司君)

また訂正がありまして、誠に申し訳ありません。

専決処分の身延町税条例の一部改正する条例の理由を申し上げた中で、平成25年3月30日に公布されたものを3月31日と申し上げたそうでございますので訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

○議長(福與三郎君)

報告第1号から議案第59号までについて、町長の説明が終わりました。

ここで、議事の途中ではありますが暫時休憩をいたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

お諮りいたします。

これから担当課長が詳細説明を行います。議案第54号から第56号および議案第58号、第59号につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の補正のみでありますので会議規則第39条第2項の規定により詳細な説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号から第56号および議案第58号、第59号につきましては詳細説明を省略することに決定いたしました。

担当課長からの詳細説明を求めます。

報告第1号および報告第2号について、村野税務課長。

○税務課長(村野浩人君)

それでは報告第1号 専決処分書について詳細説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

本専決処分書は地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、身延町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては地方税法にかかる延滞金、還付加算金の利率の引き上げ、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備、個人住民税における住宅ローン控除の延長と拡充に伴う改正、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期間の延長および住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例、独立行政法人総合森林研究所が行う特定中山間保全整備事業および農用地総合整備事業に伴う仮換地等にかかる固定資産税納税義務者の特例措置の廃止等が行われたものであります。

5ページをお開きください。

上から3行目、第34条の7第2項につきましては、寄附金税額控除について公益法人等に対する寄附金にかかる特例控除額の見直し規定が新たに追加されたものであります。

上から5行目、第54条第5項につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴い指定された仮換地等にかかる固定資産の納税義務者の特例措置を削除するものであります。

上から10行目、第131条第4項につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴い指定された仮換地等にかかる特別土地保有税の納税義務者の特例措置を削除するものであります。

上から13行目、附則第3条の2につきましては、延滞金の割合について特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては年14.6%の割合にあつては特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては特例基準割合に1%を加算した割合とする改正であります。

下から12行目、附則第3条の2第2項につきましては、法人住民税について納期の延長があった場合の延滞金の割合について、その年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合にはその年中においてはその年の特例基準割合とする改正であります。

下から9行目、附則第4条第1項につきましては、附則第3条の2の改正に伴う項ずれ部分の改正であります。

下から4行目、附則第4条の2につきましては、租税特別措置法第40条10項の改正に伴う規定の整備であります。

下から3行目、附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅ローン控除の適用となる所得年度を平成35年から平成39年に延長し、控除の適用者となる住宅入居年を平成25年度までの入居から平成29年までの入居に延長するものと、控除限度額の範囲の規定の追加に伴う項ずれであります。

6ページをお開きください。

上から1行目、附則第7条の4につきましては、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合の町民税の寄附金控除について特定控除の算定に復興特別所得税率100分の2.1を加算する措置が講じられたものであります。

上から3行目、附則第10条の2につきましては、法附則第15条の10項が法附則第15条第9項に改正されたための項ずれであります。

上から6行目、附則第17条の2第3項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について、租税特別措置法第37条の9の2および3が削除されたことに伴う改正であります。

上から8行目、附則第22条の2につきましては、譲渡期限を3年から7年とする特例のための読み替え規定であり、居住用財産の譲渡にかかる特例について、その所有する居住用家屋に東日本大震災により居住することができなくなった所得税の納税義務者がその家屋の敷地を譲渡した場合には譲渡にかかる特例の適用を受けることができる措置が講じられ、その読み替え規定を表形式に改正するものであります。

7ページをお開きください。

表の下にありますが、附則第22条の2第2項につきましては、東日本大震災により居住することができなくなった所得税の納税義務者の相続人が、その土地を譲渡した場合においても被相続人がその土地を取得した日に取得したものとみなして、譲渡の特例を受けられる措置を講じるものであります。

下から9行目、附則第23条第1項につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失等により居住できなくなった納税義務者が住宅の再取得、または増改築等をして平成26年4月から平成29年12年までの間に居住を開始した場合、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税所得等の合計の100分の4.2に相当する金額に改正するものであります。

8ページをお開きください。

上から1行目、附則第1条および第2条につきましては町税、法人町民税の納期延長に伴う延滞金の特定基準割合と住宅ローン控除適用の延長および控除限度額の改正、東日本大震災による住宅ローンの重複適用の特例について、書式およびシステム等変更の準備、周知期間を設けるためであり、経過措置を提起しています。

上から12行目、附則第3条につきましては、町民税に関する経過措置を規定しており第1項ではみなし広域法人が個人課税を賦課された場合の住民税の適用について、第2項では東日本大震災により居住できなくなった家屋の敷地譲渡の特例に関する経過措置を規定しています。

下から10行目、附則第4条につきましては固定資産税に関する経過措置を規定しており、

第2項では耐震基準適合住宅にかかる耐震改修が改修以前に契約されたものについての経過措置を規定しています。

以上で報告第1号の詳細説明とさせていただきます。

引き続き報告第2号 専決処分書について詳細説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

本専決処分書は地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の特例を恒久化するものであります。

13ページをお開きください。

上から3行目、第5条の2第1項につきましては、特定世帯にかかる世帯別平等割額を最初の5年間は2分の1に減額する現行案に、その後の3年間で4分の1減額する規定が追加されたものであります。これに伴い第5条、第7条、第23条にはそれぞれ特定継続世帯の平等割額について条文および金額が追加されたものであります。

下から3行目、附則第22項につきましては地方税法附則第44条の2と同様に東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長および相続人をみなし対象とする条項の追加に伴う改正であります。

14ページをお開きください。

上から2行目、第1条および第2条につきましては、東日本大震災で被災した居住用財産の敷地の譲渡特例について、申告書の書式変更等の準備や周知期間を設けるための経過措置を規定しております。

以上で報告第2号の詳細説明とさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に報告第3号、報告第4号および議案第53号について、笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

それでは私から専決処分書、報告第3号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第8号）、報告第4号 平成24年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書、議案第53号 平成25年度身延町一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

詳細説明をさせていただく前に、大変申し訳ございません、議案第53号の説明欄に修正箇所がございます。大変申し訳ございませんけれども、修正をお願いいたします。

議案第53号の14ページをご覧くださいと思います。

6款農林水産業費1項農業費、3目の農業振興費19節負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金69万5千円となっているわけでございますけれども、これは大変申し訳ございません。説明欄を打ち込むときに誤りがございました。65万9千円が正しい数値となりますので、大変申し訳ございませんけれども、修正のほうをお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、報告第3号について詳細説明をさせていただきます。

今回の専決処分の内容といたしましては、過疎集落等自立再生緊急対策事業に伴う予算および繰上償還に伴う予算の計上が主なものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

まず第2表 繰越明許費の補正であります。2款総務費、1項総務管理費に身延町静川村夢の再生プロジェクト事業に伴います補助金の1,300万円を追加させていただきました。これにつきましては、この補助金の財源となります。過疎地域等自立活性化推進交付金が国の補正予算で措置され3月25日に交付決定となったため、繰越明許費を追加するものでございます。

次に7ページをご覧ください。

歳入でありますけれども10款1項1目地方交付税に762万5千円、14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金に過疎地域等自立活性化推進交付金1,100万円を計上いたしました。

次に8ページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、4目企画費の19節負担金補助及び交付金に身延町静川村夢の再生プロジェクト補助金1,300万円。12款1項公債費、1目元金の23節償還金利子及び割引料に562万5千円を計上させていただきました。今回の専決につきましては、過疎集落等自立再生緊急対策事業に申請していましたが、身延町静川村夢の再生プロジェクト事業の交付決定が3月25日であったこと、また繰上償還の同意が急きょ3月末に得られたことにより専決とさせていただきますのでご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上、報告第3号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして報告第4号 平成24年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をさせていただきます。

今回の繰越明許費は3月の第1回定例議会で予算計上いたしました地域の元気臨時交付金、また専決により予算計上いたしました過疎地域等自立活性化推進交付金が含まれております。

繰り越しいたしました事業につきましては、農業施設のように農閑期に事業をしなければならぬ等、それぞれ制約がございますけれども臨時交付金の趣旨に鑑み、できるだけ早い事業の完成を目指し努力をしているところでございますのでご理解をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

2款1項総務管理費の町道和田石倉線ほか用地調査業務341万9,957円を繰り越しいたしました。全額一般財源であります。身延町静川村夢の再生プロジェクト事業につきましては専決により追加し旧静川小学校校舎を利用し、地域住民が主体となるコミュニティ活動を推進するもので繰越額1,300万円のうち1,100万円は過疎地域等自立活性化推進交付金で残り200万円は一般財源であります。

次に4款3項簡易水道運営費の簡易水道事業特別会計繰出金ですが、繰越額52万3千円は簡易水道事業特別会計で繰り越したため、一般会計からの繰出金も繰り越すものですべて一般財源であります。

次に6款1項農業費の3事業につきましては、県営事業の負担金で県が繰り越しをいたしましたので本町でも繰り越しをするものでございます。

まず中山間地域総合農地防災事業につきましては、1,190万円の繰り越しで全額公共事業等債であります。ため池等整備事業は1千万円の繰り越しで同じく全額公共事業等債であります。中山間地域総合整備事業につきましては3,752万5千円の繰り越しで3,750万円は合併特例債で残り2万5千円は一般財源であります。

次に2項の林業費ですが、林道点検診断保全整備事業で林道富士見山線トンネル3カ所があります。300万円の繰越額のうち2分の1の150万円が県補助金、残額の80%、120万円が地域の元氣臨時交付金で残り30万円は一般財源であります。

次に7款2項観光費であります。景観形成モデル事業24万8千円の繰越額のうち2分の1の12万4千円が県補助金で、残額12万4千円は一般財源であります。

次に8款1項土木管理費は道路ストック点検事業5千万円の繰り越して、トンネル舗装法面等の点検事業であります。事業費の65%、3,250万円が社会資本整備総合交付金、残額の80%、1,400万円が地域の元氣臨時交付金で残り350万円は一般財源であります。

2項道路橋梁費は町道西谷線改良工事500万円の繰り越して全額一般財源であります。

5項住宅費は木造住宅耐震改修事業3棟分の補助金330万円の繰越額のうち105万円が社会資本整備総合交付金、66万円が地域の元氣臨時交付金、120万円が県補助金で残り39万円が一般財源であります。

2ページをご覧ください。

9款3項防災費の地域防災計画改定業務ですが、388万5千円の繰越額で全額が一般財源であります。

次に11款1項農林水産業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業1,867万4千円の繰越額のうち1,401万5千円が県補助金、60万円が過年発生農地農林業施設災害復旧事業債で残り405万9千円が一般財源であります。また林業施設災害復旧事業1,278万円の繰越額のうち972万7千円が県補助金、90万円が現年発生農地農林業施設災害復旧事業債で残り215万3千円が一般財源であります。翌年度繰越額総額は1億7,549万4,957円で未収入特定財源の内訳は国、県支出金8,809万6千円、地方債6,090万円です。国・県支出金8,809万6千円の内訳は過疎地域等自立活性化交付金1,100万円、地域の元氣臨時交付金1,586万円、社会資本整備総合交付金3,355万円、県補助金2,768万6千円です。

以上、報告第4号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして議案第53号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第1号)について、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、一般会計および特別会計におきまして4月1日の定期人事異動に伴う給与費の補正を各科目でさせていただいております。

人件費の内容につきましては、特別なところがない限りは説明を省かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

5ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為ですが、事項は山梨県医療費集計支払システム構築事業負担金。期間は平成25年度から平成26年度。限度額は医療費集計支払システム構築にかかる市町村負担割合による負担経費139万1千円です。これは重度心身障害者医療費助成制度を窓口無料化から自動還付方式へ変更することに伴い、必要となる医療費集計支払システムの構築が平成25年度、26年度の2年度にわたり費用を県と市町村で負担することになるため、債務負担行為の議決をお願いするものであります。平成25年度が29万1千円、26年度が110万円です。

8ページをご覧ください。

歳入ですが15款2項4目農林水産業費県補助金に新規就農総合支援事業費補助金150万円を計上いたしました。これは山梨県青年就農給付金交付事業費補助金交付要綱に基づき就農初期段階の青年就農者に対して寄附されるもので、本町江尻窪の遠藤さんに交付決定があったことにより計上するものです。

16款2項3目出資金返還金に9,158万5千円を計上いたしました。これは町が峡南ふるさと市町村圏基金に出資しています2億5,081万5千円のうち9,158万5千円を返還金として収入し戸籍業務・各種税業務等の基幹系業務を統合型パッケージシステムに入れ替えるための負担金および峡南広域行政組合消防本部の防災行政無線デジタル化の負担金の財源とするためのものがございます。

17款1項2目指定寄附金に130万円を計上いたしました。これは東京都北区の若宮正英さまから原小学校教育費に対しご寄附いただいた30万円と甲府市の依田和久さま、甲斐市の依田光永さまから一色ホタル保護活動に対し、ご寄附いただいた100万円でございます。

19款1項1目繰越金に1,960万7千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入に156万8千円を計上いたしました。7節駐車場運営収入43万2千円の減額につきましては、本年4月1日から身延町商工会が下部温泉会館の指定管理者となったことに伴い、下部温泉会館の駐車場収入は指定管理者であります商工会に直接入ることとなりますので計上してありました駐車場収入を減額するものであります。

16節コミュニティ助成事業助成金180万円につきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業としてコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に対して助成金を交付するもので、今回は元町区の祭典用具整備事業であります。

17節地域づくりアドバイザー事業助成金20万円につきましては、下部温泉へ訪れるお客さまに対するおもてなしをより充実させるため、旅館経営者や従業員に対するアドバイザーによる講習会事業が地域活性化センター助成事業に採択されたことによる計上であります。

なお、講習会事業につきましては当初予算の報償費に計上済みですので、今回は財源の組み替えを行っております。

次に歳出であります9ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金に9,163万5千円を計上いたしました。日本ロジテック協同組合会費5万円につきましては、この会費を納めることにより特定規模電気事業者であります日本ロジテック協同組合から低料金で電気を購入できるものであります。

統合型パッケージシステム負担金3,751万7千円につきましては、計算センターが自己開発してきました戸籍業務・各種税業務等の基幹系業務を統合型パッケージシステムに入れ替えるための負担金であります。

消費費負担金5,406万8千円につきましては、峡南広域行政組合消防本部の防災行政無線デジタル化の負担金であります。この2つの負担金には、歳入で説明いたしました出資金返還金9,158万5千円を充当するものがございます。

10ページをご覧ください。

2款1項4目企画費の11節需用費から14節使用料及び賃借料につきましては、身延町静川村夢の再生プロジェクト事業に伴う、旧静川小学校の維持管理にかかる経費を計上いたしま

した。

19節負担金補助及び交付金のコミュニティ事業補助金180万円は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業としてコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に対する助成金を交付するもので、元町区の長はんとん、祭典用具等の整備事業に対する補助金であります。

まちづくり推進事業補助金10万円は、身延町まちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき地域活性化のための諸活動を恒常的に行う団体に対し交付するもので、豊岡地区の夏祭り実行委員会に対する補助金であります。

12ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費の28節繰出金80万1千円ですが、国民健康保険特別会計の person 費の補正に繰り出すものです。

3目高齢者福祉費の28節繰出金248万7千円の減額ですが、介護保険特別会計の person 費の補正による減額であります。

4目老人医療費の28節繰出金12万円の減額ですが、後期高齢者医療特別会計の person 費の補正による減額であります。

5目障害福祉費の19節負担金補助及び交付金29万1千円ですが、第2表 債務負担行為でご説明しました重度心身障害者医療費助成制度が窓口無料化から自動還付方式へ変更することに伴う医療集計支払システム構築にかかる平成25年度の負担金であります。

14ページをご覧ください。

4款3項1目簡易水道運営費の28節繰出金494万8千円ですが、簡易水道事業特別会計で説明がございしますが、下部簡水の下八木沢地区配水管敷設工事および中富南部簡水の水道管橋梁添架負担金等に繰り出すものであります。

5款1項1目労働諸費の13節委託料174万9千円の減額ですが、西嶋保育所給食調理作業をシルバー人材センターへ委託する予定でございましたが、シルバー人材センターに調理師免許を保有する登録者がいなかったため、西嶋保育所で直接雇用することといたしましたので減額するものです。

6款1項3目農業振興費の11節需用費51万5千円ですが、道の駅しもべの大型冷蔵庫用屋外冷凍機の修繕費であります。

13節委託料71万4千円ですが、農業振興地域整備計画の総合見直しが終了したことに伴う農地基盤図データの打ち込み作業の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金215万9千円のうち青年就農給付金150万円は、山梨県青年就農給付金交付事業費補助金交付要綱に基づき、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して給付されるもので町を通して交付するものでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業費補助金65万9千円は、農作物の鳥獣被害を防止するため身延町有害鳥獣対策協議会へ交付し、県が2分の1、町が2分の1補助するもので県の補助金は直接協議会へ交付されるものであります。

15ページをご覧ください。

7款1項1目商工振興費の13節委託料25万9千円の減額ですが、これは温泉会館駐車場収入の10分の6の額を計上しておりましたが、歳入の駐車場収入を減額することに伴い減額するものでございます。

7款2項1目観光費の19節負担金補助及び交付金1,237万7千円のうち富士川地域地

場産業振興センター精算負担金 1, 137万7千円は、地場産業振興センターが本年4月1日をもって解散したことに伴い、施設等を解体・撤去する費用を負担するもので解体撤去費用3, 500万円の2分の1が県、残りの2分の1を負担率に応じて5町で負担するものでございます。

一色地内ホタル保護活動補助金100万円は、一色出身の故依田和幸さまの生前のご遺志を引き継がれ、ご子息である甲府市の依田和久さま、甲斐市の依田光永さまから一色ホタル保存会に対してご寄附いただいた指定寄附金を、町を通してお渡しするものでございます。

16ページをご覧ください。

8款6項1目下水道総務費の28節繰出金1, 101万7千円の減額ですが、下水道事業特別会計の人件費の補正による減額でございます。

9款3項1目防災費の13節委託料の34万8千円は、電波法第73条第1項に規定される無線局の検査にかかる報告書作成等の業務委託でございます。

17ページをご覧ください。

10款2項5目原小学校管理費の18節備品購入費30万円は、東京都北区の若宮正英さまから原小学校に対し、ご寄附いただいた30万円の指定寄附金を充当しカラーレーザープリンターと紙折機を購入するものでございます。

10款4項1目社会教育総務費の28節繰出金274万6千円は、青少年自然の里特別会計の人件費の補正に繰り出すものでございます。

19ページをご覧ください。

10款6項5目体育施設費の15節工事請負費493万5千円ですが、下山野球場に高さ5メートル、長さ115.5メートルの防球ネットを設置し、ボールの飛び出しを防止するものでございます。

以上、議案第53号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第1号)の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に報告第5号および議案第57号について、遠藤水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

それでは水道課から報告第5号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書および議案第57号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、詳細説明をさせていただきます。

まず報告第5号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

2款2項下部簡易水道事業の翌年度繰越額1, 720万5千円につきましては、波高島取水施設築造工事および波高島取水施設機械電気工事であります。この繰越工事につきましては波高島地内の常葉川沿い道路の河川縦断占用許可、ならびに私有地道路配水管敷設工事に伴う使用承諾が難航したため繰り越しをさせていただきました。この工事の1, 720万5千円の財源内訳でございますが未収入特定財源の国庫支出金が668万2千円。地方債が1千万円で内訳としまして簡易水道事業債500万円。過疎対策事業債500万円であります。その他としまして、一般会計から繰入金52万3千円あります。この2件の工事もすでに完了しており

まして給水が開始され、6月の使用水量から料金をいただく運びとなっております。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第57号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、詳細説明をさせていただきます。

予算書4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

地方債補正の変更につきましては、簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債の限度額合計を1億2,500万円に設定しておりましたが、事業内容の変更に伴い簡易水道事業債を440万円増額し限度額を6,690万円に、また過疎対策事業債につきましても440万円を増額し限度額を6,690万円とし、地方債限度額合計を1億3,380万円に設定変更するものであります。

続きまして歳入をご説明させていただきます。7ページをお開きください。

3款1項1目簡易水道手数料、3節の開栓手数料につきましては平成25年度第1回定例会において条例改正され4月から徴収が可能となったため、3節に開栓手数料を置き30万円を追加補正するものであります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節国庫補助金637万円の増額補正につきましては下部簡易水道八木沢配水管敷設工事の追加要望が採択されたため、増額するものであります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金494万8千円につきましては、1節の水道事業費繰入金509万5千円の増額補正については総務費繰入金を17万5千円減額し、建設費繰入金を527万円増額するものであります。

2節の公債費繰入金については14万7千円の減額であり、繰入金合計494万8千円の増額補正であります。

8款1項1目水道事業費、1節の簡易水道事業債については440万円の増額。2節の過疎対策事業債についても440万円の増額であり、合わせて880万円の町債を増額補正するものであります。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、2節3節4節につきましては人件費ですので省略させていただきます。

13節委託料につきましては、10万円の増額補正であります。これにつきましては下部簡易水道、波高島工区の町営化によります水道法で定める水質検査項目の追加による水質検査料であります。

2款1項1目一般管理費の3節4節はいずれも人件費ですので、省略をさせていただきます。

続きまして2款2項1目簡易水道建設費、15節の工事請負費につきましては1,832万6千円を増額補正するものであります。増額の内容につきましては、説明欄に記載のとおり下部簡易水道、八木沢配水管敷設工事4工区の国庫補助金の追加要望による増額であり、第4工区を発注することにより平成25年度内に全工事の完成が見込まれるものであります。また下部簡易水道、波高島既設水道施設撤去工事につきましては、これまでの集落管理としておりました既設水道施設の地上部における支障となる箇所撤去費であります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、その他負担金として中富南部簡水、早川橋架け替え工事に伴う配水管橋梁添架共同施工工事負担金として251万4千円を増額するものであります。

続きまして9ページをご覧ください。

3款1項1目元金については財源組み替えであります。一般会計からの繰入金14万7千円を減額し、簡易水道事業収入の開栓手数料から14万7千円を増額し財源組み替えをするものであります。

以上で議案第57号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第50号および議案第51号について、竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

議案第50号 身延町景観条例の制定について、議案第51号 訴えの提起について、この2件の詳細説明をさせていただきます。

議案第50号、この条例は景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づき身延町における良好な景観の形成に関し必要な事項を定め、第1条から第25条までの構成となっております。

2ページをお願いします。

第1条では、身延町景観条例が景観法の規定に基づくことおよび身延町の景観形成の目的を明らかにしております。

第3条は町の責務について規定するものです。景観法の規定に基づく景観計画の策定をはじめ景観形成に関わる施策全般をいいます。第2項は施策の策定の際に町民や事業者の計画作成団体からの参加や意見の公募、縦覧等により行うものとし、第3項は優れた風景写真展等の開催、ホームページ等の活用によるPRをいいます。町民や事業者による景観形成の取り組みを推進するため、情報提供や技術的指導などをいいます。第4項は町が策定するまちづくりの施策。例として総合計画や国土利用計画などにおいて、景観に十分配慮した計画とすることとして景観形成に先導的な役割を果たすことをいいます。

第4条では、町民の責務について規定するものです。

第5条では、事業者の責務について規定するものです。

第6条は、景観計画の策定に関し必要な事項を規定するものです。景観計画は景観法に基づく法定計画であり、景観行政を進めていくため基本となる計画であります。景観計画を定めることのできる団体を景観行政団体と呼びます。市町村は県の同意により、この景観行政団体に認定されます。身延町は平成23年4月1日にこの景観行政団体に認定されました。

第7条は、景観計画の適用する区域について規定するものです。身延町景観計画においては町全域を景観計画区域として定めていることから、本条において景観計画を適用する区域を改めて明示するものであります。

第8条は、景観計画の策定および変更について提案できる団体について規定するものです。

第9条は、町の景観の将来像の実現に向け特にきめ細かく景観形成を図る地区として景観形成重点地区を指定することを第1号から第3号により規定するものであります。身延町景観計画では、身延山門内地区と身延駅前しょうにん通り地区の2地区を景観形成重点地区に指定しました。

第10条は建築物または工作物の新設、増築、改築等の工事を行う場合には身延町景観計画に定める景観形成基準に適合するようにしなければならないことを規定するものであります。

第11条は、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れのある行為として、景観計画に従い条例で定める行為について規定するものです。届け出の対象となる行為は建築物および工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、または色彩の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積について規定するものです。

第12条は、届け出の適用除外となる行為について規定するものです。第1号は景観法第16条第7項に規定する届け出の適用除外行為、主なものは道路法による道路、河川法による河川で景観重要公共施設の整備として行う行為です。景観重要公共施設とは道路、河川の公共施設についても地域の景観を構成する主要の1つと考えるため、良好な景観形成に重要な公共施設を景観重要公共施設として景観行政団体、すなわち町が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項を定めることができる制度です。この景観重要公共施設を景観計画に位置付ける場合は景観行政団体、すなわち町は公共施設の管理者と協議をして同意を得る必要が生じます。この同意を得ることにより届け出の対象から除外するものです。次に国立公園、または特定公園および県立自然公園の区域内において、自然公園法の規定する許可を受けて行う行為は除外とするものです。

第2号は、景観計画区域内の景観形成重点地区を除く一般地区における届け出は7ページの別表第1において規定するものです。それ以外の行為は適用除外とするものです。

第3号は、景観計画区域内の景観形成重点地区における届け出の行為について7ページから8ページの別表第2および第3において規定するもので、それ以外の行為は適用除外とするものです。

第4号は、地中または水面下における行為は適用除外とするものです。

第5号は、国および地方公共団体が行う7ページから8ページの別表第1から第3の表までの対象行為については適用除外とするものです。ただし、事前に町へ通知する必要があるものとします。

第13条は、景観法第17条第1項に規定する特定届け出対象行為について規定するもので町は景観計画に定められた建築物または工作物の形、色、模様の制限に適合しないものをしようとする者、またはした者に対して当該制限に適合させるため、必要な限度において設計の変更や原状回復等を命ずることができるとするものです。

第14条は、景観計画に定める景観形成基準を担保するため景観法に規定する勧告または命令をすることができることを規定するものです。

第15条は、第14条による勧告または命令に従わない場合において勧告または命令を受けた者について規則で定める事項を公表することができることを規定するものです。

第16条は、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定について規定するものです。景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、国土交通省令が定める基準に該当する者を景観重要構造物として指定することができることとしています。指定をしようとするときは、あらかじめ当該建物の所有者の意見を聞く必要があります。また、指定にあたっては文化財保護法の規定により国宝、国の重要文化財および史跡名勝天然記念物については適用しないものとします。

第3項においては景観重要構造物が国宝、国の重要文化財等に指定され、文化財保護法による厳しい規制が課せられることになったとき、また滅失、損傷等により景観重要建造物の優れた景観が失われたとき、その指定を解除しなければならないとしています。

第18条は景観法第28条第1項の規定により、景観重要樹木の指定について規定するものです。

第20条は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき身延町景観審議会を設置することを規定するものです。

第22条は、審議会は委員10人以内をもって組織するものと規定するものです。

第23条は、良好な景観形成に貢献したと認められる個人または団体に対して町長が表彰することができることを規定するものです。

第24条は、景観形成を推進する団体または地域の景観形成活動に対して専門知識を有する者の派遣等、景観形成に関する支援を行うことができることを規定するものです。

第25条は、本条例の施行に関し必要な事項について規則に委任することを規定するものです。

以上で身延町景観条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第51号 訴えの提起についての詳細説明をさせていただきます。

町営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求め訴え（和解を含めます）を提起するもので地方自治法第96条第1項第12号の規定、すなわち普通公共団体がその当事者である訴えの提起を行うときは普通公共団体の議会は議決をしなければならないとされていることから議会の議決を求めるものであります。

なお、入居の明け渡しの請求を受けてもその期限内に公営住宅の明け渡しをしない場合、公営住宅法の特別の強制手段が規定されていませんので、民事上の手続きにより明け渡しを求めらるるものであります。

訴訟の相手方は町外に住所を有するA。対象物件は身延町営住宅です。

A氏の家賃の納付は遅れがちではありましたが、納付されておりました。時が経つにつれて徐々に遅れが重なり滞納となり、平成20年4月1日に入金されたのが最後でその後はございません。

家賃の滞納状況は68カ月分84万9,300円であります。

A氏は平成21年10月8日に町外へ転出してしまいました。転出したため町営住宅退去届を提出し明け渡しをするよう指導したところ、本人により退去届が提出されました。その後、退去する行為がないため平成24年11月6日に身延町営住宅条例第42条の規定により住宅の明け渡し請求書を発送いたしました。今現在応じてもらえません。

督促等の発送状況は家賃滞納督促状が6回、催告書5回、呼び出し状が1回、その他本人との面談や電話での督促など39回を行ってまいりました。現在、住宅内の状況は本人の家財道具はそのままの状態です。

議決後、身延町営住宅条例第42条の規定に基づき町営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴訟を甲府地方裁判所に提起するものであります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第52号について、笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは議案第52号 峡南広域行政組合規約の変更につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本議案は峡南広域行政組合の構成町であります市川三郷町、富士川町、早川町、南部町、それから身延町の5町が保険者として行う介護保険における介護給付の適正化事業の実施に伴い被保険者情報の分析調査を共同処理するため、地方自治法の規定により峡南広域行政組合の規約を変更するものでございます。

規約の変更の内容でございますけども、組合の処理する事務が規定をされております第3条でございますけども、第3条の第6号の次に第7号といたしまして「介護保険における給付の適正化のために被保険者情報の分析調査に関する事務」を追加いたしまして、従来あります「7号」を「8号」とするものでございまして、平成25年10月1日から実施をいたすものでございます。

以上で議案第52号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

提出議案の詳細説明が終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

平成 2 5 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 3 日

平成25年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成25年6月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	佐野富雄	2番	柿島良行
3番	野島俊博	4番	望月明
5番	河井淳	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	深沢脩二
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	穂坂英勝
13番	伊藤文雄	14番	望月広喜
15番	望月秀哉	16番	福與三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わし始めたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

開会前に望月町長より、中部横断自動車道中富インターの経過につきまして説明がござい
ますのでご清聴ください。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本会議の尊い時間ですが議長より許可を頂戴いたしましたので仮称、中富インターチェンジ
の建設決定について、少々時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。

開会時の私の行政報告の中で、5月16日に県が中富インターチェンジの連結許可申請を提
出したと。23日に国から知事に対して、これに対する意見聴取があった。5月27日に県知
事が建設は異議がございませんという回答をした。したがって、建設に向けて一歩前進したん
ではないだろうか、こういうお話を申し上げました。

ちょうどその日ですけども、午後2時、国から連絡がございまして、連結はOKですよとい
うことですから、建設が決定をしたわけでございます。

詳細につきましては新聞報道のとおりでございますが、特に山日が詳しく報道をしていただ
いておりますので、あまり細かいことは申し上げませんが、少しの時間をいただきたい
と思います。

この仮称、中富インターチェンジにつきましては、ご案内のとおり身延町内の直轄施工区
間では国道52号線に一番近い距離である。また、わが町はご案内のとおり土砂災害の発生しや
すい地形・地質のために国施工の仮称、身延インターチェンジだけだと台風時あるいは身延山
インター2つだけですと、そこへ行くのにも交通止めになってしまいますから中部横断自動車
道を使用することがかなわないわけでありますので、地域活性化インターチェンジの北部への
建設もお願いしてまいりました。特に中富インターにつきましては、平成20年度の後半から
県に対し、住民の総意でお願いしてきたところでもございます。県では私どもの地域の实情に
温かいご理解をいただく中で、昨年4月20日の日には仮称、身延山インターチェンジの連結
の許可をいただいて建設が決定しました。さらに一昨日ですけれども、私どもが待ち望んでお
りました仮称、中富インターチェンジも県の強力なお力添えと国のご理解で連結が許可され、
インターチェンジの建設が決定の運びとなったところであります。

ちなみに本年度の追加インターチェンジは全国で9カ所でございます。その9カ所のうちの
1つに仮称、中富インターチェンジが採択されました。それから昨年の追加インターチェンジ、
身延山インターチェンジですが、これは全国で12カ所ございましたがその中の1カ所が採

択をされた。関東地方建設局内では昨年も今年も1カ所だけでございますし、全国を見ましても昨年と本年で同一町内で2カ所の採択をいただいたのは私どもの身延だけでございます。まさに国、県の実情を理解していただいたこのことに対し、大変感謝を申し上げているところでございますが、この裏には国会議員の先生方、県議会の先生方はじめ町議会の皆さんや町民の皆さんの大変なご尽力のおかげでございます。心から感謝を申し上げるとともに、このインターを使っていただいて町民の皆さんの生活が少しでも向上していくよう努力をしておりますので今後ともひとつご協力をお願いしたいと思います。

報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長より中部横断自動車道、仮称中富インターについてご説明がありました。

6月11日に連結許可が下りたということで長い間、望月町長にはご苦労をお掛けしましたことを感謝申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

通告の1番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島君。

○3番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

それでは早速、始めさせていただきます。

私は2011年6月議会において、危機管理についての一般質問を行っております。その中で緊急事態につながる経営、災害、事故、社会、環境における危機要因、いわゆるリスク項目の洗い出しについて、また情報政策、リスクマネジメント構築について質問し、答えとして「これから起こるかもしれない危機に対して事前に対応していく管理手法、日常から行政の活動に付随するリスクを適切に把握する中で危機管理対応の仕組みや機能を組織内に有することにより安全で安心な行政運営が執り行われるよう検討していく」と回答を受けました。

そこで今回、Windows XPサポート終了のニュースであります。現在でもシェアダントツのNO.1のOS。ビジネスでも個人ユースでのソフトウェア、また周辺機器の互換性もWindows 7の比ではないからであると思います。

本題に移りますが2014年4月9日、Windows XPサポート終了、OSのセキュリティパッチとソフトウェアの保安上の弱点をフォローするために配布されている更新プログラム、新種のコンピューターウイルス、ワーム、スパイウェアなどのマルウェアが次々に登場する現代のインターネットにおいては、パソコンのセキュリティ確保の土台ともいえる存在であります。

現在もほぼ毎月数本という頻度でリリースされていますが、このセキュリティパッチが2014年4月以降はリリースされなくなるということでもあります。つまりWindows XPで稼働するパソコンはマルウェアに感染するリスクが飛躍的に高くなることとなります。新

たな脆弱性や脅威に対処できなくなることが予想されます。

サポートが切れるWindows XPがマルウェアに感染する危険性はWindows 7の約10倍といわれておりますが、マルウェア感染はシステム破損やデータ改ざんなどの実害につながるだけではなく、最悪のケースでは情報流出に発展する恐れもあるといわれております。もしそれが住民の個人情報に類するようなものであれば、致命的なダメージになることは言うまでもありません。

Windows XPとOffice 2003、Internet Explorer 6のサポート終了、新しい環境への移行を早めに実施しなければなりません。そこで私なりにサポート終了に伴う影響を考えますと、まず1つ目、セキュリティ更新プログラムの提供が終了するためウイルスの感染などに安全なIT環境の維持が難しくなる。2つ目に電話やメールによるサポート、関連情報の提供が終了するため、パソコン故障時の原因究明や速やかな対応が難しくなる。3つ目にウイルス添付ファイルや周辺機器のドライバー提供が終了するなど各メーカーによるサポートが受けられない可能性が出てくる。これらのことは言うに及びませんが、十分承知されていることと思いますが、移行期間までには予想以上にコスト、時間がかかると思います。

企業、また役所関係、教育環境を含めパソコン移行作業は一朝一夕にはできないのが現状です。検討・発注・展開・検証など予想以上に多くの行程と時間を要します。

スケジュールの遅延は不測のトラブルの発生などリスク回避に必要な期間を確保するため、すでに着手されているかもしれませんが、そこで質問をいたします。

まず質問1でございますけども事前評価をお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この問題につきましては、昨年から政策室内で検討を重ねてきており、今年4月に方針を固めたところです。現在、本町では役場関係で248台のパソコンを使用しておりますが、43台は対応済みで残り205台が対象となります。この205台について9月補正での対応を考えており、古くなった130台のパソコンは本体の入れ替えによって対応し、残りの75台はWindows XPからWindows 7にソフトの入れ替えによる対応を考えております。

なお、学校関係は現在、精査中ですがやはり9月の補正予算での対応を考えております。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。学校関係も今、進行中であるということでもありますけども、どうかひとつそのへんのところもしっかりやっていただきたいと思います。

続きまして質問2に移りますけども、発注から導入までの期間をどのように設定しておられますか、お伺ひいたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

9月の議会、第3回定例会でのご審議をお願ひし、ご議決いただければ10月に発注し平成

26年1月末までに入れ替えを行う予定でいます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

そういうことでありますと、この次の質問ですが、3番、4番ですね、非常に大事なことになってくるんですけども、安定稼働までの観察の見積もりをされておりましたら、それを伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

26年1月までに入れ替えを終了したのちですが、2月には通常業務を行いながら稼働状況の確認やトラブル等のチェックを行う予定です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

そこでトラブル等のチェックを行うということなんですけども、質問4として万が一のスケジュール遅延などのリスク回避に必要な時期をどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

すべては26年2月までに完了する予定で進めますが、万が一の場合に備えて3月の1カ月の猶予期間を設けているところです。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

1カ月間、余裕を持っておられるということで大変頼もしいことなんですけども、まさに今、回答を聞きますとさまざまな危険や、そして最も効率よく回避しようとする手法、リスクマネジメントが構築されていると私は今、思いました。

そして未来の予測をもとに業務計画の作成、計画に沿って業務を行う、業務の内容が計画どおりか否かを確認する。そして計画から反れた事実を調べて改善する、そういうことだと思うんですけども、これがよく分かりました。

ちょっと私なりの意見を言わせていただきますけども、まず民間の調査によりますと去年11月の時点でWindows XPは、国内で利用されているパソコンおよそ7,700万台の33%余り、企業のパソコンに限れば40%余りで引き続き使用をされています。そして7,700万台のうち個人のパソコンの27.7%、企業で使われているパソコンの40.3%で引き続き使用されており、乗り換えは一向に進んでいないというのが現状でございます。

さらに教育現場においては、昨年3月の時点で全国の公立の小中学校や高校などの授業のパソコン、およそ192万台のうち46%余りにあたるおよそ90万台で引き続き利用されていたとのごさいました。

これらのことを鑑み、社会的意味においてもやはりX P継続利用は避けると。そして私たちもウイルスに感染したら困るのは自分だけというような考えも、やっぱり改めなければなりません。ネットにつながればいいという安易な考え方もこれも駄目であります。USBフラッシュメモリによる情報漏洩やウイルス感染、自分が新OSで対策バッチリでも相手がサポート切れのOSであったら自分もとばっちりを受ける可能性は大きいものであります。

これらのことは個人においてもしっかり受け止めなければなりません。またこれらのことは十分把握され取り組んでいることと思えますけども、徹底してリスクを洗い出してそしてリスク低減に向けて気を抜かず早め早めの対応をお願い申し上げまして、この件について質問を終わります。ありがとうございました。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

近年、核家族化、情報化など社会の急激な変化に伴いまして子どもを取り巻く環境が大きく変化をするとともにさまざまな問題も生じております。

未来を担う子どもたちがすこやかに育むためには学校ほか家庭、地域が一体となって社会全体の教育力の向上に取り組む必要があるとされております。それを受けて県でも平成20年度より「山梨学校応援団育成事業」という名称で「学校支援地域本部事業」を展開し、その結果、平成20年度には6市に設置し、平成21年度には17市町村に設置、さらに平成22年度には県内全27市町村に設置されました。

そして学校と地域ボランティアを結ぶコーディネーターの資質向上を図る研修会を平成23年度、24年度と2回開催されております。さらに23年度には北杜市立泉小学校、南アルプス市八田小学校、24年度には甲州市立井尻小学校、山梨市立岩手小学校、中央市立田富小学校が優れた実践をしている学校、地域であると紹介もされております。

本町におきましても平成23年2月19日に平成22年度山梨学校応援団育成事業、峡南地区学校支援ボランティア研修会が開催され、教育委員長さん、また教育長さんも出席をされておりましたが、「みんなで大河内の子どもを育てる協議会」により「和田地区の芋掘りの体験学習」、「下大島地区の高齢者との子どもの触れ合い」、それぞれ地域の特色を生かした実践発表を聞きました。以来、大河内地区の集落ごとの発表がありまして現在に至っております。

また研修においては地域ぐるみで子どもを育てる一事例、板橋区成増小学校の場合と称し成増小学校学校支援地域本部、地域コーディネーターを講師に学校と地域・保護者の連携による教育環境づくり、子どもたちの地域における社会活動への参加促進を図るために学校と地域・保護者の連携の促進、体験学習や学校行事の協力、子どもが参加する地域の活動や行事の企画と運営支援、ボランティア募集・調整および研修会の実施、また子ども支援教室、赤ペン教師等の運営支援等々の話を聞いたところでございます。

学校支援ボランティアで学校地域に新しい風を！、子どもたちが将来の夢や希望に向かって生き生きと成長していることがよく分かり魅力ある学校づくり、一歩も二歩も進んでいると感じたところでございます。

そして平成23年3月議会において、質問1といたしまして「地域の取り組みをどのように生かし推移していくのか」の答えといたしまして、「生まれてから社会に出るまで切れ目なく学びや育ちを支援していくことが必要であり、地域社会が次世代を担う子どもの成長を支援し、成長した子どもが社会を支えていく好循環をつくることとなるよう考え地域住民、各集落の人

たちの理解が得られるよう努力して推進を図っていきたいと思っている」と回答をいただきました。質問2といたしまして、「将来像について」回答を求めています。得た答えは「大河内の子どもを育てる協議会のモデル事業に通じて、よい点をバージョンアップし悪い点は切り捨て、1つの身延スタイルを考えている。将来的に身延町全域にこの運動を展開させたい」との答えでございました。これらを踏まえ、質問をさせていただきます。

まず1つ目でございますが、これまでの取り組みの成果と今後への展開をお伺いいたします。回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

質問にお答えをいたします。

学校応援団につきましては今、議員さんの質問の中で説明がございましたので重複いたしますので省きます。

この事業の趣旨でありますけども、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行うということでありました。本町では今、地域住民が地域の子どもの学校、それから家庭と連携して地域で育てることが大切であるという趣旨を幅広く捉えて、平成22年8月、教育研修センターがコーディネーターとなりまして、大河内地区をモデルとして「みんなで大河内の子どもを育てる」協議会を、また各集落には「何々集落の子どもを育てる会」ということで体制を整え活動を展開してまいりました。

各集落ではいろいろな行動目標を掲げて、子どもを真ん中にした取り組みを3年間実施してまいりました。各年度末には県外の実践者を招いて講演会、各集落の実践発表会等を行って成果と課題を共有して次年度に生かした実践活動を行っていく体制をとったところであります。

この活動を通して、成果としては地域の子どもたちが身近に感じられるようになった。子どもたちから地域の住民にあいさつが自然に行われるようになった。行事を行うのに子どもたちの活動の場を意識してつくるようになった。子どもたちと地域住民の間が近くなった。地域の子どもは、地域の大人が関わるのが大切だという意識が高まったということが成果として挙げられます。

今後でありますけども、大河内地区の方向といたしましては3年間、各集落で実践をしてきましたので、今後の取り組みは学校あるいは地域集落に任せて継続をしながら学校支援本部としての本来の趣旨を生かした活動をしていきたいということで、3月の時点で総括をいたしました。これを今後、推進していくという体制であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

今、多くの成果を言っていただきました。ありがとうございます。

次の段階ということになります。学校と地域でということ。次に質問をいたしますけども、学校応援団を支えるコーディネーターの養成など活動の活性化に向けた支援はどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

大河内地区の各集落の積極的な取り組みによりまして、一定の成果を挙げていることをまず感謝を申し上げたいと思います。そして学校応援団による学校支援の状況調査、集計結果というのは先ほど議員さんから申されましたようにインターネット等で公表されております。また本町の各小中学校ではそれぞれ地域の特性に合わせたさまざまな活動が実際、行われております。活動は継続しているわけでありますけども、管内小中学校の後期統合計画が終了した時点で今後はこの学校支援地域本部事業、学校応援団についても検証をいたしましてコーディネーターなどの活動支援についても合わせて結論を出したいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

子どもたちが心身ともにすこやかに成長し、子どもが主役となった教育を推進するためには家庭や学校だけでなく子どもを取り巻く学校、家庭、地域が一体となった教育環境を整えることが重要だと思います。また学校、家庭、企業や関係機関なども含めて、やはり地域社会を構成するものが自らの役割と責任を自覚するとともに相互の連携協力を努めることが必要ではないかなと私は思っております。

ただ実際には学校応援団の組織率や活動内容に地域差があると思いますが、形だけの学校応援団をつくるだけではこれも意味がございません。学校応援団の組織化や活動の充実を含め取り組んでいかなければならないと、やはり思うところでもあります。

そこで質問をさせていただきます。

学校、家庭、地域が一体となった教育の推進をどのように行っていくのかお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

まず現在、学校、家庭、それから地域の三者、または二者が一体となって取り組んでいる事例についてちょっとご説明をさせていただきます。

学校開放日を設けて授業参観、講演会に参加していただく。それから運動会を地区と合同で行う。学校関係者評価委員会で学校経営、運営について意見をいただく。それから老人クラブとの交流を行う。地域の方々と一緒に行う富士川流域クリーン活動。また登下校時の子ども見守り隊による安全指導。学校だよりなどの地域での回覧。保護者アンケートの実施。保護者、地域が一体となった古紙などの資源回収。書道、合唱、お話し集会、読み聞かせなど地域の講師の活用。地区別教育懇談会の実施。夜間パトロールの実施。地域代表として区長、公民館長、町民会議役員、民生児童委員らを交えた学校・家庭・地域教育会議の立ち上げ。独居老人宅訪問。公衆トイレの清掃を親子共同で実施をする。PTAの学園祭参加。公開研究会への自由参観などさまざまな活動を行っております。

近年の少子化や核家族化などにより学校、家庭、地域の教育力の低下がいわれております。

子どもの規範意識の低下が指摘される中、学校では問題行動やいじめ、家庭においては過保護、過干渉や子育てによる自信喪失、地域においては連帯感や人間関係の希薄などの問題がありますが、子どものすこやかな成長を支えるために学校、家庭、地域が相互に信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があると思います。

学校、保護者、地域の三者が協働して行う活動としては放課後、それから週末、長期休暇等の児童生徒の地域活動や公民館活動、子どもから高齢者まで広く参加する地域ボランティア、地域スポーツ・地域の文化体験などが考えられます。教育委員会は学校が今、紹介した取り組みにより、なお一層、地域と深い関わりが築けるよう精査、取捨選択することを促し、地域にあっては地域のさまざまな力を結集し学校の内外を問わず子どもたちを支える仕組みが定着するよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

さまざまな素晴らしい活動を展開されていると思いました。

私が民間のときに思ったことを述べさせていただきながら、次の質問に移りたいと思います。

産業構造の変化や雇用の多様化、流動化、さまざまな分野での国際協力の激化、少子高齢化の進行など社会全体が大きく変化する中において学校には社会人、職業人として自立した人材の育成が強く求められております。また、そういうようにしてほしいと私は思いました。

それは若年性の高い失業率と非正規雇用者の増加、就職後3年以内の高い離職率、そして引きこもり。ではその背景は一体なんなのか。高度経済成長期に比べて産業ではサービス業や卸売り小売業、飲食店、職業では専門的・技術的職業、事務、販売、サービス業の割合が増加しております。片や進学が容易になる中で学習意欲や粘り強く課題に取り組む態度に個人差が拡大し、職業について考える時間が乏しく、将来の進路の選択決定を先取りする傾向が見られるのではないかなと思いました。そして非正規雇用の増加、景気の後退等が影響して新規学卒者の採用が抑制されるというように社会や雇用等の変化が見られております。

そのことと関連して学校や子どもはさまざまな体験や人との交流の機会の不足などによりまして、モデルとなる生き方が見つからないで精神的・社会的自立が遅れる傾向にあると感じました。

地域や産業界などとの連携・協力の推進、学校の教育活動を全体を通じて児童生徒の発達の段階に応じた小学校段階から組織的・系統的キャリア教育を推進し、児童一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育の充実、社会経済の進展に対応した教育の推進、目指す姿は子どもたちが国際化や情報化など社会経済の進展に対応した知識を身に付けることが私は必要ではないかなと思っております。また障害のある子どもたちが一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を受け、社会参加できる力を身に付けていることも必要となってきました。

現状と課題は少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中において、時代が必要とする人材を育成するには教育環境の整備はもとより家庭や地域と連携、協力した教育活動の一層の促進を図る必要があるのではないかと思います。

それには教育現場におけるICT機器等の整備、それを利用した実証研究および人材育成に一体的に取り組み先進的なICT機器、利活用教育の推進また国際的視野と外国によるコミュ

ニケーションを身に付けさせるための取り組みの推進、最先端の医療分野、基礎科学の研究等、また海底資源、宇宙開発、世界またはアジアの中の日本、経済問題、スポーツにおける一流選手の話などに触れる機会を提供していただいて、子どもたちに夢を持たせる機会をぜひとも与えてほしいなとそういうふうに思いますし、これも必要ではないかと私は思います。

それでは質問に移りますけども「キャリア教育、職業教育、時代の進展に対応する教育などをどのように考えているか」、お伺いをいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんから先進的な、あるいは今後に向けた大切な考え、また取り組みの示唆をいただきました。大変ありがたく思っております。私からは現状、それから今、現場で取り組んでいる状況等もお話をして、今後このようなことをしていきたいということにつながっていきたく思います。

キャリア教育という話でございますけども、これは職業教育よりも広い概念だと思えます。キャリア教育の定義は人が生涯の中で役割を果たす過程で自分の役割の価値を見出していくことや積み重ねを促す教育である。また職業教育としては一定または特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育だと思っております。

答申では、この答申といえますのは、中央教育審議会の答申であります。この取り組みは社会全体で行うことを必要としていますが、その中で特に学校教育は重要な役割を果たすものであるとしています。学校といっても特に後期中等教育あるいは高等教育の場がより重要視をされていますが、各学校の段階にあって小学校では社会性、自主性、自立性、関心、意欲を養う。中学校では社会におけるみずからの役割や将来の生き方、働き方を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し進路の選択決定に導くということにしています。中央教育審議会から改めて問題を提起されたというような思いがいたしますけども、本町の教育現場ではすでにさまざまなキャリア教育に取り組んでおります。

小学校では各校ともキャリア教育の年間指導計画を作成し、総合学習の一環として地区探検、農作業体験。印章業者・弁護士・税理士による出前授業、福祉教育などの際、外部からの講師を招聘、地域の清掃・美化活動、募金活動、また峡南高校による測定の学習会、パソコンをはじめとする情報教育の推進、地域調査、味噌づくり体験などしております。

また中学校では酪農体験、福祉施設訪問、進学先調べ、一日体験入学、職業相談、保育の職場体験、社会人を迎えた職業講座、実業高校の生徒による研究発表会への参加と授業体験。また2年生時の職業レディネステストの実施、体験したい職業の調べ学習、鯉沢職業安定所の所長による職業講話、夏季休業中の2日間の職業体験などを中学校では行っております。

中央教育審議会が特に今、問題としておりますのは、若者の失業者や無業者、また早期離職者が多いことであるとかコミュニケーション能力など職業人としての基本的能力の低下、職業意識、職業観の未熟さ、進路意識・目的意識の希薄な進学者の増加などだと思えます。

しかしながら以上のように本町でも教職員の努力によって、さまざまな試みを行ってはおります。義務教育の段階で可能な限り将来の職業人として職業規範を身に付けられるよう、また職業選択の一助となるような教育を今後も行ってまいるところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

素晴らしいことを展開されていると思いますけども、どうかひとつ先ほど私が言ったことも頭の隅にでも置いていただいて、ぜひご検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に移ります。

保育所、小学校における連携事例集、これは平成21年3月の日付で文部科学省、厚生労働省が出されたものを見ますと、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のためには、公私立の幼稚園・保育所を問わず幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要であるとしております。

連携の効果としてあげてあることは保育所、幼稚園等と小学校連携による子どもがより生活の変化に適用しやすくなるとともに、連携の効果として例えば 子ども同士の交流においては、これは幼児が小学校生活に親しみや期待を寄せたり、自分の近い将来を見通すことができるようになる。そしてもう1つ、児童が幼児に伝わるような言葉づかいや関わりを工夫したり、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気づいたりする。そして2つ目といたしまして教職員の交流が挙げられております。3つ目といたしましては保育家庭、教育家庭の編成、指導方法の工夫等が挙げられています。もちろん連携にあたっては、注意すべき事項はたくさんあると思うんですけどもそこで質問いたします。「保育所と小学校の連携の推進、幼児期の教育と小学校の円滑な接続を図るための配慮、工夫はありますでしょうか」お伺いをいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをします。

本町における幼児教育等の連携ということでございますけども、小学1年生が学校にスムーズに溶け込むよう、本町の学校現場で行っている事例について最初に説明をいたします。

入学時に教職員が保育所を訪問して保育士と情報交換をする。入学予定者の一日入学を実施し学校で見学や遊戯を行う。一日入学時には児童が園児の世話をする。保育士に卒園した児童の様子を見に来てもらう。緊急時に備え中学校ばかりではなく保育所とも連携し引き渡し訓練を行う。秋祭りへ保育園児を招待する。保育園との年間行事の調整および連携、学校行事の案内と交流。また運動会、音楽会への参観、卒園式に出席するなど職員間の交流などがあります。

また最近の1つの事例でございますけども、特に身延地区では隣接をした小中4校で幼保小中高大、これらが連携をして協議会をつくって、本年4月に第1回目が発足したそうでありますけども、今後もこの連携をもとにさらなる充実、また方向性を探っていくという体制が進んでおります。

以上のように教職員、保育士とも小学校就学については木に竹をつくような事態を避ける、例えですけども、そのようなことを避けるようさまざまな配慮、また工夫を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

関連いたしまして、「保育所ではこのことに関してどのように考えているのか」、ご回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

いわゆる小一プロブレムという言葉がございます。これは小学校に入学したばかりの児童が授業中に座っていられなかったり、集団行動がとれなかったりといった状態が続くことを言いますが、生活の中心が遊びから学びに変わるギャップの大きさが要因の1つとされています。こうしたことが教育の問題として取り上げられ、各地で園児と小学生の交流や年長児の小学校体験といったさまざまな取り組みが進んでおります。

山梨県におきましても山梨県幼児教育研究委員会を設置し、幼児教育から小学校教育への接続期に重点を置いた研究を行っており、毎年その交流の実践事例を発表し合いながら関係者が幼児教育の充実のための情報交換をしています。この研究会において、今までに町内の保育所と小学校の交流事例も紹介されております。例を挙げますと平成19年度には久那土小学校と久那土保育所の交流が紹介され、平成22年度には下部小学校と常葉保育所の交流が紹介されました。その内容はクイズ、工作、絵を描くことを園児と児童と一緒にする。あるいは歌やゲームを一緒にしたり、小学生が保育所を訪問するなどの交流です。また今年度は西島小学校と静川保育所、西嶋保育所との交流の事例が紹介される予定です。

このほかにも従来からの一日入学をはじめ小学校で給食を児童と園児と一緒に食べたり、小学校の運動会に保育園の年長児とその親が参加するなどの交流をしていますが、今後とも地域の実情に応じた創意工夫で小学校と保育所の連携に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

保育所等の施設から小学校の施設への変化、また時間割に基づく学校生活への変化等に対応した配慮が求められると思います。すでに交流もされておるということで大変立派なことだと思います。

特に発達障害を含むすべての障害のある子どもに対する幼児期から、また義務教育段階の円滑な接続にあたっては家庭や医療、福祉等の関係機関と連携することもこれも大切ではないかなと思います。目まぐるしく変わる子どもと保育士さんを取り巻く環境、いち早く対応していかなければなりません。

保育所に期待される役割は深化、増大、質の高い養護や教育の機能、また子どもの保育とともに保護者に対する支援を担う役割と、保育所が社会から求められることは大変、大きなもの

があります。したがって私はこう思うんですけども、園にお勤めの皆さんには子どもを育てるという役割を仕事に持てるということは、これ以上ないやりがいのあることで、また幸せなことではないかなと思います。子どもを保育しながら保護者の皆さんに安心して働いていただき社会貢献を果たしていただくと。時々刻々と変わる子どもの環境の変化、また保護者の子育ての環境の変化、今日の最良は明日の最良ではあり得ないということですね。皆さんにはぜひ「自ら問いを発し、自ら答えを見つける」をモットーにぜひこれまで以上に自分の仕事に誇りを持って、事に当たっていただきたいと思うところであります。

そして小学校から「さすが保育園の卒業生」、またあるいは「他町から身延の保育園」へとか、そして社会へ出て「さすがは身延の出身」と思わせるような人づくりに頑張っていたきたいのであります。

私立の2園はホームページを見ると保育の方針、行事、保育内容等々手に取るように分かりますけれども、ところが町立の場合はそれが見当たりません。まずこのあたりから今の現状がどうであれ、やってみて「今、頑張っていること、問題点等、小学校との連携、保育園間の交流等々」を伝えてみてはいかがでしょうか。これは大変大事なことでありますけども、ぜひ頑張っていたきたいのであります。

私はかつて企業に身を置いているときに感じたことは、学生時代に英語の評価がよいと評価されているものが、企業ではTOEICというのを受けさせるんですよ、TOEICを受けさせると意外に点が取れないことが分かりました。TOEICというのは英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストではありますけども、合否ではなく10点から990点までのスコアで評価されるわけです。そして和文英訳、英文和訳などの技術ではなく身近な内容からビジネスまで幅広く、どれだけ英語でコミュニケーションができるかということをはかります。そしてそのテストはリスニングとリーディングという受動的な能力を客観的に測定することによりスピーキング、ライティングというような能動的な能力までも含めた英語によるコミュニケーション能力を総合的に評価できるように設計をされております。

保育園、小中学校、今、素晴らしい教育が展開されておりますが、それをさらに新しい時代への対応力を育成するということについて、グローバル化、多文化共生、防災教育、環境教育、情報化教育、リーダーシップ教育等、新しい時代に対応する能力や学校と職業との綱渡しについても育成環境をさらに整備してほしいことを申し述べて、学校教育のほうの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

電気設備の運用、または電力使用面においてコスト低減を図るために決定的な手段というもの確立しがたい。なぜなら各電気の使用場所における設備の使用法、プロセスなどがそれぞれ異なっており一律に論じられないからであります。

では電力使用の合理化、着眼点、効果という原動力または熱源選定について、電力の使用は正しいか。電力料金の節減。各種熱源の選定。総合効率の向上。設備容量につきましては受配電設備容量は適正か。電力料金の節減。各負荷設備と変圧器。配線。設備投資効率の向上。原動機などの容量は適正か。また運転管理につきましては電圧は適正か。また力率は適正か。そしてピークカットはしているか。さらに運転台数は適正か。高効率運転をしているか。メンテナンスはよいか。漏洩ロスはないか。効率管理機器が設備されているか。管理データが整備されているか。これらは電力料金の節減、設備信頼度の向上、長寿命化、次期設備計画、コス

ト節減対策につながります。

そして電気事業者との電力契約、電力会社、ここでもいますと東京電力は2012年1月に東日本大震災による福島第1原発大事故などのコスト増加を理由に4月からの大口需要家の電力料金を平均で約17%値上げするとしました。地域独占的な電力業界は料金の値上げなど、ますます民業や家計を圧迫する様相が強まりました。このことにつきまして、需要家である企業や自治体から料金が高いといわれている一般電気事業者である東京電力、東北電力などの10社に、電力会社から特定規模電気事業者への乗り換えの動きが顕著になってきております。そこで質問をいたします。

電力料金節減について現在取り組んでいること、あるいはこれから導入を考えていることがありますか、お伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは、お答えをいたします。

本町の各施設における経常経費の1つであります電気料金につきましては、職員が一丸となって料金節減に努めております。特に平成23年3月に起きた東日本大震災後の影響で電力不足が表面化して以来、その取り組みを一層強化したところであります。本町の取り組みの一部について申し上げます。

1点目につきましては施設内の温度設定を夏は28度、冬は19度などにしております。2点目といたしまして昼間の休憩時間や終業時には照明器具の消灯を徹底させております。3点目といたしまして室内の照明を間引きし最低限の照度にしております。4点目といたしまして施設の効率化に努め、施設に応じて白熱灯から発光ダイオード、LEDライトに切り替えて消費電力を抑制しております。5点目として夏場の節電に結びつけるため、緑のカーテンを積極的に設置しておるところでございます。それから6点目といたしまして、5月から10月にかけてクールビズに取り組み、職員は軽装で執務をしております。

このほかにも節電への取り組みは実施しておりますが、野島議員からのご指摘もございました電力の小売自由化によりまして、本町の一部の施設においても特定規模電気事業者から電気の供給を受けることができるようになりました。具体的に申し上げますと本庁舎や各小学校など高圧受電施設が対象となります。平成25年度中には対象施設に対しまして特定規模電気事業者から電力供給を受給できるよう準備を進めておるところでございます。

なお、電力供給業者の切り替え予定施設は19施設となっております。電気料金の削減見込み額は年間約300万円程度になると試算しております。

なお、今回6月の補正で総務費の一般管理費に19節負担金補助及び交付金で5万円、予算計上いたしております。日本ロジテック協同組合の会員会費につきましては、この会員になりますと特定規模電気業者から電力が買えるということで、会員になる予算計上でございますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

たしか11日の補正予算ですが、その中にロジテックという名前がありましたので、そういうことではないかなと思いつつ質問させていただいておりますけども、昨年7月にある新聞を見ますと、2012年2月にある県庁舎において東電以外にPPSを導入して年間約750万円の削減ができた、という記事もございました。25年6月11日現在で特定規模電気事業者事業開始の会社は78業者ということになっています。それ以降の業者は7業者となっておりますけども、供給区域が全国となっているのが今言われた日本ロジテック協同組合ほか、あと1社でしたか、そんなことでありますが、では電力自由化の問題点はないのかということになりますけども、例えば本当に電気料金は安くなるのか。電力を切り替えても停電などの信頼性はどうか。新電力の切り替えの費用はどうか。新電力が運営できなくなった場合はどのようになるのか。そして安定供給として、電気は貯蔵ができないために安定供給に支障を来さないために時々刻々と変化する需要量に合わせて、過不足なく電気を供給する必要があります。そのために需要と供給のバランスを取る必要があると思いますが、この点のほうもどうかひとつ検討していただきたいと。

さらに30分同時同量制度というのもあると思うんですね。このPPSには、そのへんのところもちょっと含んでいただいて検討していただきたい。何もなければいいんですけども。あとは託送料金はいかほどかと。これはPPS事業の料金の上で足かせとなっているのがこの託送料金ということを知っております。そういうところも含めて検討していただきたい。電気料金に占める託送料金の割合は20%であるということも言われておりますけども、そういうことも含めてぜひ考えていただきたいと。

すでに導入を計画しているということなんですけども、導入予定施設、要は休日負荷の特殊施設はないとか、契約電力が小規模な施設、または負荷率が高い施設の契約はどのようにするのか。また特殊な契約の施設、例えば文化会館とか、あそこは業務用電力蓄熱調整契約というのがなされておりますので、それを引き継いでくれるのか。あそこは東京電力でなければ駄目なのかを含めて、やはり考え合わせていかなければならないと思います。ありがとうございました。

それでは次の質問に移りますけども、議長、時間ですけどもあと3分ですか。はい、分かりました。

平成22年第4回定例会において、地域新エネルギー・省エネルギー策定等事業の環境施策、新エネルギー導入の意義について質問しておりますが、たしかこのときに電力負荷平準化・ピークカット効果への寄与を挙げております。あと3分ですので質問します。身延町総合文化会館、福祉センターにおける高圧受電盤、受電電圧契約の種類、契約電力、ピーク電力についてお伺いいたします。

なお、ピークカットの蓄熱調整契約による節減額も合わせて3分以内でご回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えをいたします。

総合文化会館（福祉センターを含む）の受電電圧は6キロボルト、契約の種別は業務用電力、

25年5月現在の契約電力、ピーク電力は平成25年1月の310キロワットとなっております。

ピークカット、あるいは蓄熱調整契約による節減額でございますけども、ピーク時間調整契約による電気料金割引実績は平成24年6月から9月までで132万8,450円です。蓄熱調整契約による電気料金割引実績は平成24年度で117万3,015円。割引額の合計は250万1,465円です。平成24年度の電気料は1,310万5,840円ですが、ピークカット等により250万1,465円が割引となり、支払った電気料は1,060万4,375円でした。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

契約電力320キロ、これは1キロワットで1,600円ぐらいになりますので、月に51万円ぐらいお支払いしているということですね。そしてこの削減の蓄熱割引料がなければ、もっとこの契約電力というのはのぼってしまいますよね。おそらく80万円ぐらいになってしまうのではないかと思います。それだけの電力節減を今されているということでありますので、ぜひPPSを導入する際にはこのへんのところも含めてお考えをいただければと思います。

以上を申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で、野島俊博君の一般質問は終結いたします。

議事の途中でありますので、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、柿島良行君です。

柿島良行君、登壇してください。

柿島君。

○2番議員（柿島良行君）

通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず豊岡小学校校舎、ならびに跡地の利活用についてでございます。

児童の減少に伴って平成22年3月をもって豊岡小学校は閉校となり、明治8年創立以来135年の歴史に幕を下ろしました。現在、残されている校舎は昭和56年に建設され、30年以上経過をしております。また今年度にはプールが解体撤去されることとなっております。長い歴史と数多くの思い出の詰まった跡地の利活用については豊岡地区の皆さま、ならびに卒業生にとって大変関心の高いものです。

本町におきましては定住促進、人口の増加に向けてさまざまな施策を積極的に計画し実行に努めているところであり、また最近では自然豊かなところに住みたいという希望を持った都会の

人たちも増えてきている状況があります。豊岡地域の皆さんの中には地元を離れ県外に住んでいる多くの出身者もいますので、この人たちに再び地元に戻ってきてもらうために跡地を解体し住宅地として分譲したらどうかとか、最近は多くの企業で社会貢献活動の一環として廃校舎を活用しているいろいろな施策を展開している話をよく聞きます。町として積極的にこのような企業の情報収集あるいは企業へのPR活動を行い、企業の社会貢献活動と施策を誘致できないかというふうな意見も多く聞いております。

旧豊岡小学校跡地は廃校からすでに3年が経過しておりますけれども、そのまま放置されております。このような状況の中で、以下3点について一括お伺いをいたします。

まず第1に建物の老朽化と耐震性を含め再利用が可能かどうか。現在の校舎の状況についてでございます。

2番目として校舎ならびに跡地の利活用について、町としての検討状況ならびに利活用の計画、方針はどうなっているのか。

最後に地域の皆さまの利活用に対する意見をとりまとめるために、地域において意見交換会等を開催するお考えがあるかどうか。

以上3点お伺いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは1点目からお答えしたいと思います。

まず1点目の旧豊岡小学校の校舎の現在の状況はということなんですが校舎およびプールは施錠したままの状態です。またグラウンドおよび体育館については社会体育施設として管理運営している状況です。

なお、校舎の耐震性についてですが平成7年の耐震診断の結果、補強の必要ないとのことで耐震化されているものと理解しています。

2点目の校舎ならびに跡地の利活用について検討状況および町の計画方針についてということなんですが、平成24年度政策室と財政課が中心となって総務課、学校教育課、生涯学習課、会計管理者と検討を重ねた結果、校舎は生涯学習課よりドクターヘリの離着陸場にするため解体した旧古関小学校の校舎に保管していた民具等の文化財を当面、豊岡小学校の校舎に保管したいとの意向を汲みまして当分の間、民具等の文化財の保管庫として利用するとともに災害備蓄品の保管庫として活用することになり、普通財産として財政課が管理を行います。

校庭は校舎との一体施設とみなし、同じく財政課が管理を行います。体育館およびグラウンドは社会体育施設として生涯学習課が管理し貸し出しを行います。プールは財政課により解体する予定であります。

3点目の地域の皆さまのご意見をまとめるために意見交換会等の開催の考えはということなんですが、豊岡地区におきましては平成22年度各区長さまの協力を得て、県の事業である新たな住まい手と地域のマッチング事業を導入し定住促進に伴う空き家対策事業を行いました。その際、旧豊岡小学校の利活用について協議したところ、地区としては豊岡公民館でこと足りるので利用希望はないと。町でよい利用方法を考えてほしい。ただ体育館とグラウンドは体育の専門部や地区住民も使用するので社会体育施設として維持管理してほしい。また学校も防災の拠点として災害時の避難場所や備蓄食料の倉庫、防災器具置き場に利用したらどうかとのこ

とでした。

結果として現在、地区の意向に沿った利用を行っていると思われます。このことから意見交換会等は行わなくてもよいのではないかと考えていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

ただいま耐震化、利用できるということと、それからすでに古民具等の倉庫、災害用備蓄倉庫等で活用するということが方針が決まっているということをお伺いしました。最後の意見交換会の開催でございますけれども、この区長会を開いてやったという言葉いただきました。

すでに使用計画が決まって動き出しているのはもう仕方ないと思いますけれども、まだまだ豊岡地域の皆さんと話をしてみますと、このことについて非常にいろいろな意見が出ていますところがございます。区長会を開き意見を聞いたからということで進められたということもございますけれども、例えば各区長が事前に各区民の意見等を取りまとめて要望してあるのであれば別ですが、そうでなければ地域の代表者の意見・要望、個人の要望であって多くの皆さんの声が反映されているとは考えられません。

しかし最近までも先ほど言ったような利活用の意見も出ておりますし、またそういう皆さんの中でも豊岡地区の多くの皆さんは今のような利用方針、それからそういうものについて理解をされていないような状況がございます。

現在、後期統合計画が進められているところでございまして、今後も廃校舎という問題が出てくると思います。ぜひともこのような事例については、代表者ではなくて地域のおおぜいの皆さんの意見を聞きながら要望が反映されるような方向でぜひとも意見集約をしていただきたいということを要望します。

さらに豊岡地区の皆さんは小学校が廃校となると同時に、豊岡小中学校に思いを寄せて豊岡小中を偲ぶ会という組織を結成し現在も活動されており、毎年2回、豊岡小学校跡地の環境整備活動等を行っております。

今、利用状況の中で普通財産として財政課で管理しているというお答えをいただきました。ぜひとも倉庫として活用する旧校舎はもとより周辺の跡地の草刈り等、環境整備についてもぜひ適正に努めていただきますよう要望をいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は有害鳥獣被害防止対策についてでございます。

有害鳥獣による被害は全国的な問題となっております。その防止のために多様な取り組みが実施されています。中山間地域がほとんどのわが町でもサル、シカ、イノシシ等による農作物の被害は増加の一途であります。また、それにより営農意欲減退の最大の原因となっております。ますます耕作放棄地の増大が危惧されているところであります。

昨年の確認した被害状況の中で、杉山地区の皆さんが平成元年から身延南天の里として特産品化した南天を栽培し東京の市場に出荷するほか、南天のど飴用の南天エキスの採取や冬の身延山門前町の生け花として彩りを添えています。昨年は残念ながらサルの食害によりそのほとんどが出荷できない状況になりました。

さらに身延町森林組合等が原木シイタケを栽培している下山谷口の山林のほだ場においてはシイタケを栽培するためのほだ木、森林組合だけでも約1万本以上がサルの食害で大きな被害

を受け、その中には県の緑の募金対象事業として10年来継続されている小学生の植菌収穫体験用のほだ木もすべて被害に遭い、小学5年生の収穫体験も予定どおりできなくなり寂しい思いをさせております。

そのほか農業生産法人が栽培している曙大豆をはじめ高齢者が生きがいとして栽培し、健康維持や耕作放棄地の拡大防止にも大きく貢献している多くの畑での野菜の食害は数え切れません。それぞれ栽培者は独自で防護柵を設置するなど対策を講じていますが個人の力では手に負えなくなっている状況があります。

身延町の資源は山や川、そして畑と田んぼの自然の中にあると思っています。その自然の資源を十分に生かし、活用するための大敵が有害鳥獣による被害です。このような状況の中で質問させていただきます。

まず第1番に獣害対策として耕作者が電気柵等を設置し防護対策を行っています。この対策には町の有害鳥獣防除用施設設置補助金、今年度も1,010万円の予算措置がされており耕作者は大いに助かっているところでありますが、その防護対策の話をしている中でこの補助金制度があることを知らないでいる町民がおおぜいいることが分かりました。

また被害を受けたり、その防護の方法について相談したくてもどこに相談したらよいか分からずに諦めている高齢の耕作者もおおぜいいました。被害状況の把握と防護対策等について耕作者が安心して気楽に相談できる部署が必要であることを痛感しております。

そこで3点について、質問をいたします。

まず1点目、町民に対してこの補助金制度の周知はどのようにされているのか。

2点目としてこの補助金制度は、今後さらに継続する計画となっているのか。

最後に被害対策の窓口の明確化として課や分野を超えた獣害対策プロジェクトチームなるものを設置し耕作者に対するアドバイス体制を強化する考えはないか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

お答えします。

まず制度の周知でございますが、この補助金は合併以前の旧3町時代から交付しており、合併後も引き続き交付しております。合併後から8年8カ月経過しており、補助金交付申請も毎年50件から80件くらいありますので町民の皆さまもこの制度について認識があるものと考えております。

なお、平成24年度、25年度の町の予算の使い道でも制度の紹介をさせていただいております。

続きまして制度の継続ですが、有害鳥獣による農作物の被害は年々増加の傾向にあり、農家の生産意欲の低下を招いておりますので、町では下部地域と中富地域を対象にした中山間地域総合整備事業等で鳥獣侵入防止施設整備に取り組みまして対策を講じておりますが、この事業が行き届かないところは当補助金制度を当面継続して農作物被害の軽減および営農意欲回復と向上を目指してまいりたいと考えております。

また耕作者に対するアドバイス体制でございますが、ご質問で課や分野を超えた獣害対策プロジェクトチーム等を設置したらいかがとの質問であります。身延町では有害鳥獣対策協議

会を設置しており、協議会において有害鳥獣の生息状況および被害状況調査を行うとともに被害対策を協議しております。

また産業課に専属の担当職員を配置しており、県の研修を受けたり、有識者のご指導を受けたりしておりますので、きめ細やかな対応ができる体制をとっております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

周知については、おっしゃっていることはよく分かりました。さらには、利用した人から口伝えてこういうのがあるよということが非常に有効と考えております。

また今のお話の中でこの制度に多くの申請がなされており、有効活用されているということでございます。ご答弁のとおりぜひとも有意義な制度であると思っておりますので、今後とも継続されることを期待いたします。

アドバイス対策につきましては、産業課に専属の担当職員を配置されているということでございます。住民に対してそのへんの相談窓口はここにあるよというふうな担当職員の配置されている件、またそこへの連絡方法等周知をしていただき、どこに相談していいか分からないというような人が減ることを望んでおります。

また有害鳥獣対策協議会があるということでございますので、その担当者はそこと連携を密にしてぜひとも困っている耕作者に的確なアドバイスをしていただけるように望みます。

2点目、今年度、産業課において獣害対策集落講習会の開催希望集落を募集し、すでに先月から事業が開始されているところです。このことについて、豊岡地区でも手を挙げてこの事業を開始している集落がございますが、これを進める上でも有害鳥獣の生態を知ることが被害防止に大いに役立つことと思っております。ぜひその参考として平成24年度に有害鳥獣対策協議会において富士見山麓を対象に、サルに発信機を取り付け生息状況を調査し追い払い講習会を実施していると聞いていますが、この成果検証結果について伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

お答えします。

近年、野生鳥獣による被害は全国規模で発生しており、その多くは中山間地域で発生しております。また被害が発生する一方で被害の野生動物の生態をもとにした発生状況調査はされておりませんが、対策において相手を把握しなければ有効な対策を講じることはできません。そこで野生動物の生息状況をもとにした被害対策に着手すべく、第1段階として大塩地区においてニホンザルの生息状況調査を行い、調査結果をもとにした被害対策を実施いたしました。内容といたしまして、大塩地区における集落環境診断を実施して集落内の被害発生の弱点を把握、捕獲檻の設置、捕獲檻への発信機への装着、テレメトリ調査を行い行動圏の把握、収集した位置データから行動圏の分析を行いました。

以上の内容で生息状況の調査をした結果、一般的にニホンザルの野生個体群の行動圏は4平方キロから7平方キロであります。大塩A群においてはその7割程度の行動圏しかなく、テレメトリの際の目視場所も集落辺縁に多い状況でした。また行動圏末端すべてが集落と隣接し

ていることから集落辺縁までの加害を移動しながら繰り返していると思われます。このような個体群は強度の追い払いも必要なようですが、状況に応じてはこの行動圏の中で効果的に小型箱わなにて個体数を調整することが必要と考えられます。

以上のことからともかく地域の野生動物の生息状況を調査し、生息状況に合わせた対策が有効と思われます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

私も集落講習会へ参加させていただきまして、今、答弁にありましたように集落環境診断に参加をして、一日集落環境診断をいたしました。今ご答弁にありました去年の生息状況等の内容につきましても今後の講習会で参考にさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

有害鳥獣の個体数を減らさなければ被害は減らないという意見が数多く出されております。共生を前提にした被害防止も大変重要なことですが、増えすぎた個体数を駆除で減らしていくことも大いに必要なことだと考えております。

駆除には狩猟やわなによる捕獲がありますが、狩猟者の高齢化も進み、さらに狩猟免許取得条件も難しくなっており、狩猟者は減少の一途を辿っていると聞いております。駆除隊の皆様には一生懸命努力していただいているところでございますが、狩猟捕獲は今の状況の中で動物の増加と反比例に減少していかざるを得ない状況にあると思っております。

そこで質問でございます。

狩猟免許所持者の増加と若返りおよび積極的駆除活動の展開のために猟友会と協力して有効な若年層対策を講じ、狩猟免許取得時には必要な支援を行い、駆除隊員として活動の協力要請をするとともに有害鳥獣捕獲奨励金についても魅力あるものに見直すことも必要であり、これらのことに町として積極的に関与していくことが重要であると考えております。このへんについて町としてのお考えをお伺いします。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

お答えします。

狩猟免許所持者の高齢化は全国的に進んでおり、当町においてもこのような傾向にありますので免許所持者の増加を図るため、猟友会活動費補助金70万3千円と狩猟免許登録手数料補助金1人1,800円で126名分、22万7千円を交付するための予算計上をしてあります。また有害鳥獣捕獲奨励金については、交付要綱にて捕獲鳥獣と奨励金の額を定めておりますが、主に害を及ぼす鳥獣は野ザル、イノシシ、シカであり、昨年度の実績ではニホンザル199匹、イノシシ254頭、シカ242頭、計695頭で1,074万円を各駆除隊へ奨励金を交付いたしました。各駆除隊は交付された奨励金を有効活用していただき、今後も積極的に駆除へ取り組みただけるよう願うところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

昨年の695頭という捕獲実績も大変驚く数字でございますけども、それだけ間違っ
て入った動物がいるということで、その裏には相当大きなものがあるということ
でございます。この狩猟捕獲が減少するとますます増える一方の動物で、被害は
さらに増大をしています。ぜひとも町も積極的に関与していただきまして、
猟友会と情報交換を密にして被害防止のために駆除にも力を注いでいただ
きたいと思います。

最後の質問に移ります。

現在、身延町の北部地域において中山間地域総合整備事業の1つとして、鳥
獣害防止施設整備事業が実施されており、実施地域においては効果が表れて
いると聞いております。身延地区の多くの皆さまからも身延地区におい
ても被害軽減のために同様な事業がなんらかの形で実施できないかという
意見が大変多く出されております。

そこで質問ですが、身延町北部地域において実施されている中山間地域
総合整備事業の中で農業生産基盤事業として鳥獣害防止施設整備が実施
されていますが、同様な事業を身延町南部地域、身延地域においても導
入実施できないか伺います。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

お答えします。

現在、身延町では中富地区および下部地区を対象にした身延町北部地
域を県営にて中山間地域総合整備事業を展開しております。この事業は平
成22年度から27年度まで6カ年で36億9,200万円の総事業費にて
実施している事業であり、事業内容は農業用施設整備ならびに鳥獣侵入
防止施設整備等であります。

本地区では有害鳥獣により農地が荒らされ農作物に甚大な被害が出て
おり、これが農家を悩ませ営農意欲の低下を招いておりますが当事業を
導入して効率的な営農活動を推進していく計画であります。

身延地区でも有害鳥獣の被害が甚大であります。この北部地域の中山
間地域総合整備事業が採択されるときに、身延地区で実施していた中山
間地域総合整備事業が平成20年に完了したばかりだったため、北部の
事業に身延地区は取り組みができませんでした。しかしながら身延地区
でも鳥獣被害が拡大しており、地域から被害対策の要望がありましたので
事業導入に向けて精力的に県へ要望しておりまして、平成27年度に国
から新規の事業採択をいただけるよう鋭意努力しているところでござ
います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

ご答弁ありがとうございました。説明はよく分かりました。ぜひとも
身延地区で事業を休んでいたということの説明でございますが非常に鳥
獣害の被害が多くなってきております。多くの皆さんが要望し待ち望
んでおりますので、平成27年度という説明がありましたけども一日

も早く事業が導入できますよう、さらなるご努力を期待いたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で、柿島良行君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

大きく分けて、学校統合問題と道路整備計画問題について質問をいたします。

まず学校統合後期計画についてであります。今回の学校統合については全体計画が示されないままに、24年4月に静川小学校と西嶋小学校が統合し前期計画が終了されたというようなかで、この5月7日から町内22カ所において、各地区において後期に向けての説明会が催されております。

昨日までの15会場での出席者の人員は652名という出席をいただいております。この中には議員をはじめ学校の先生方、保護者、町民はおそらく6割程度だろうと、学校教育課長の話です。

こうした中、地域においてはかなり出席者の人数、また意見についての温度差がある。いわゆる説明会の経過の中で、かなりの学校統合に対して反対の意見が強いようにも私は受け取りました。この学校統合について今後、今まで説明会を開いてきて、15回を終わったわけですが委員会として出された意見に対して、委員会5人のメンバーで話し合いを何回も持たれたか。その点について教育委員長に伺います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

それではお答えいたします。

川口議員さんがおっしゃられたとおり、6月2日から昨日12日までに15回にわたって652人の出席をいただきました。議員の皆さま方にも何回も足を運んでいただきましてありがとうございました。

後期計画を皆さまにお示しするにあたり何回の検討を行ったのかという、そういうご質問のようでございますが今までに7回の検討会を持ちました。7回の中で後期計画の原案を示され、そしてその中で回を追って具体的に話を進めてまいりました。そして今回、皆さま方にお示した後期統合計画という形で委員会としては全町民に周知をしたような次第でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

その7回の日程はわかりますか。いつやられたか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今、資料がございませんのでいつ行ったということはお答えできませんが、昨年、平成24年の4月に入りまして定例会、それから臨時会等を含めましておおむね月1回のペースで検討を重ねた結果、12月をもって決定稿になったということでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

私がお聞きしているのはこの5月7日からスタートして15回経過したと。ただどかなり統合に対しては久那土地区をはじめ中富地区においても反対の意見が出ているわけですね。こういった問題に対して、これ以後の話し合いをもったかどうか聞いているんです。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

現在、計画に関する説明会を開催中ということですが、実際にはさまざまな意見をいただいておりますので、それを事務局がとりまとめた上で教育委員さんにお示しし、その要望等に対する見解を今とりまとめております。その都度、顔を合わせるたびにそんなようなことを繰り返しています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると今の答弁ですと、この開催した会場の意見を教育委員のメンバーで話し合いをもったことはないということですね。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

定例会をもうすでに今年度も行っておりますので、そのような場において話し合いはしております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

これはやはりこうした反対意見もたくさん出ているということは、私も議員という立場の中で非常に今後の対応が難しいようにも受け取っております。その説明会のあいさつの中で教育委員長は説明責任を果たすという言葉をよく言っておられますが、この説明責任とは何を指しておられるのか伺います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

後期計画を皆さま方にお示しして説明をしているところです。またその結果を、町民の皆さま方からどういう意見が出されたのか、要望が出されたのか、今後どうしていくのかということの説明責任という意味でございます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

そうするとこの学校計画についてはある会場で、いわゆる計画（案）ではないかと。あくまでも説明する以上はこれが計画（案）ではないかというような質問があったわけですね。だけど今の教育長の答弁を聞きますと、あくまでもこの計画に基づいて教育委員会とすれば進めるんだというように受け止めるわけです。ですからそのへんの説明する側、また受け取る側とのかなりの統廃合に対しては受け取り方が、先ほども申し上げましたように計画を持つ前に趣旨説明を全町民にして、それから町民の意見を聞いた中で計画を持つ、全体計画を持った中で進めていくというのが普通のこうした統廃合に対する進め方だと思います。

文部科学省のいわゆるこうした統廃合に対する資料の中に地元の学校で学びたい、保護者が学校の存続を望み、地域の協力体制を得ることが可能であれば明確な理由のない限り統廃合を行うべきでないということがはっきり言われているんです。こうした国自体の資料の中にも、これほどのことを謳ってありながら現在、身延町では半強行的にこの統廃合を進めようというような形で今、説明会を開いている。非常に私としては、これはまちづくりの過疎化へ拍車をかける結果にもつながるのではないかと非常に懸念するところでもあります。

昨夜も大河内地区で説明会がありました。父兄からの質問も少ない中でありましたから私もあの分譲地の問題と合わせてちょっと意見を聞いたわけですが、やはりこの統廃合という問題は学校のいわゆる適正規模ばかりを考えるのではなくて、まちづくり全体を考えた中で教育委員会部局でも進めるべきであると。これはもちろん町長部局においても言えることだと思いますが全体的なまちづくりのもとにこの統廃合は進めるべきであると。私はその観点から今回のこの一般質問においても強い口調で質問をしているわけでございます。

まず教育委員長さん、この旧下部町、それから新しい身延町に合併の時点で旧下部町から学校がなくなるということを想定しましたか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えします。

私もかつて教職員をしておりましたので、下部町の久那土、古関、下部、それぞれの学校に勤務をいたしました。その当時とずいぶん様子が変わってしまいました。自分が勤務しているときには、まだ2クラスずつありました。そういった中で、よもやこんなに少子化が急速に進むということは考えないで教壇に立っておりました。ですから市町村合併をする時期が自分の勤務の最後の年でしたけれども、そのときにはまだこんなに急速に児童生徒の数が減ってしまうということは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

結局、予測もしない事態の中で今回の統廃合問題、大きな問題を抱えて教育委員長という重責を担っているということは非常に大変ご苦勞を願っているわけですが、やはり町民の多くの意見を取り入れた中でこうした個々の問題にも取り組んでほしいと、こう願うわけです。

現在の全町においての説明会、この説明会の中で学校の適正化ということを言われております。いわゆる適正規模、適正配置、だけど適正規模というのは、言うなれば子どもの数を増やして多くの子どもたちが切磋琢磨して運動をはじめ勉学にということが言えるんですが、果たしてこの適正配置問題ですね、配置問題について非常に私も理解得がたいところがあるわけです。今の計画でいきますと結局、静川小学校は西島小学校へ統合しました。これから久那土小学校が西島小学校へというような計画で、前にもこの問題はちょっと一般質問の中で質問をしたんですが、久那土小学校は古関小学校と一緒にあって結局、久那土小学校になったと。そうすると、いわゆる久那土小学校エリアは70平方キロあるわけですね。旧中富は43.3平方キロ。そのうち計画で言いますと原学区が下山へということになりますと、旧中富のいわゆる西嶋学区は4.89平方キロ。そうすると4.89平方キロへ70平方キロの子どもが統合する結果になるんです。これは果たして適正配置といえるかどうか。これは結局、やはりそういった問題も考え通学的な問題、すべてを総合的に考えた中で計画をもっていけないと、いわゆる地域住民にしても私も理解できません。このへんはどのようにお考えですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

たしかに本町は非常に広い面積を有しております。旧下部町の久那土、古関、それから下部地区は非常に広大な面積を有しているわけでございますけども、実際の児童生徒の分布等を考えた上で、西嶋を中心にして考えたときに旧下部町では久那土、それからあと旧中富町では大須成とか大塩がございますが、バランスが特に大きく崩れた計画ではないというふうに考えております。今、申し上げたとおり児童生徒が実際に居住する場所等も考慮した結果でございます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、結局このまま計画を進めようということになりますと先日、久那土地区へ行って何人かの人とこの統合問題の話をしました。その地域のある人の意見ですが、この状態で統合を進めるということになると、いわゆる合併以前から久那土地域というものは六郷とのつながりという関係もあったと。そうすると六郷の小学校へ久那土小学校がもし行けるんならば、六郷へ行けば中学校も六郷中があると。あえて西島小学校へ統合して一番南の身延中へ遠距離通学をしなければならぬ。いくらスクールバスとはいえ、しなければならぬ。そうなってくると町としてもこの地域でもってそうした動きが出ると、今度峡南衛生組合ではありませんが、組合立でもつくらなければならぬではないかということになりますね。ですから結局こういった問題は本当にこと細かく考えた中で進めない、最後に同意が得られない場合はどうするん

だという質問があるんですが、結局そういう結果にもなり兼ねないと思うわけですね。もしそんなような動きになったときに、教育委員会部局ではどのような方法でもって進めてまいりますか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんおっしゃるとおりいろいろな意見が出ております。その会場でも説明をしておるわけですが、六郷という話も出ました。そのときにも説明しましたが、身延町のエリアの学校の統廃合をどうしようかということでございます。距離的にはたしかに六郷は隣接するところがあるかもしれませんが町が違います。基本的な設置している町が違うわけですから、あくまでも身延町の学校統合を進めるということでありますので六郷のほうへということは教育委員会としては認められないということを説明しております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

認められないとはいっても、やはり行政というのは地域住民、町民のための行政なんですよ。基本的には、やはり行政のための町ではないんです。町民あつての行政なんです。そこをしっかりと、私はいつも思うんです。不可能を可能にするのが行政や政治の力だと。その基本が今の計画から言うとその理念がない、はっきり言って。ですから例えば中学校の統合にしても然りです。今言う中富、久那土、下部中が身延中へと。かなりの反対がありますね。それでは今言うように久那土や中富中が六郷中へ行きたいといったらどうするんですか。それも同じなんですよ。ですから、1中問題は委員会としても再度検討し直して、せいぜい南へ1つ、北へ1つと、2中というような構想の中に今後の計画を見直す必要もあると私は考えますが、そのへん教育長の立場ではどのようなお考えですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんのお話だと2中というようなお話が出たわけでございますけれども、何回も説明をいたしておりますように、今回の計画は答申とこれによる前期計画、また議会からいただいた意見書なども斟酌しながら計画を立てたわけでございます。その意見書の中には例えば1中3小ということも出ておりました。2中ということは出ておりませんし、これは民意ではないということを考えております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

たしかにあの時点、意見書として議会に出したことは事実です。私は反対しました。やはり議会の組織からいうと議会運営委員会でもって議長に出すのが本来の意見書なんです。けど、それをどうしても取り上げるんだということでああいう結果になったんですが、今現在こうやって説明会を開いて町民の意見を聞いてみると、これはやっぱり議会としての対応を今後どうするか。議員というのは、やはり二代表制が原則なんです。さっきの六郷へとい

うのも町民の声を私が代弁しただけなんです。だから今後においてもそういったことが、やはり同意を得る上においても必要であろうと。当然出てきます。これは反対反対では同意は得られません。

ですからそのへん、やはり町民または地域の人たちが10割とまでいかなくても6割7割の理解が得られるような形の進め方、これは絶対必要だと思います。あまり強行的にこういった問題を進めると過疎へ拍車がかかる結果にもなろうと、こう思うわけです。あまりこの問題を大きな声で質問してもあれですから、次の中部横断道問題について質問いたします。

今議会の冒頭、また昨日の山日にも中富インター許可と大々的に報道されました。この中富インターについては、町長の熱心な国・県への働きかけ等もありまして実現が可能になったというように受け止めたいと思います。

こうした中部横断道に対して、非常に町長自身もこの2期目の町政に向けて鎮守の森構想等も構想の中で打ち出しているわけですが、いわゆる身延町には身延山インター、それから身延インター、中富インター、一応、現在のところ3つのインターチェンジができると。これは地域として利便性は非常に出るわけですが、今後のこのインターを通じた町の道路計画をどのような計画を持たれているのか、町長に伺います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

なんか質問をいただいた中に通告にはない質問がありますが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。当然、先ほどもお話をしたとおり、インターが私どものところでは仮称、中富インターも決定されました。そうしますと議員のおっしゃるとおり3カ所でございますので、それをなんのために造っていただいたかということも私も先ほど話をしたり、行政の報告の中でもお話をしました。というのは雨が降れば国道52号線が止まってしまう。あるいは弱い地質のためにそこへ行けない。それをなくすために造っていただいたわけでございますので、まずそれを造っていただくことが第1番でございます、その後においては県道は県にお願いをし、国道は国にお願いをしながら交通止めにならないように考えていきたい。このことは十分考えているところでございます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

せっかく中富インターの許可をいただいたということで、あの周辺、下田原地区ですが現地を見ますと相当、荒廃農地もあります。そうした荒廃農地の利用に向けてサービスエリア的な計画は持たれているかどうか、そのへんについても伺います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これも通告にはございません。では私の考えをお答えいたします。

もう中部横断自動車道が路線決定をされた時点で増穂のインターチェンジのところにサービスエリアを、それから30キロちょっとですけども、南部のインターチェンジのところにサービスエリアをということで決定されておりまして、私どもの町ではサービスエリアその他につ

いては要望もございませんでしたし、したがってすでに決定をされておりますのでこれを今からサービスエリアを造ってくれということは非常に大変だろうと私は今は考えております。資料がございませんから間違っておりましたら、また訂正をさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

では次の質問に移ります。

次の町内の地域間の均衡を保つ上で12月議会で同僚議員もこの市之瀬下田原間の道路問題について質問をされました。今、決定をいたしました中富インターと300号を接続する上においても、この市之瀬下田原間のトンネルないし道路改良は必要であろうと。新町になって、やはり旧下部町、いわゆる古関、常葉、市之瀬、あの周辺から役場に来るにしても今現在はこちらのまわり道をお願いして役場へ来ると。合併特例債は結局やはり新町が誕生したら地域の均衡を保つことも合併特例債の1つの目標ともされております。

今まで特例債も、財政課から資料をいただいた数字によりますと102億2,320万円、総額ですね。それを結局、今まで身延の北小学校へ13億9,160万円。身延の福祉センターへ2億350万円。それから西嶋分館建設に1億1,500万円。下部地区公民館建設に2億500万円。おそらくこれから計画されております下山の公民館もおそらく、この特例債が使われるのではなからうかと思うわけです。

こうしてみますと、すべてが箱物でもって特例債が使用されている。先ほど申し上げましたようにやはり地域間の格差均衡を保つというような目的には、今まで使われていないわけですね。こうしたいわゆる特例債の趣旨からして、また300号のカーブ改修が予定されている話も聞きます。そうすると300号の交通量も相当増えるだろうと。そうすると結局、市之瀬から下田原へ道路が出ますと中富インターを通じて中部横断道への接続も、いわゆるアクセス道路として利用できる。こうした総合的な考えから町として市之瀬下田原間、これは旧中富町、旧下部町時代も一度計画を持ったんですが、新町になったら立ち消えになったというような経過できております。旧下部町の住民にとってもぜひともこの道路は開けてほしい道路と願っているだろうと私は思います。そんな点、町長として今後こうした計画を持たれるかどうか伺います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃったとおり、平成24年12月の第4回定例会の席で芦澤議員の一般質問に対して答弁をしたとおりでございます。

そのときは仮称の中富インターチェンジができるか、できないかということが確定をしておりませんでしたので、ちょっと答えも定かではなかったように私も思いますけども、今回、決定をされましたので、まず地域の皆さんが下部から下田原へなんとか道路を造っていただきたいという強い要望が私のところにも来ております。ただし、私はまだインターが決定しておりませんのでそれは検討をさせていただきますと言っております。というのは先ほども議員さんがおっしゃったとおり下部の皆さんが役場へ来るための道路というような、必要があるというこ

とを言いましたけどもそれだけではありません。役場というのは、ご案内のとおりこの役場は未来永劫この役場だという考えを私は持っていないことも前にお話をしておりますので、ここへ造ることがすなわち役場へ来るためだというのではなくて、地域の活性化のために造るんであるということであるならば私も十分考えましようとかういうことでございまして、それともう1点、なんかよく分かりませんが、これが私のほうから反問権になるかどうか知りませんが、合併特例債の話はされましたけども、そのへんがちょっと私には理解できませんから、もう一度お話をさせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

合併特例債についてですか。合併特例債自体は、いわゆる新町に向けて地域均衡を図ることが目的の、特例債の使用の一例というように資料中にはありました。そんな中で、先ほど言ったわけですが役場へ来るためではなくて、先ほども言いましたように市之瀬下田原間はやはり300号とのアクセス、また中富インターが決定した以上はそうしたアクセス道路として地域の均衡を保つ上にも必要であると私は考えて、言葉の中では役場へ来る住民の、それもあるから役場へというような言葉も言いましたが結局、旧下部町地域の人たちの利便性、また今言う300号とのアクセスという両方の面から考えて、この市之瀬下田原間という問題を質問したわけです。

それでは最後になりますが国道52号の迂回路として宮木、下田原、鴨狩への道路計画。今現在も朝夕は国道52号が非常に渋滞すると。先日も事故があって非常に車が渋滞してどうしようもなかったと。52号に対する迂回路が今現在ないわけですね。そしてまた、この対岸には衛生組合が昭和39年に開設以来、中の3つの施設は前の耐用年数がきたからといって新しくなったと。しかし進入路自体もところどころは拡幅改良されてはおりますが、開所当時とほとんど変わらない状況にあると。それと同時に横内知事もりニアの駅まで、リニアが開通したら国中地域からリニア駅まで30分道路構想ということを言われました。こうした県の道路構想と合わせて私どもも1つの生活道路として宮木、下田原、それから鴨狩、これを町道で拡幅ということは非常に財政的にも無理だと思いますから、県へできるだけお願いして県道編入していただいて、そして改良拡幅するように望むところでありますが、町長のそのへんのお考えについて伺います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これも私が質問をいただいているのは、勘違いかもしれませんが52号線の迂回路として宮木、下田原、鴨狩の道路計画を町長はどうかとこういうことですので、これに対するお答えでよろしゅうございますか。はい、では申し上げます。

これは平成29年度にご案内のとおり中部横断自動車道が開通になります。そうしますと私どもの区間については当然、無料でございますので52号線の迂回路は中部横断自動車道になるのか、あるいは中部横断自動車道の高速国道の迂回路が52号線になるのかはともかくとして宮木から鴨狩へ抜ける道路を私は52号線の迂回路としては考えておりません。今から工事を始めましても5年や6年でできる仕事ではございません。したがって、私は先ほど申し

上げましたとおり中部横断自動車道が迂回路になるのか、52号線が迂回路になるのかは別問題として5年後には完成するというごさいますので、宮木から鴨狩間の道路を52号線の迂回路としては、議員さんの考えとは違いますが迂回路としては考えておりません。

ただし県道割子切石線の富士川橋左岸より峡南衛生組合までの503メートルぐらいありますでしょうか、この間につきましては現在、幅員も狭くカーブも急ですし峡南斎場を利用される皆さん方も大変ご不便を感じている、こういうようにも考えておりますのでこの間については利用者からはなんとかしてくださいというような強い要望も頂戴しております。したがって、今後補助事業としての財源等を検討する中で、地元および地権者へ説明会あるいは詳細設計等を進めていきたいと思っております。

なぜ私が補助事業と言ったかというのは、先ほど議員さんに私が聞きました合併特例債を使用しないんですかということでごさいますけれども、議員さんご案内のとおりですから私もいろいろは申し上げませんが合併特例債といえどもこれは借金でごさいます。したがって私がなぜ補助事業と言うかといえますと、補助事業にしますと3分の2補助があれば3分の2だけは補助金でごさいますから返す必要がごさいません。したがって、私はそのほうが町のために絶対有利であると。将来、私がいつも言っております算定替え等がありますと10億円も下がってしまうということを考えてときに、これは私はまず第1番に必要な事業はどこかということを考えて、そして町民の皆さんが我慢していただけるところは我慢していただく。しかし必要なところはやる。しかし、そのやるについてのお金の算段は合併特例債だけではなくて、もっと補助事業のほうが私は有利だと思いますので、そこらへんも含めて検討をさせていただき、こういうことで答弁とさせていただきますと思いますがよろしゅうございましょうか。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この道路問題はやはり生活道路が一番基盤として投資は一度、だけど未永くその地域のためにはなるはずです。たしかに合併特例債も借金といえれば借金です。けれどもその借金ができなくて道路も造れないというのではなくて、これはやはりいわゆる今後のまちづくりの観点からしても、この道路整備という問題は大きな将来像の結果になるのではないかと。町長は常に起債を減らして基金を増やしてという言葉を目にするんですが、行政というのは町民が希望を持てるような施策を講ずる。だから中には合併特例債で何かドーンと花火を上げてくれないかなと。その花火というのはお祭りの花火ではなくて町民が希望を持てるような施策を講じてほしいというような声も聞かれます。

そういった面からしても、こういった道路行政というものは特にまた町長もその面に携わってきた一員でありますから、これは町独自ではなくて、長い目で県道として認めていただけるように、峡南橋が町長の努力によって県で今度管理していただけるようになったと。それと同じような形。また切石から遅沢線、あれも長年の、いわゆる県道として認可を受けたんですが、いまだに広がらない状態。要望したからすぐできるという問題ではありません。計画を持って進めることが行政の上で必要だろうと考えます。こうした点を、私も申し上げたいことを腹の底から申し上げまして今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で川口福三君の一般質問は終結いたします。
議事の途中であります、昼食のため暫時休憩といたします。
再開は13時です。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時00分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
次は通告の4番、松浦隆君です。
松浦隆君、登壇してください。
松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、一生の中で長い人生のすべてに関わる社会教育についてと人口の減少が著しい本町の将来に一筋でも光を呼び込まなくてはならない定住促進事業について伺いたいと思います。

まず、本町の社会教育について伺います。

私は現在のスピードのある世の中の動き、また多くの情報が錯綜する現状の中で今の社会教育の状況を見て、非常に異常なほど低迷しているなど大変危惧をしている一人でございます。

学校の勉強とは別に組織的な教育活動、また家庭、青少年、そして地域住民をすべての人間があらゆる機会と場所で学習し社会を築いていく生涯学習、このことを推し進めるこれこそが国づくりであって、またまちづくりの基本ではないかかこのように考えております。

町として社会教育のあり方、どのように考えているかをお伺いしていきたいと思ひます。お願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

町としてどのような振興方策、あるいは考えを持っているかということだと思います。

社会教育でございますが、これは生涯学習を振興するための組織的な教育活動ということでありますけれども、生涯学習は教育基本法の3条においても国民一人ひとりが自己の人格を磨いて豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならないということが謳われております。

本町における社会教育事業については生涯学習課で担当しており、各施設も含めて主催事業、また公民館分館の事業、あるいは体協とか文協とか大変多くの事業が実施をされております。この中で生涯学習の理念にあります学習の成果を生かす実践としてボランティアとして学習活動を指導している皆さんの事業も組み込んで学習機会の提供を行っておる状況でございます。

なお、このことにつきましては、町の長期総合計画にもございます生涯学習の充実の中で、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、さまざまな学習成果が地域協働のまちづ

くりに還元されることを目指すよう実践していただいているところでございます。

生涯学習社会における社会教育は財政状況が厳しいわけでございますけれども、さまざまな知識や経験を有する皆さんとの協働によりまして、今後なお一層、学習機会の提供をしていく、社会教育の振興になるものと考えて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

町でも長期計画にも入っておりますし、体協等々公民館もそうですし、いろんな形で進められているわけですが、その社会教育を進められている中で、本町に何名の社会教育主事および社会教育主事補がいるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

社会教育主事のことでございますけども本町社会教育主事、現在、職員の中には旧町時代に資格を取得した職員もおりまして全部で6名おるわけですが今、教育委員会の中には社会教育主事を取得した職員はおりません。このような状況でございます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

旧町含めて6名いらっしゃるんですが、教育委員会のほうに社会教育を進めるにあたって、生涯学習課があるわけですから、その中で専門的知識を持った社会教育主事がないということであれば、本当に社会教育がうまくいくのかというそういう疑問と、また社会教育法の第9条の2、そこに謳ってあるわけですね。そういう部分で抵触する可能性がないのか。その点のことについて町のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

たしかに生涯学習課において今、教育委員会において社会教育主事の資格を有する職員はおりません。先ほど申したとおりでございます。主事の設置については、法により定められております。しかし現実的に現在の職員数の減の中で、これは40日間の研修が必要になるんですけども、これを受けるためには現実的には非常に困難というような状況もございます。

もう1つは国はじめ県のいろいろな主事の扱いについて以前とは変わってきた部分があるわけですね。現実を見ますと山梨県内の市町村社会教育主事、社会教育担当職員が全部で257名おるんですが、そのうち専任の主事を置いているというのは11名のみのような状況もあるようです。繰り返しますけども身延町の職員減の中で40日間、研修に行くということが現実ちょっと、図れませんので職員設置全体のことにも関わりますので現状は置いてございませんですけども今後はこのへんは検討して改善をしていかなければならない課題かなと思っております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今ゼロで、職員配置の問題等々で置かないでいるとそういうお話だったと思いますが、社会教育主事および社会教育主事補の設置ということで、9条の2に都道府県および市町村の社会教育委員会の事務局に社会教育主事を置くことができるではなくて置く規定になっているんですよ。置くになっているんです。そういう中で今、教育長がおっしゃったようなことでは、これはちょっと問題が残るのではないかと。たしかに講義を受けてその社会主事の資格を取るに40日でしたか、そのぐらいの日数がかかるということも聞いていますし、大変なことだなと思うんですが、しかしながら社会教育法の中にそういうふうに謳っているわけですから、これはなんらかの対応をしなくてはいけないと思いますし、今までそういうふうに、いつから、旧町時代はあったわけですからその新町に変わってからなくなったのか、それとも新町に変わってもその間、何年間があったのか分からないですけども、その点をちゃんと検討していただいて、やはり抵触しないような形をとるべきではないかと思しますのでそういうことも含めて進めていただきたいと思います。

この問題、いないことは事実ですから、それ以上、今すぐなんとかしろといってもこれは無理なものですからこれ以上は言いません。しかしながら町としてのなんらかの対応、社会教育についての基本的なことですから見直して考えていただきたい、このように思います。

それでは、次の公民館活動に対する町の考えについて伺いたいと思います。

社会教育法の第21条に、公民館は市町村が設置するとあります。それを受けまして身延町公民館条例に中央公民館等、3カ所の地区公民館、それから12の分館の16カ所が設置されております。また身延町教育委員会、社会教育活動事業費補助金交付要綱の第2条にもありまして、また別表には公民館の文化活動事業として各分館、年間15万円という規定がございます。地方自治法で町から町への事業に補助金を交付することが禁じられているような私は気がしているんですが、これが町の教育委員会のほうから分館のほうに補助金15万円、それも申請して出すというような形なんです、そのことについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えいたします。

本町の公民館条例で規定されている公民館のうち11の分館に地域主導型の公民館として公民館事業に要する経費として補助金を24年度からでございますけども交付をしております。補助金とした理由につきましては分館活動が地域住民の皆さまの意向を反映しながら、地域の実情に応じたそれぞれの独自の活動を行う地域主導型の公民館活動であるため、地域活動そのものであり公益上必要があるため補助金としたものでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

公益上必要であるということは僕も県と文部科学省に確認しました。社会教育課のほうに確認しました。文科省のほうも基本的に社会教育法の表記の仕方が非常に曖昧だとそういう話でございまして、このへんは地方自治法の補助金を出すことに対しての、そのへんの絡みはどう

なっているんだという話をしましたら、そういう話もやっぱりあったみたいで、曖昧な部分があって、実は判例で各地方公共団体の財務担当、うちで言えば財政課長さんでしょうけども、その長の権限に委ねられているとそういうことでございました。きわどい解釈なんですよね。ですから町の条例等も検証する中でなんらかの対応が必要なんではないかなというふうに考えるんですがいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

ご指摘の内容でございますけども、町といたしましては先ほど申し上げたとおり公益上ということで補助金というふうにしております。ただ前例踏襲の考えではなく、ほかの事例等もやはり調べて勉強しながら今後も検討していきたいと考えています。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

地方自治法第232条の2に地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができるというふうになっていますね。だからその232条の2を適用しての今の話だと思うんですが、そうはいつでも判例うんぬんという話が文科省のほうから出るわけですから、また検証してぜひご確認をいただきたいと思います。

それでは次に身延町の公民館条例第4条、職員というふうにあります。そこに第2条に掲げる各公民館に館長のほか主事、その他必要な職員を置くとなっております。各公民館、分館ですね。分館まで結構ですが主事はどのようになっていますか。僕が知っている限りでは、いるところといないところがあるようですが。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

公民館の主事につきましては、身延町公民館条例において置くとしております。必置と解釈しております。ちなみに社会教育法では置くことができる規定であります。

公民館主事は館長の命を受け公民館事業の実施に当たるとしておりますので、本町においては公民館運営上、必置としたものだと考えております。

ご指摘の主事の件でございますけども、中央公民館それから地区館にはそれぞれ主事を置いております。それから中富地区、それから身延地区については主事を置いてございます。

ただし下部地区については旧町時、公民館長は臨時職員として兼務したため、主事と兼務というふうになっていたと伺っております。本年度、新しい館長となりまして現在その流れを受け主事は置いてはいないところでございますけども、先ほど申し上げたとおり必置の必要があると考えておりますので、館長が今年から地域から選出ということにさせていただいたわけでございますけども、それと同じように地域から選出をしていただいて、主事をこちらのほうで委嘱できればよろしいのではないかと館長さんにはお願いをしているところでございます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今の説明なんです、なぜ主事がいるところとないところ、今いろいろ言っていましたけども、置くというふうになっているのにかかわらずいない。それから今、館長と兼務してもらおうとおっしゃいましたよね。これも館長のほかというふうになっているんですよ。条例で。館長のほかということは館長は別にいて主事を置くということでしょう。それが兼務するということはちょっとおかしいんじゃないですか。そのへんはどうですか。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

ご指摘のとおり公民館については、主事については必置でございます。ただ下部地区は先ほども申し上げましたとおり、以前から館長と主事は兼務で行ってまいりました。長い、その地区の経過等がございまして、急に主事を配置ということもなかなか困難だというふうに伺っておりますけども、われわれとしてはやはりその業務の必要性から考えて主事さんを置いていただけるようお願いはしているところでございます。先ほど申し上げたとおり、教育委員会のほうで主事を任命するのではなくて、地域主導型の公民館でございますので地域から優れた、公民館活動に適する方を主事として選んでいただければ、こちらのほうでは委嘱をしていきたいとお願いしているところでございます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今の話ですと地域主導型でやっているということなので、結局、教育委員会のほうで主事を指名することはないと。地域の中でそういう主事に適切な方を選んでいただきたいということですよ。そうするとこの公民館条例そのものが違ってくるわけではないですか。この公民館条例の第4条の第2条に掲げる各公民館に館長のほか主事、その他職員を置く。館長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし館長が欠けた場合うんぬんという、これが出ていますよね。これからいってもおかしくなるわけですよ。難しいかもしれませんが、これもちょっと僕はおかしいような気がするんですよ。生涯学習のほうでは、これはもう地域の方々に選んでいただくしかない、条例がこうなっている。その中で地域の方に選んでくださいというのもなんかちょっと違うような気がするんですが、もう1回お願いします。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

たしかに条例はそのとおりなっているところでございます。しかし先ほど申し上げたとおりこちらのほうでは教育委員会のほうで一方的に、あるいはどなたかをということはなかなか、地域の活動をやっていく上では困難であると思っています。法令で設置とはなっておりますけども早めに公民館主事さんを選んでいただければ、こちらのほうは努力して進めていきたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そういうことであれば条例にのっているわけですから、基本的にやはり例えば館長さんと相談しながら、地域から出ている役場の職員の方をお願いするなりなんなりという、そういう努力もある意味では必要かなと思うんですね。今、課長がおっしゃったように地域の方々をお願いはしてありますけども、地域の方にうまくいっしやらないと。だからそんな状態になっていますということではなくて、積極的に条例にのっていることはそれなりにちゃんとやっていただかないとまずいわけですし、そのへんは今後ちゃんとしていただきたいなど、要望にしておきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

5月10日に新館長の委嘱式が行われました。基本は4月1日からの任命ということで、就任ということになっているわけなんですが、その4月1日からの就任で5月10日までの間に実は古関のほうで公民館の行事がございました。新館長にしてみればその間、行事があっても一応、館長に新しく就任してくださいとお願いをしてOKをいただいているわけですが、委嘱されていませんので、それは古関だけではなくて久那土もそうでしたけれども、ほかの地区もそうなのかもしれません。そのへんはよく分かりませんがその間に行事があった。館長としてのあいさつもできなければ館長としての権限も何もないわけですよ。そこでどうしようと。正直言って地元も困りました。新しくなった館長さんも非常に困って、ではどうしたらいいんだと。館長予定者であいさつをするとかかそういう話にもなりましたが、そういうこともありましたし、また公民館というのは年間行事で動いていますね、ご存じのように。年間4月から来年の3月までの行事を、いろんなことを計画しているわけです。また例年どおりやっていることもあります。そのことに関して、やはり12カ月分の1カ月、たかが1カ月と言うかもしれませんが公民館の中で、まして新たに着任した館長が1カ月というのはすごく大きいことだと思うんです。そのへん対応が遅れた理由このへんどうなんですか、お伺ひしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

ご指摘の点でございますけども、たしかに公民館長さんへの委嘱状の交付が遅れたことは事実でございます。今その理由等でございますけども、やはり年度はじめのいろいろな会議、総会等がございまして遅れたことは事実でございます。われわれとすれば館長さんに公民館活動を担っていただくわけですから、やはり可能な限り早めになさなければならないというふうに考えております。

5月の中に入ってしまったんですけども、いろんな各種総会等がございまして、私個人的にはやはり4月のせめて下旬ぐらいまでにやるのが、各種団体の皆さんにお願いするに至っては実務上そこらへんまでではないかなというふうに考えています。今回、大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫びしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そういうふうになんか総会等々、また職員の方々もいろんな年度末、また年度当初、いろ

いるあるのは分かっているんです。だけど委嘱式ですからそんなに難しいことでもないので、ぜひ今、課長がおっしゃったように少なくとも連休前までには、もし今後そういうことがあったらぜひお願いしたいと思いますし、また今後こういうことのないような対策も合わせてお願いしたいと思います。

ほかでもこういう同じような問題、それからまた公民館長の身分保障とか就業時間等の確立、こういう問題も公民館の中で抱えていると思うんですよ。今後、確実な改善を進めていただいて公民館法にある目的が達成できるようにきっちりとした対応をぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。金山博物館の運営に対する考えの項に移りたいと思います。

今年3月31日に開館以来、続いてきました年4回の金山博物館だよりが16年間、64号を発行しておりましたが3月31日で終了となりました。今後はネットを使って周知することなのですが、博物館法第3条の6および10、ここにしっかりとあるようにペーパーでの配布をしなければならないとなっております。これも文科省のほうに確認しましたら、見解はネット等でのデータ配信も理解できるけれども基本はペーパーですと回答がございました。これが最終号ということで64号、今、僕の手元にもありますけども終了した理由と博物館法、それから文科省の見解を踏まえて、これをもう1回、再開するというふうな考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えをいたします。

湯之奥金山博物館は国指定史跡、甲斐金山遺跡、中山金山のガイダンス館として平成9年に開館し、金山遺跡資料の収集、保存、整理、調査・研究、展示公開をしております。5月24日には有料入館者が30万人を達成し、幅広い年代層を対象に生涯学習という中で教育活動を展開しております。

専門的な学術的研究のほかに多くの人に当館を訪れていただくよう子ども金山探検隊、砂金掘り大会、東西中高交流砂金掘り大会、科学実験教室、遺跡見学会、親子映画鑑賞会なども開催し、親しんでいただけるよう工夫をしているところでございます。

文化財はふるさとの証であると考えております。ふるさとの貴重な文化的資源として町民の皆さまが、特に子どもたちにとって本町の自慢となるような社会教育施設にしていく必要があると考えております。このために常に事業内容を見直し、新鮮な内容となるよう取り組んでいるところでございます。

本年度は、戦国期金山を支えた鉱山白展を平成25年5月30日から6月25日まで開催しております。また子どもたちに歴史文化を学んでもらおうと社会教育の立場から青少年育成身延町民会議との事業を企画しております。ぜひとも足を運んでいただきたいと思っております。

ご質問の博物館だよりの件についてでございますけども、これについては平成9年の開館以来、年4回、博物館広報誌として平成24年度で通算64号まで発行してまいりました。内容は館長のコラムと博物館活動報告やイベントの告知で、全国の関係施設や関係各所、博物館応援団の団員の皆さまにその活動を広く知っていただいております。新年度よりその関係者のより多くの方に情報提供できるようホームページにアップすることで紙ベースの発行は休刊とし

たところですがネット環境のない皆さんから再発行を望む声が寄せられております。このためより多くの方に効果的に金山博物館の情報を提供できるよう、再検討した上で紙ベースの発行も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

文科省の生涯学習政策局、社会教育課というところなんですが、その職員の方が定義第2条に教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査・研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査・研究をすることを目的とする機関であって、それでその第3条の6に報告書等を作成し、および頒布すること。また10に刊行物および情報の交換、博物館資料の相互賃借等を行うという、こういうふうな書き方をされているということで、ですからネットだけではどうしてもカバーしきれない。また今、課長がおっしゃったようにネットを使えない方、またそういう地域の方々も結構多いので、そういう部分で基本的にはやはりペーパーだと。またペーパーとネットとの複合的なことができれば一番最良の方法だろうとそういう社会教育課のほうの話もございました。

僕もこの中身を見てこの博物館だより、もうちょっと内容を変えながら、周知もいいんですが、宣伝もいいんですがイベント等も当然必要なんです。だけでも先ほど言いましたように情報、資料の賃貸とそういうことも含めた中で、この中身も少し考えながら僕は社会教育のほうの観点からいってもぜひ再開してやっていただきたい。それも今回、休刊になってまだ間が経っていませんから新たな形の、内容を変えて、また名称を変えてもいいではないですか。なんらかの形でそういう形をとっていただかないと、先ほど言いましたように博物館法にも逆に抵触してくるわけですから、そのへんを進めていただきたいとこのように思います。

また5月に、ついこの間、実質の入館者が30万人を超えたという金山博物館ですが、30万人を超えたんですがこれはある意味で博物館の中では非常に大きな数字なんだそうです。いろいろほかの博物館と比べて。だからある意味でこの30万人、実質ですから。例えば僕らがちょっと用事があって行った、そういうものは全然入っていません。有料の入場者数ですから。そういう部分でも30万人というのは県内でもなかなかない、そういう状況の博物館。これはやはり先ほど課長もおっしゃっていましたが町としても貴重な施設ですし、また社会教育の場面からいってもこれを活用しない手はない、こう思うんです。

しかしながら場所が下部温泉の入り口、奥のほうに奥まっている。旧下部の方は皆さん知っていますが、新身延の中では意外と知らない方もいらっしゃるんですね。また同時に県内全体を見回してみますと甲府あたりの方々、下部のほうに、身延の中に金山博物館とあるけども、どこにあるんだという話も実は何うんです。ですから僕はもっとメジャーな施設になってもらうために、またそれを皆さんに利用してもらうためにこの52号、それから300号、それも含めた中でなんらかの案内板等々、それからのぼり旗でもいいではないですか。案内板が高ければ、のぼり旗でもいいではないですか。それからイベントのときは手書きでもいいではないですか。そういうものをもっと設置するなり、もうちょっと工夫をしていただいて、あの施設をもっと利用してもらい多くの方に来ていただきたい。またそれをきっかけにしてその金山博物館がメジャーな施設になって、県内でも素晴らしい施設だなとそういうふうになっていただ

きたいんです。ぜひ、お金を使わなくてもちょっとしたそういう工夫をすれば私はできると思うんです。ぜひその博物館だよりも含めて併せてお願いしたいし、生涯学習の拠点として活用できる、また別の形で体制も整えてもらいたい。このようにお願いしたいと思います。

それでは続きまして、高齢化の進む本町において社会教育推進が町民の体力増強、健康管理等々、ひいてはまちづくりにつながると先ほども僕、話しましたが、そのように本当に思っているんですが、鈴木教育長が今後の社会教育をどのように推進するお覚悟か、お伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

昨年の11月に教育長に就任させていただきました。今後も頑張っていきたいわけですが、今ご質問の社会教育に対する考えはということでございますので述べさせていただきます。

本町は特に高齢者が多くございます。社会教育事業の対象は高齢者を主体に考えなければやっていけないという時代になりました。健康づくりとしての軽スポーツ、また文化会館の公演では年齢層が高めの方がいらっしゃるということを意識して集客を図っていかなければなりません。また公民館事業では、高齢者学級などを開催しております。これらは高齢者を受講者として意識した事業ではありますけれども、一方、高齢者シニア世代には長年培った知識や経験がございます。高齢者が多いことは逆にさまざまな知識や経験を社会に貢献できるという意味からすれば大変ありがたいことだということにもなるわけです。地域社会に貢献できること、また多くの人と交流することを生きがいとする方は多くいらっしゃいます。生涯学習社会は自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習ができることを、その成果を適切に生かすことができる社会といわれております。

今後の本町の社会教育の推進は身近で経験や知識を有する方々のお力をいただき、その方々が指導者となっていただき、身近な場所で気軽に学習できる機会を提供する、交流の輪が広がる仕組みを構築していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今の教育長のお話、非常に素晴らしいことだと思いますし、ぜひ教育長の本領を發揮していただいて、これからのまちづくり、町の根幹は町民だと思うんですよ。その町民と一体となつたまちづくりを進めていただきたい、このようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、定住促進事業についての項に移りたいと思います。

本町においても定住促進に向けた事業を進めておりますが、あまり時間がありません、以前、私や同僚議員の質問でお答えいただきましたので、今回は定住促進事業推進への計画内容、この点について簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

定住促進のためにはさまざまな分野での施策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し定住人口を確保していくことが重要だと思います。例えば結婚祝金や出産祝金、出生から中学生までの保険対象医療費の全額助成や保育料の保護者負担軽減など各種助成制度の実施や婚活支援事業、定住できる環境の整備としての上下水道の整備や周辺地域へ通勤するための道路の整備、子育て世代への医療・教育環境の整備、若者定住のための宅地分譲事業やU・I・Jターンのための情報提供等が挙げられ、今後も継続的に事業等を進めてまいりたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。そういうふうな事業を進める中で、定住促進事業推進での定住者数の実績というふうに僕は書いたんですが、これは移住促進事業推進によると訂正させていただきますがJターン、Iターン、Uターン含めて3町合併後どのくらいの数字になるのかお教えいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

空き家バンク等、町の施策で身延町に移住してきた方々はこの4月1日現在で7世帯18人で、2地域居住で来られている方々は3世帯9人となっています。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

7世帯と3世帯が身延町に新たに入居していただいたと。成果が上がっているということですが、次に定住事業促進への取り組みの内容についての項に入らせていただきますが現在、進められている空き家バンク、今後始める分譲住宅の希望者への周知の方法、このへんをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町民の皆さまに対しての各種助成制度、宅地分譲事業などは広報みのぶやお知らせ版、町のホームページや特別にチラシなどを作って周知したいと思っています。また空き家バンク事業や田舎暮らし体験施設事業などは町のホームページが主な周知方法ですが、そのほか山梨県二地域居住推進協議会が主催し首都圏で行う甲斐適生活相談会、山梨の生活相談会や、出版社が発行している各種田舎暮らしの本への掲載、また本町の空き家バンクへ申し込まれている方々にはダイレクトメールなどで周知をしております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今そういうふうな周知をしているということなんですが、例えばホームページの中に空き家バンク、それから田舎暮らし、そのへんを絡めてやっているんですか。それとも別々の項にし

ているんですか。どうですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

これは別々の項になっています。空き家バンクは田舎暮らしをしてみませんかという項目でやっております。田舎暮らし体験施設事業につきましては、本町の空き家バンクに申し込まれた方に直接ダイレクトメールなどで周知をしております。また町のホームページに、空き家バンク事業とは別に田舎暮らし体験施設事業で施設自体を見学できる見学会を実施しますのでそちらに参加してくださいと、そんな周知をしてあります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

例えばどっちのホームページの中のどっちにアクセスしても、例えばリンクできるようなそういう仕組みはしていないんですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まだ田舎暮らし体験施設事業のほうはそれほどたくさんの項目がないので、これはこの項目自体でバナーとしてホームページはつくっておりません。だから空き家バンク自体は空き家バンクのホームページ、そのほか先ほどちょっとお話ししましたU・I・Jターンの方たちに対するバナーはもう1つ、ホームページにあります。そちらは両方ともクリックしていただくと同じホームページの中で見られるようになっています。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

さっきちょっと話が出ましたが、移住希望者への説明会を東京あたりでやっているという話を聞きました。その説明会を移住経験者の方にアドバイザーをお願いして開催している、この開催の中でアドバイザーの方をお願いしているということを伺いましたが、そういうことをやっているのか。それとその内容を伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

議員のおっしゃっているとおり、相談会におきまして、町内の空き家バンクの状況を説明するとともに、実際に移住された方に身延町に来た移住の目的とか感想とか、それに伴ういろいろな手続き方法等についてどうだったかというような、そんな状況を実際に移住してきた方たちに、出席者の皆さんにそんな話をさせていただいております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そういう方がいらっちゃって、その方と一緒に町が身延町に住んでいただけるように経験を

踏まえてお願いして説明しているということですね。身延町はいいんだよ、いいところだよということで宣伝していただいているということですよ。そのことなんですが、これはお断りしておきます。私は通告しておりませんので学校の統合問題を問うつもりもございませんし、1つの流れの中で統合問題にちょっと触れるような形になると思うんですが、そのへんはぜひご勘弁をいただきたいと思いますが、5月に開かれた学校統廃合の後期計画の説明会で本町への移住を決断するときに、学校が近いことが選択の大きな理由だったということで、その方が実際にそういうアドバイザーとして町をPRしてくれていると、そういう方がおられました。その方が学校がなくなるんなら私は出て行きたいと。これはちょっと適切なのかどうか分からないんですが、こういう学校がなくなるという話何も教えてもらえないで入ってきたと。これはもう詐欺ではないかと。そこまで、教育長、教育委員長もおられましたから間違いなくそう言っていましたけども、詐欺だと声を大にして訴えておりました。

私は町への移住事業推進のアドバイザーとして努力していただいている方が町との信頼関係の中でアドバイザーとして町を売り込んでいただいているわけですよ。なんか聞いた話だと早稲田大学なんかも行っただけで、そういう話をしていただいているそうではないですか。そういう町との信頼関係が私は損なわれるのではないかと。そういうことを心配して、この話をさせていただいていますのでご理解をいただきたいと思いますが、その話を実は先日、政策室長とさせていただきます。そのときに政策室長からそのような気持ちがあるなら町との信頼関係もあるから私のところへ言うてくるのではないですかと。何も言ってこないからそのような考えはないと思いますよという話を受けました。またそのようなことを言われたら政策室としての移住促進、この事業ができないよと。ある意味では静かにしているしかないのではないかとこういうふうな話がありました。私はその話を聞きましてその考え方、それからその言葉に唖然としたんですが、移住促進に協力してくれる経験者の気持ちを無視した、ある意味での上から目線のそういう発言ではないかというふうに思うわけです。

逆に言うと今の政策室長の考え方、教育委員会が進めている学校統廃合の問題の計画ですね。その面から見れば課長の話していることが逆に真逆の話であって計画推進に支障を及ぼす、そういう部分の可能性もあるわけですよ。これは、

そこで私は伺いたいんですが、そういう1つの例。それからもう1つは例えば保育園で今、英語の授業みたいのをやっていますね。それが週に3回だかやっているそうですが、それが小学校へ行くと週1回になってしまいますね。そういうものも基本的には本来、町でやっていることですから、英語能力を高めるためにやっているわけですから、そういう流れの中で本来はやっていかなければいけない。だけど今の学校問題、それから定住問題、それから英語の問題もそうなんですが町役場の、私、疑問に思っているのは庁舎内、庁内の別々の課の中で今回のようなことがあった場合、それから新しい施策等を進めようとするときに他の事業への影響を考へたり、また真逆になるような問題が出てくる可能性があるなりした場合、そういうことを議論してどういうふうな形にもっていくかというそういう連携の体制、このへんはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今、議員さんがおっしゃっている私の発言に対して学校統合と真逆な発言だというお話をさ

れていましたが、それはちょっと僕には理解できません。それはこの間、お話したのはいろいろな状況の中である一部分だけをそう捉えても困ると・・・。

○7番議員（松浦隆君）

その質問はしていません。連携体制があるかどうかを質問しています。

○政策室長（丸山優君）

それは申し訳ないですけども、こちらからも説明させていただきたいと思いました。

それで連携体制ができていくということなのですが、いろんな事業をするにあたって課長会議はもとより関係する課との打ち合わせ会もしっかりやりながら事業を進めています。

なお、町の大きな施策についてはある一定の事業以上につきましては事務事業事前評価検討会等を行いながら重要な施策についての決定等を行っております。その他、特に予算に関するものについては財政課とかと補正予算のヒアリング、当初予算のヒアリング等を行いながらやっております。そういう形の中で重要なものにつきましては関係課と十分、調整等を図りながら行っております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

大きな事業、それから通常は課長会議ですか、そういうところでお互いに自分のところの事業等々をやっているということなのですが大きな事業に関しては検討会、それからヒアリング等もしているということなのですが、それはたしかにそういうふうにしていただかなければ困ると思うんですが、そういうヒアリング等、それから課長会議等、他の事業への影響を考えると手直しされた、そういうことはあったのか。また逆の施策が、これは絶対おかしいぞというそういう場合はどうなったのか。その点1つ伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今ここでちょっと思い出す範囲では大変申し訳ありません、急なのでちょっと判断できません。またそのようなことがあったとしたら、のちほど思い出しながら回答したいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今回の移住経験者の発言の報告、その発言に対する対応とか対策について、そのあとの5月に久那土でやったときの発言ですから、それからもうしばらく経っていますので、そのあとの例えば会議等々でそういうことがあった、またそのことを協議されたそういうことはありましたか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

課内ではこの話について協議はいたしました。直接ご本人からお話を伺ったわけではないし、誤解されているような部分がもしあるとすればその誤解を解くための努力はしてまいりたいと思っています。

ただ定住促進事業と後期の統合計画は、本当にその定住促進についても町民の皆さんが住みやすい地域づくりをしている、その中の1つとして学校統合も生活の環境整備や教育環境の整備等々も町民の皆さまの施策であるので、同じ方向を向いていると判断しているところです。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今、そういう話が課内で出たということは教育委員会から報告があったということですね。そうしなければ教育委員会から報告がなければ、その事実も、その当日、政策室長がそこにいたわけではないですから。あったわけですね。そうするとその中で協議されたかどうかということをお聞きしているんですがそういうことはどうですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

教育委員会からの報告ではありません。同僚の職員からの報告でありました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると私ちょっと聞きたいのは、例えばそういう今、政策室長が学校の統廃合に関して結局、町のほうは町のこれからの新しい新町づくりのために進めている施策だと。定住促進も同じように町で今後の将来の町を考えた施策の中で進めているから、同じ方向を向いているという、そういう見解だと思うんですね。それはたしかに、今、町の職員の方々、それから教育委員会もそういう同じ方向を向いているのかもしれないですが、私はこういう教育委員会の統廃合の計画が出た中で、そういうアドバイザーだけではなくて移住してきた方からそういう問題が提起される、またそういう発言があるかもしれないということは、これはある意味、予見できたんじゃないかと思うんですね。その予見できたと考えるのが私は妥当だと思うんですが、そのことをそういう、例えば検討会とかそれから課長会議、そういう席でなぜ政策室長の立場として、そういうことがあるかもしれないけど、どうなんだろうねというそういう言葉が私は出てもいいと思うんですがどうなんですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

移住されてきた方は2年半ぐらい前に移住してこられました。そのときの状況はまだ後期計画も出ておらず、現に学校があったわけで、この後期計画が出てはじめてその久那土小学校がなくなるということが分かったということで、これからの対応になると思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

学校問題は別にしておいて、町が今後の将来のまちづくりを考える中で、もちろんいろんな町民の方々のいろんな意見があると思うんですね。だけどその意見がこのぐらいは出るだろうというのを予見するというのもこれは僕、大事なことだと思うんですね。そういう予見した

中で今後のまちづくりというか町のビジョンを策定していく。それがやはり職員全体が、皆さんで考えて、また検討会なりヒアリング等々で進められていく、そういうことが僕はやっていて当然だろうと思うんですが、そういうことに関して僕はすごく違和感を今、感じているところなんです。町長はこのことを踏まえた中で人口減少と少子化への町全体での対応の考え、また対策、このことについてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この定住促進につきましては、先ほど定住促進の最初の質問に対して政策室長がお答えをしたとおりですが、それぞれ私ども町では結婚祝金、その他を支給することを考えておりますし、それとは別に私ども町でやっている事業そのものすべてが人口減少を食い止めるための事業でございますので、私どもは今やっている事業を積極的に進めてまいりたいとこういうふうに思っております。

それから先ほどから聞いていますと、なんか定住促進事業と後期統合計画は相反しておかしいというような意見もございました。このことは私も十分聞く中で検討をした結果でございますのでちょっとお答えをさせていただきたいと思うんですが、今お答えをしたとおり定住促進事業については今、私どもがやっている事業を継続的に推進する。そして住みやすい町をつくること。そして住める町をつくること。そのことが人口減少と少子化への歯止めになるだろうとこういうふうに考えておりますので、それは理解をしていただきたいと思います。

それから学校統合をしてしまったから出て行くとか学校統合がおかしいというような件ですけども、これについての見解を申し上げますと、学校統合も実は無理に、私どもは学校統合をしたくてやっているわけではございません。ご案内のとおり小学校が大変、過少規模になってまいりました。それもしかもしかも急速に進んでまいりました。したがって個々の学校での取り組みだけでは克服できない困難な問題が出てきたと私は考えております。そのことも踏まえて教育委員会では後期統合計画を策定して教育のあるべき姿を提示し、その結果として小学校の統合がなされました。その中には議員の皆さんから1中3小でいいですよというようなお話もいただいていることも事実でございますので、それらを踏まえますと私どもが今、施行しております生活環境の整備も、教育環境の整備も共に町民の皆さんのための施策であるというふうに私は理解をしておりますので、相反する施策ではないというふうに考えているところであります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

時間がありませんので、1つだけ申し上げます。

徳島県に神山町というところがございます。そこは人口が6千人です。以前2万人いました。そこが本当にこの身延町よりも非常に不便で駅まで50分から1時間かかるところです。そこは実は今、町長がおっしゃいましたようにまちづくりのために、うちの町の考え方とまるっきり逆のやり方をやっています。NPO法人なんです。今、うちの町でやっている空き家バンク、あれをそのままやっていますが、その中でここ5年間で90人の空き家バンクを利用した移住者がありました。それと同時にそれに付随して会社も来ました。今現状で100組以上の

移住者の待ちが出ています。そこがやったのはうちの町がやっていることと同じ教育の問題、そういう問題もすべて一緒に、町も一緒にやっていますが、それと同時に1番は今後10年間、通常予想される子どもたち、児童生徒の減少を100人と見込んで、その100人を移住政策でなんとかしようということで、町自体が今の教育委員会、NPO法人、それから町が一体となってそのことを進めている。そういう町もあるんだなと。ちょっと調べた中で僕が確認しましたので、ぜひ政策室長もその神山町の内容を確認していただいてそういう方法もあるんだということをぜひご認識いただきたいと思いますし、またこの身延町が今後、少しでも人口減少をくい止めて、住みよいまちづくりを私たちも一緒にしなければいけないので、こういう質問をさせていただきましてもご理解いただきたいと思います。

私の質問は時間になりましたので終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で、松浦隆君の一般質問は終了いたします。

次は通告の5番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は1点、身延町立小中学校後期計画について質問を何点かいたします。

まず最初に統廃合の同意は保護者となっています。地域でこの計画に理解が得られない中で保護者だけにその責任を押し付けるのは保護者に大きな決断を迫ることになります。保護者の負担がとても大きいので、期日を決めて同意を迫ることはあってはならないと思いますが教育委員会の見解をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

学校統廃合の決定を保護者だけに押し付けることはありません。教育委員会ばかりでなく多くの方々が関わっていただきました。新町建設計画、3町合併協定書、長期総合計画に記載され、身延町立小中学校適正配置審議会の答申があり、身延町立小中学校統合計画前期計画を実施する過程で、また町議会の全員協議会で話し合われたことなど多くの方々が論議し後期統合計画につながってきております。

またこれは実に大きな計画であって学校統合の時期も示してあるので、保護者の同意の期日を提示しないわけにはいきません。そもそも期日を定めない計画は計画ではないと思っております。

なお、保護者に対して同意を「迫る」のではなく保護者には不同意とすることなく、ご理解をいただいた上で同意を「いただきたい」と考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんこの計画はいろんな人たちがつくって、最終的に後期計画は教育委員会がつくられた。けれども最終の同意、今まで説明会を聞いていた中で、これから11校の保護者の同意を

いただいて、そして来年の今ごろまでに同意書は出していただきたいというような説明でしたよね。そうすると最終的にはやはり保護者の同意が必要になるということで、そこを私は言っているんです。いろんな人が関わったとかなんとかではなくて最終的に11校の保護者の同意が必要ということで、期日を決めて迫っているのではないかというような思いで言っているんですけどもそれについてはどうでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

ご質問の趣旨は保護者に責任が生ずるということを懸念されているようにも思われますが、そのようなことはありません。保護者に生ずる責任とは、将来予想される一体何に対する責任なのか分かりませんが、保護者にあるのは「責任」ではなく熱意を重ねた上で児童生徒のために行う「選択」だと考えております。

責任はまず教育行政を司る教育委員会が、それから議会に議案に提出する町長とそれを議決する町議会にあると思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

説明会の中でも保護者の声として保護者の責任を重く感じる、これはなんとかならないかという声もありましたよね。いくら教育委員会で保護者に責任を押し付けていないといっても同意は保護者がしないと始まらないんですよ。同意をしてから議会に全部、同意をとってから出すわけですから。それとやはり同意を求めるところに、同意をするというところに保護者は責任を感じているんだと思うんです。そういう声をやはり私は、真摯に教育委員会は聞かなければいけないのではないかと思うんですね。そういうことに関していかがでしょうか。教育委員長に答えていただきたいです。説明ではなくて、やっぱり責任は教育委員長ということなので、その教育委員会の中のことは教育委員長に答えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えいたします。

1点確認でございますが、教育委員長が申し上げたのは保護者の方々に責任をすべて押し付けるということは毛頭考えていないということでございます。保護者の方々には責任があるのではなく選択があると。同意あるいは不同意とする選択があるというふうに申し上げます。

それから同意をすべていただくというふうにおっしゃいましたけども、私たちは同意はすべていただきたい、そのために努力をいたしますけども不同意という選択も保護者にはございません。不同意の場合は、とにかく同意をいただきたいと思っておりますけれども、それはそのときにまたこちらのほうでどのようにするか熟慮し、配慮して、また再度決定をしていくことではないかと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

すべて保護者に責任があるのではなくて、重い責任を感じているということを知ってほしいと思っています。

選択の自由があるとおっしゃいましたが、そういうふうに期日を決めて迫られて本当に自由に選択ができるのでしょうか。そこのところは、今までの経過を見てみると本当に選択の自由があるのかなという思いから、やはり保護者の方たちも責任が重いというふうに思っているのではないかなと思うんですね。だから実際、そういう説明会の中でもそういう声が出てきたのではないかなというふうに思うんです。だから教育委員会は保護者の代表名だからとか同意するかしないかは選択の自由があるんだからとか、そういう誠意がない言い方ではなくて、もっと保護者の立場に立った答弁というか、その思いを受け止めてほしいという思いでこの質問をしました。

スケジュールがというふうにおっしゃったけども、勝手に教育委員会が決めたスケジュールに保護者が悩みながらもそれに合わせていかななくてはいけない。そしてそのスケジュールに合わせて保護者の同意だけを取り付けようとする姿勢というのは保護者の信頼も得られないし、住民の信頼も得られないと思うんですね。本来、やはり学校の統廃合というのは地域の子育てや地域の存続だけではなくて町のあり方、町の将来にも大きく関わることだから行政が一方的に進めるべきではないと私はずっと言ってきたんですね。やっぱりこういう問題というのは徹底した住民の合意が必要だと思うんです。まちづくりってさっきからも話が出たけども、どういふ町をつくるのかということ、やっぱり住民だって関わってきている問題ですから、学校をどうしようかということにしても、100何十年も続いた学校がなくなるか、なくならないかという地域にとったら、子どもにとったらどうですけども大きな問題です。そういう意味では保護者の同意だけではなくて、地域の同意も得られるような努力を教育委員会はしていかなければいけないというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

たしかに地域の皆さまのご理解をいただきたいというふうに考えて、22回の説明会を開催しております。いろいろ厳しいご意見等もございますけれども、ただ1点、申し上げたいのは地域の同意というのが具体的にどのようにして確認をすればよいかということでございます。住民投票ということもございますけれども、基本的には議会制民主主義でございますので議会の議決が唯一の絶対要件でございます。ここにいらっしゃる議員の皆さんは、先ほど川口議員さんもおっしゃいましたが地域の皆さんの代表としてここでご質問をいただいているというふうにこちらは理解しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

特に地域から学校が1つもなくなる下部、久那土、旧下部町においてはやはり住民の思いと

というのはすごく深いものがあるし深刻なものがある。それは皆さん、説明会に行って感じられたと思うんですね。そういう方たちに、ただ理解を得るために説明責任を果たしていますではなくて、理解ではなくてもう一步進んだ同意をどういうふうにとっていくか、どういうふうにまちづくりをみんなですていくのかと考えたときにやっぱり地域の同意というのは、住民投票とかなんとかではなくて、あの場にいたら同意が得られるか、理解が得られるかというのは私、分かると思うんです。それで説明会はあれだけでは終わらない、何回もやるというふうにおっしゃったので、これからどういうふうに移していくのかというのは分からないですけども、少なくとも久那土と常葉の雰囲気を見た限りでは、やっぱりその地域から学校がなくなっていく。それが、教育委員会が本当に子どもたちのため、そして地域のためにもこれしかない、これが一番の方策なんですということできちんと熱意を持って説明しているというには私はちょっと感じられなかったんですね。

だからお互いに、本当に地域や子どもたちのために後期計画がどうなのかということを中心に、ああいう単なる説明会ではなくて膝を交えて話をするような場も私は必要だと思うんです。それについては今後どのような計画でいっちゃうのか、お聞かせいただきたいとします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今までの説明会でもそのたびにご説明を申し上げているような感じがいたしますけれども、皆さまの意見はその都度こちらのほうも書き留めております。それを整理して、実際に教育委員会の中でそれらに対する見解というものととりまとめているところでございます。

この説明会が終わりましたら皆さんからいただいたご意見・ご要望に対して、なるべく速やかに教育委員会見解としてまとめて再度皆さま方にお示ししたり、住民の方々に直接お示ししたいと考えております。

なお、住民の方々のご意向ということでございますけれども、説明会にいらっしゃる方々は非常に熱心な方々でありがたく思っております。実はこのあとの芦澤議員さんの質問のときの答弁として用意したものでございますけれども、ここで言わせていただければ、下部地区には60有余人の区長さんがいます。それと同じぐらいの集落があるということです。その多くの集落にはもう児童生徒がないという現実があります。先ほど来、議員さんがおっしゃっている地域の同意というものを一体どのようにとりまとめていけばよいのか、ぜひその点もご教示いただければと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

あの雰囲気を見ても、学校がなくなるということは地域にとって大きなことだというのが分かると思うんですね。そうしたら教育委員会が本当にそれが子どもたち、地域のためになるということであれば、それは膝を交えて話すしかないんじゃないですかね。分かってもらうしかないんじゃないですか。本当にそれがいいというふうに確信をしているんだったら。そこしか私はないと思うんですね。その熱意というか、本当にそういうふうになったら住民の皆さんだっ

て、それは分からないですけども、そういう方も中にはいらっしゃると思うんですね。

そういうことを、同意をどうとればいいのかではなくて同意をどういうふうにしたら分かってもらえるか、どうしたら理解してもらえるかということをもとにやってみようということが必要ではないでしょうか。なんでもいいから自分たちの思いを本当に伝えたい、分かってほしいと思うんだったら、そういう行動に、私は教えてくださいではなくて出るべきではないかなというふうに思います。今までのその通り一遍の説明会ではなくて、もっともっと本当にそういうふうがいいと思っているんだったら説明して分かってもらう努力をすべきではないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

例えば、説明会をちょうど半分やってまいりました。その地域地域によって先ほどの議員さんのお話にもありましたが温度差もたしかにございました。下部あるいは久那土地地区の住民の方あるいはご父兄の方のご意見も拝聴いたしたところでございます。いろいろな意見が出ておりました。今後のことは先ほど課長が言ったとおりでございます。

同意書をいただくという段階になるわけでございますけれども、必要であればまたその地域へ行って説明会というのもできないことはございませんし、また日程が許せば説明会もしたいと思っておりますし、また保護者の説明会等もこちらで組みますけれども詳しい話し合いもしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

さっきから言っているように、その説明会の会場の温度差がかなりあって、もう8時ぐらいに終わってしまったところもあったり、そうではなくて時間延長したところもありますよね。やっぱりその声というかそういうものを大切にするとしたら、その1回や2回の説明会で終わるのではなくて、やっぱり納得できるような、納得できるかどうか分からないけどもその努力はする必要があると思うんですね。だから今後その説明会で終わらないとおっしゃったのはそれはそれで評価していますので、ぜひまだまだいっぱい聞きたいとかという話も聞いていますので、とても納得はできないという話も聞いていますので、それはそれで対処していただかないと私も代表としてここに来た以上、納得することはできないのでぜひその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校統廃合についての通達というのが、これは私も前にこの質問の中で言った記憶があるんですけども、文部省の通達が1973年に公立小中学校の統合についてということで学校規模を重視するあまり無理な統廃合を行うことは避ける。小規模校として残し充実させたほうが好ましい場合がある。住民の理解と協力を得て進めるという通達がありました。その後、平成17年8月に市町村合併時の学校の統合についてということで、教育委員会のための市町村合併マニュアルということで、これも学校の統合ということで、さっきの通達と同じようなことを再度、文科省のほうから出ていますけれども、やっぱり無理な統廃合を進めたことによっていろんなところで紛争が起きている。そういうことでこういうものを出さざるを得なかったと

いう現状があると思うんですね。これはもちろん理解をしていらっしゃると思うんですけどもこの通達とそのマニュアルについてのお考えですね、これはどういうふうに捉えていらっしゃるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

同様な質問通告を芦澤議員さんからもいただいております。今おっしゃいました通達につきましては、芦澤議員さんの質問通告にあるように昭和48年9月に出されたものです。これは文部省の初等中等教育局長および管理局長、両名の連名で公立小中学校の統合についてということで概ね今、議員さんがおっしゃったような内容での通達がなされております。

ただ、この通達が出た過程を一度ご説明申し上げますと今から57年、58年前でございますか。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません。端的に。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

端的に申し上げているつもりなのですが、ちょっとこれはやはり流れとしてご説明を申し上げないとご理解いただけないと思います。昭和31年11月15日に中央教育審議会の答申がございました。これは公立小中学校の統合方策についてというもので小規模校等の統合を促進するという答申内容でございました。これに目を置かず、これは文部事務次官ですが31年11月17日にそのような答申があったので学校統合のときに十分注意を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として統合の推進を図るようにと文部事務次官からそのような通達が出ているわけです。今おっしゃっているようにその後、学校統廃合をする過程で地域とのいろんな問題等があるということで小規模校をあながち否定するものではないというややブレキをかけるような、今度は文部事務次官ではなくて、文部省の2名の局長名による通達があったわけです。流れといたしましてはこれは学校統廃合を進めるという大きな流れがあって、その中で配慮すべきことだと言っていることになります。ぜひその点ご理解いただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからその見解はどうですかと聞いているんです。その説明はいいです。それについてどう思いますか。通達があつて。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

身延町の教育委員会でも、その出ております通達の趣旨に則りまして計画をつくったわけでございます、この計画を進めていくのが正しい方向だと思って今日までやってきております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では、この通達は十分尊重しながら今後やっていくということで理解してよろしいですか。
はい。

ではすみません、時間もないので2番目にいきたいと思います。

3月定例会の一般質問の中で、統廃合の当事者は子どもたちだから子どもの気持ちを聞いてほしいというような一般質問をしましたがけれども、やはり子どもではなくてあくまでも親にというような答弁でした。その後の説明会の中でも当事者は子どもなんだから子どもの意見を聞いてほしいという声がかかなりあって、一般町民の中にもそういう声がありました。このことについて重ねて質問するわけですけども答弁は変わらないんでしょうか、変わったんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

原則的には変わりません。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういう説明会の中で親たちの思いというか地域の人たちの思いを、ではどういうふうに見え止めたんでしょうか。そういう意見をどういうふうに見え止めて変わらないんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

住民の代表で構成されました適正配置審議会、教育行政に責任を持つ教育委員会、議決機関である議会も慎重に協議を重ねていただいた後期計画です。憲法26条に国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務があると謳われていることは前に説明したとおりです。未成年者には法律行為を単独で完全に行わせしめる行為能力に多くの制限があります。以上のことをすでに説明をいたしました。

子どもたちの気持ちを聞くというのはどのようなことなのか、判断するのに非常に難しいものがあります。子どもの声を聞くといっても子どもの意見をどのように集約し、また学校統合計画に組み込んでいくのか、ご教示いただきたいと思います。

児童会、生徒会の決定を求めているのではないと思いますが、例えば子どもですから「僕、統合をしたくない」と直裁的かつ直感的に反応した場合、それはきちんとした考慮の結果なのか、統合することに対する漠然とした不安なのか、おそらく後者だろうと思いますが、しかしそのために言葉で統合を理解させるのではなく、1年余り時間をかけて児童生徒間の融和を図ったり、不安を解消したりすることの計画は立てていきたいと思っております。

児童生徒に委ねたいのは何年か経って、後年に至り成人になったときに今回の学校統合計画について正確に評価することであり、その力を持ってほしいと願っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

前にも私、大阪の小学校5年生の子のことを言ったんですけども「学校が潰されるのに僕た

ちの気持ちを誰も聞いてくれない」というふうに話をしている、みずから命をかけて統廃合を止めようとしたというお話もあったんですけども、やっぱり子どもたちって子どもの権利条約もあって、子どもには人権があってきちっと考えられると思うんですね。言えば、だから教育委員会って子どもたちを第一に考えなければいけないところではないかなというふうに思うんです。その教育委員会が、単なるアンケートとかそういうものではなくて、時間をかけて子どもたちの本心を聞くというようなこともしていけないと私はいけないのではないかなというふうに思うんですね。

下部のときに古関の廃校で本当に子どもたちがつらい思いをしてしまったという経験があるんですね。そういう意味では、子どもの思いもきちっと受け止められるようなことを大人がしていけないと、大人の都合であっちに行かなければいけない、今までと同じところではなくて違うところへ行かなければいけないというふうな、子どもからとったら理不尽なことをしなければいけないというので、やっぱりそういう意味では説明会の中でもそういう意見もありましたので、ぜひこれは子どもの気持ちというものを大切にしていきたいというふうに思いますけども、それは基本的に変わらないということなので仕方がないと思うんですけども、ただやっぱり子どもって分かっているんですね。だからそういう意味で、きちっとそこは話を聞いていくということを大人はしていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

それから3番目ですね。昨年、本町に生まれた子どもが54人で現在52人という説明が説明会でありました。6年後にはこの52人が身延小学校に約半数、下山小学校と西島小学校で残りを分け合うということで、大体そういうふうになるとそれぞれが12人、13人という学年になります。13人以下ということはまた新たに統廃合を考えなければならないということになるのではないかなと。今までのことにしていくと。今の説明会では最終計画だというふうにおっしゃっていますがこれについての教育委員会の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

昨年度の出生数をこの6月末までに行う説明会などで紹介をしているものですが、住民基本台帳月報によりました。数字を恣意的に使っているのではなく本町の少子化の実情を知っていただきたく参考に紹介しているものです。

教育委員会は1小学校の1学年の児童数が13人以下となったら統合しなければならないとご説明したことはありません。現状の複式学級が生じるような過少規模校や小規模校を解消するために後期統合計画を策定したものです。そしてこれは適正配置審議会の答申、前期計画と続いた一連の過程の中であって、その流れにいったん終止符を打つという意味での最終計画であると表現しています。

今後10年以内に再度、統合問題が俎上にのるようなことがあるかもしれません。しかしながら私学でもない限り小中学校の設置者は市町村ですから、組合立を選択しない限り本町から学校がなくなるということはありません。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちが少なくなったからといって、学校をどんどん減らしてしまうというこの計画だと、やっぱりとりあえず10年の今回の計画がそれで最終計画だとしても町としての最終計画ではないようになりますよね。そうではなくて学校を減らして子どもたちを1つに集めるということではなくて、学校を存続させてそこにいるんな施策を町と一緒にやってやるということで、かえって子どもたちは増える可能性があると思うんですね。

そういう意味では前期計画の説明会のときにある町民の方が言っていたんですけども、こういう計画は町の消滅へのカウントダウンだというふうにおっしゃったのがすごく私、印象的なんですね。そういうふうにかウントダウンして消滅に向かっていくのか、それともやっぱり一緒になって地域に学校を残して増やしていく努力をみんなでしていくのかということと、私は今その分岐点ではないかなというふうに思っているんで、最終計画だというふうにおっしゃって説明会をされているんですけども、私はこれだったら町の発展はないんじゃないかなと。いつも教育長が教育は国家百年の大計というふうにおっしゃって説明会を始めるんですけども、どうもこの思いと意味がつかないような気がするんですけどもその本意というか、そこを説明していただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

義務教育というのはなんなのかということを考えたときに、義務教育は子どもが学びたいと思うことの条件を整えてあげることだと思います。それぞれの年齢に応じた切磋琢磨ができるというような条件、それからよりよい人間関係の向上が図れるような条件、諸活動の選択肢の幅を広げてあげるといったような条件、もう1つ豊かな心、確かな学力、すこやかな体を身に付けるということが義務教育に課せられた大きな必要条件だと考えております。そういった意味で今回の後期計画を策定いたしました。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、教育委員長がおっしゃった義務教育の中には地域との関係、そういうものがちょっと私、含まれていないような気がするんですね。やっぱり切磋琢磨とかというのは、中学校くらいになったら切磋琢磨も必要でしょうけども、小学校時代はというか小さいときというのはお互いに支え合ったり、競争ではなくて助け合ったり支え合ったりということに私は力点を置くべきだというふうに思っているんで、おっしゃることは分かるんですけども、そういう中で地域との関わり、登下校するときの地域との関わりとかそういうことが小学校低学年くらいにとつたらすごく重要なことではないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では学校、子どもたちが少なくなってしまったからということで学校をどんどん少なくしていったら、このままいったら将来的にはどうなるんだろうというそういう町民の皆さんの不安っていっぱいあると思うんですね。そういう思いというものもきちっと受け止めなくてはいけないというふうに思うので、私はそれより今ある学校を残して、そこで町と一緒にしているんな政策をして、そこで増やしていくということをしたほうが町の将来のためにはなると思うので、そういう意味では全然、教育委員会との考え方が違うんですけども、そうい

う考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんのほうから学校は地域との関わり、あるいは地域の皆さんとの情報の交換等も必要ではないかというお話がありました。

先ほどの野島議員さんの学校づくりのお話の中でもそのようなことが出ておりました。まさに地域との関わりは大事なことだと思っておりますし、これは非常に今後も続けていかなければいけないことだと。またご父兄、地域の皆さんにはいろいろ学校とともに子どもたちを育てていくという立場でご協力をいただきたいなと思っております。

しかし今回の計画につきましては、それはそれで伸ばしていきますけども、子どもの数が何回も申し上げておりますように非常に減ってきている。このままいくと、この計画書の中にもあるような形で、非常に困る状況にあるということを教育委員会は心配をいたしまして、この計画をつくったわけでございますので、ぜひそのへんはご理解をいただきたいし、また地域のことについては今後とも緊密な関係をとっていただきたいとこんなように思っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

教育委員長に伺いたいんですけども、教育委員長の出身である下部地区から学校がなくなるということで、その住民の方たちの思い、皆さん、保護者を含めた思いというのは本当に重々分かっていらっしゃると思うんですね。私もそうですけどもやっぱり学校がなくなるということで本当に眠れない日々が続いています。そういう意味では教育委員長も勤務されたり、地域にいたりということで、そういう方たちの思いというのをどういうふうに受け止められているのかということで、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

たしかに私は下部小学校、下部中学校を卒業し、下部中学校にも13年ほど勤務させていただきました。そういった学校がなくなるということは、ほかの皆さんよりもっと切ない思いがあることは間違いありません。ただし、今、通学をしている子どもたちの様子を見たり、それから毎年行っている教育委員会の学校訪問を見ている中で、やはり子どもの数が少ないことに歯止めがかけられなくなってしまった今、統合をせざるを得ない、そういう思いを非常に強く持っております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。

では4番目ですね。久那土小学校保護者の説明会に私は参加をしました。久那土地区では統廃合反対の声が圧倒的でした。先ほど同僚議員が定住促進のところ質問をしたんですけども、やっぱり移住してきたご夫婦の話は私はここでしようとしたんですけども、質問をされまし

たのでそれに引き続いて質問をしたいと思います。

そのご夫婦の話があって、保育園や学校が近くにあって、子どもを育てるのによい環境であれば移住を考える人はおおぜいいると言っていました。若い夫婦が子どもを連れてこの町に住んでくれる。そのことをとても大切にしなければならないと私は思っています。小学校がなくなったら移住してくる人はいなくなるでしょう。この町はとても魅力のあるところですよと言っていました。せっかく移住してくれた人が出て行かなければならないようなことはしてはいけないと思います。子育てに良好な環境をつくって、定住者を増やす努力を今後も進めていくべきだと思いますが、政策室の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

若者の定住のために町は何をしなければならないか、移住してきた人たちを外に出さないためにどうしたらいいか、先ほどの松浦議員さんからの質問に対しての答弁と重複しますが、定住促進のためには本当にさまざまな分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅も着実に縮小して定住人口を確保していくことが重要だと思います。

先ほど言いました各種助成制度の実施や婚活支援事業、定住のための環境の整備、これらはいろんなところで継続的に事業を進めてこれからもまいりたいと思います。

学校があるからといって、これから移住してくる人が増えるかというのもしかたにある可能性もあるかもしれないけども、今まで学校があったのになぜ減っていったのか、これも非常に重要な問題だと思うんですね。なぜ減っていったのかを私たちは検証をしながら、減らないようにその対策を講じていかなければならないと考えています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

同僚議員の質問の中で結婚祝金からはじまっているんな施策をしてきたというふうにおっしゃったけども、それでもまだ減っているんですね。ではどうしたらいいのかということをごここで考えたときに、こういうふうになんか入ってきてくれた人の声を聞くということが私は大切ではないかというふうには思っているんですね。お訪ねをしてお話を伺ってきたんですけども、お金うんぬんそういうことで魅力がある人もいるし、そうではなくて田舎だから来たんだ、不便だけど自然はあるし、そういう土地はあるし、自給自足できるし、そういうものが魅力で来たんだということも言っているんですね。だから、今まで進めてきた施策は続けていただくんですけども、さらに私はもっと違うものを考えていかなければ歯止めがかからないんじゃないかなというふうには思うんですね。

そういう意味で今までと同じようなことをしていたんでは駄目だし、もっとほかにはない施策をしないといけないんじゃないかというふうには思うんですけども、そういう意味で十分かと、それに対してお聞かせいただきたいと思うんですけども、なんか考えていらっしゃるんじゃないかなというふうには思いますけども、どういうふうなお考えでいらっしゃるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

その前になぜ減っていったかという理由ですが、過去にも議員の皆さんがなぜ減っていったかというのを調べたか、調査したかという中で、たしかに平成21年から22年、23年にかけて人口が減少した理由を調べました。多くは高齢者が亡くなること、これが多いんですがそのほかに住宅事情、結婚、就職、これが大きな3点でした。これに対して町が何をやっているかという町営住宅の建設とか、空き家バンクの事業とか、これからやろうとしている宅地分譲事業とか、新築住宅の固定資産の減免とか、これらが住宅の政策にあたるのではないかと。結婚等については婚活支援事業があったり、結婚相談事業をやったり、民間の街コンを手伝ったり、民間の婚活事業にもお手伝いしたり、あと就職についても就職の奨励金を上げたり、あとUターン、Iターン、Jターンの情報を流して求人情報の提供をしたり、起業の相談をしますと。特に求人情報なんかは毎月調べても120、130の常勤の求人があります。ただ、これらの求人になぜ今までの方たちが飛びつかなかったかというと、やはりそれには子育てする中で自分たちの子どもには夢を託します。その夢を託した中でこういう過疎の状況になっているということだけはちょっと感じていただきたいと思います。

そのほかにまだまだ、検討しなければならないこともあります。例えば総合計画の中で掲げています産婦人科や小児科の整備検討の問題、若者世代向けの低価格の住宅の供給などいずれも需要と供給の問題や財源的な問題、民間事業者との競合問題、事業の優先順位等を考える中でこれからこれら2つの問題については積極的に検討してまいりたいと考えています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今おっしゃったのは今までにないことで、それはそれで進めていっていただきたいと思うんですけども、ただ私、ご夫婦のお話を聞かせていただいたときにやっぱり今ある豊かな自然とかそういうものを利用して定住者を増やすということはできないだろうか、そこが一番手っ取り早いんじゃないかなと思ったんですね。そのときに彼女がおっしゃっていたんですけども、お子さんが生まれて母親になって食ということにとっても関心できたということで、食と自然と学校教育というのがとても子育てをする上で一番ネックというかポイントになると。そういう意味では久那土小学校は自校方式で温かい給食を、においが子どもたちにもう昼だというのが分かるような、そういう自校方式で素晴らしいことをやっているではないですか。そこに地産地消が加わったら、そういうことを求めている人たちがいっぱいいるんだから来るのではないですかと言われたときに、そういう今あるものでいいもの、私たちが気づかないようないいものをもう1回、見つめ直していく。そしてそういう人たちの意見をどんどん聞いて反映していくような仕組みづくりを私はする必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そういう意味ではなんかいろんな提案書みたいなものも町に出して下さっているという話も聞いているんですけども、そういうような仕組みみたいなものをつくってどんどんそういう方たちの意見を出してもらって生かしていけるような施策をつくるような、今まではとは違う発想が必要ではないかなというふうに思うんですけども、それについてはどういうふうにしていくおつもりなのでしょう。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今年はじめて身延町に住所をもってきて住んでいる方たちに集まっていただきまして、意見交換をしました。そういう中で本当にこちらはいい場所だと。なぜこちらから出て行ってしまおうだろうなということも言われていました。今、議員さんがおっしゃるように来られた方たちがなぜ私たちの町を選んだか、これらを十分検証しながら、ぜひ町内に住んでいて、これからまた大きくなる子どもたちにこの町はとっても素敵な町なんだとそう思ってもらえるように親たちもおじいさん、おばあさんたちも子育てをしながらやっていただければありがたいと思っています。これからは移住してきた方たちと情報交換をしながら、それらの意見を政策の中に反映していきたいと思っています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

昨夜、大河内の保護者の説明会に行ったときに、最後に同僚議員から質問があってコマの跡地の宅地分譲で学校が近いということを売りにしないでくれというようなことを教育委員会から政策室に言ったという話も聞いたんですね。町一丸となって分譲しようというときには普通、分譲地って学校から何分とか、駅から何分とかそれが売りになるではないですかね。それがかえって売りにしないでくれというようなことって、なんか私、やっぱり町全体としてそういうような1つの大きなビジョンがあって、それにみんなで、職員や住民や町全体が進んでいくというものとか離れたものをちょっと感じてしまったんですけれども、そういうものってみんな協力してやっていかなければいけない問題で、先ほどの質問にも若干あったような気がするんですけども整合性がなんかとれていないような感じがするんですけども、これについて町長、最後にいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

先ほど松浦さんのときにもお話をしましたとおり整合性が取れていないということのようなんですけども、私は十分整合性はとれていると思います。なぜならば今、私どもの町では小学校の統廃合を適正配置の審議会から答申をいただいて議員の皆さんに諮りました。そのとき渡辺さんも議員で在職していたと思います。賛成したはずですよ。1中2小で賛成したはずですよ。あなたは反対でも議会としても賛成したんです。だったら決まった以上、議会人としてそれにならっていただくのが私は議会人ではないだろうかということにも思います。

したがって、私どもが今、久那土の小学校の問題も、久那土の小学校は未来永劫にありますから来てくださいよといって来てもらっているつもりはありません。しかし今の後期計画の中で1中3小を議員の皆さんのご了解をいただいて、1中2小だったものを1中3小にしてくださいという議員さんの意見もいただいて、それをもって今、後期計画をつくっているんです。つくっているではありません。提示をしているんです。その中に・・・黙ってください、私が言っていることを黙って聞いてください。

○11番議員（渡辺文子君）

私が質問しているんです。

○町長（望月仁司君）

私は答えているんです。私が答えているんです。

それで今の事態は、皆さんに賛成いただいた中で後期計画で1中3小で提示をしているんです。そのときに今、あそこに小学校が3分、2分のところにありますからここはいいですなんて言えますか。それはまさに詐欺です。あなたの言っている詐欺なんです。それと同時に私はそのことも皆さん、議会人としてしっかり言ってください。

○11番議員（渡辺文子君）

あなたって誰のことですか。

○町長（望月仁司君）

渡辺さんですよ。あなたですよ。言ったではないですか、久那土小学校がなくなるのは詐欺ですよと言ったではないですか。

○議長（福與三郎君）

ちょっと待ってください。

渡辺君は、この定住のために学校がそばにあるよという宣伝をしないでくれと教育委員会がしているのはおかしいではないかというお話でしたが。

○町長（望月仁司君）

お答えします。

向こうの問題も引用しましたから、もしそれが失礼にあたればそれは取り止めてください。結構です。

しかし少なくとも今、あそこの小学校はなくなりますよ、1中3小にしましょうと言っているときに、学校がそばにありますよと売り出したらどうなりますか。その点も考えていただきたいと思います。議員の皆さんも賛成した中の一人ですから。渡辺さんも議会人としてしっかり考えていただきたいと私は思います。

○11番議員（渡辺文子君）

考えてそういう結論になったんです。

○町長（望月仁司君）

それはおかしいですね。

○11番議員（渡辺文子君）

おかしいって、今、そんなことを言われても。

○町長（望月仁司君）

だったら、議会制民主主義もなんにもないではないですか。

○議長（福與三郎君）

このような形でありましたけども、以上をもって渡辺文子君の一般質問を終結いたします。一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は15時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告の6番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

3月に引き続いて町立小中学校統合後期計画について、質問を行います。

すでに同僚議員が3人ほどこの問題について質問しておりますので、質問が重ならないように注意しながら進めたいと思います。多少、通告内容と一致しない部分もあるかもしれませんが、議長や議運の委員長にもご承知いただいておりますのでご理解願いたいと思います。

さて私は前期計画のときから一貫して、この小中学校統合計画には反対の立場をとっております。そもそもこの統合計画という名前そのものに問題があります。最初に統合ありきでこういう計画を進めることは間違っていると思います。先ほども同僚議員が何人も指摘しておりましたけれども、はじめに案を提示してそののちに計画を出すのであれば分かりますけれども、いきなり計画を出しましてこれは案ではない、この計画の説明を聞いてください、説明が理解できたら保護者代表は同意書へハンコを押してくださいというような、民意をまったく無視したような一方的なやり方で進められてきたことが問題であると思います。

なぜはじめに計画案として提示して、町民の意見を広く聞いた上で納得してもらえる形での計画を提出するという手法が取れなかったのか。教育委員会に言わせれば答申に基づいて、あるいは答申を尊重してということが進められているようでございますけれども、答申そのものを議会が議決したわけでもありません。

・・・していないでしょう。だから議決はしていないですね。あまり途中で余計なことを言わないでください。いいんですか、議長。独り言であれば何を言ってもいいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

発言は手を挙げて、許可を受けてからにしてください。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうしてください。議長、続けていきます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

後期計画の説明会において教育委員長は百年の大計ということをおっしゃっています。言い方が百年の大計とは申しませんがというふうに婉曲な言い方でおっしゃっておられますけども、この百年の大計の語源がどこにあるのかという、私、馬鹿ですからそういうことを調べたくなくて調べました。これは中国の管子という書物の中に「一年の計は穀を樹うるに如くは莫く、十年の計は木を樹うるに如くは莫く、終身の計は人を樹うるに如くは莫し」という一文があるそうです。つまり穀物は1年で収穫ができる。木を育てるには10年あればよい。しかし人はその生涯をかけて育てるべきであるということから教育は百年の大計という言葉が出てきたようです。まさに教育は国家百年の大計であるというふうに私は考えておりますし、この小中学校統合計画があまりにも短い時間で、わずか10年という時間で急いで結論を出しているということが非常に疑問でございます。

教育委員長は先ほどご自分の口からもおっしゃっておられましたけども下部、久那土、今は

廃校となった古閑でも教鞭をとられたという経験がおりで、この計画、特に下部地区には学校がなくなってしまうという計画については、内心忸怩たる思いがあるのではないかというふうに考えます。そんな思いからこの百年の大計という言葉を選んでおられるのではないかと思いますけども、教育委員長の真意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。百年の大計について説明いたします。

今、芦澤議員さんがおっしゃったとおりの引用ですけれども、百年とは必ずしも実際の1世紀、100年を表すものではなくて長い期間という表し方で捉えていただきたいと思います。

百年の計あるいは百年の大計とは、長期間に実効性を持つような重要な計画のことです。たいていは国家百年の大計というように国家のあとに続いて用いられ、またその多くは教育に対して用いられるのが一般的だと思います。

国家百年の大計というふうな言葉を説明会の中で使いました。しかし「国家百年の大計とは申しませんが」と断った上で、私は本町にとっても後期統合計画は実に大事で重要な教育に関する計画であることを表現したに過ぎません。

説明会で後期統合計画の経緯を説明しているわけですが、その中で議会はまた全員協議会において通学に関する条件を考慮すると1中3小がよいとしたことを説明しています。

教育委員会では議会の考える1中3小、なかんずく3小とはどこなのか具体的にお示ししていただいたわけではありません。議会の責任うんぬんを問うているわけではないので、これ以上、答弁は差し控えたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

1中3小の話が何回も出るんですけども、たしかに平成23年9月の議会におきまして1中2小ではなく1中3小にすべきであるという意見書を教育委員会宛てに議会が出していることは間違いありません。しかし、議会はその2年前の平成21年9月に小中学校統廃合調査検討特別委員会というのが前期計画の調査が結審したということで、今後の統廃合に向けては統廃合だけを目的とした計画でなく、限界集落の解消や若者の定着など人口増の施策にも真剣に取り組むべきである。統廃合については地域住民の意見を十分に聞く中で長期展望に立って取り組み、10年後の1中2小については白紙に戻すべきであるという報告書を提出し議会で承認されております。

先ほど申し上げましたように審議会の答申も同じように報告だけがされているわけで、そちらは尊重するがこの報告書は無視するというのは非常に問題があるのではないかと思いますけども、この説明をいつもされている学校教育課長に伺います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

議会はかつて、1中2小という数値については白紙に戻した中で地域住民の意見を十分に聞

くようにと今、議員さんがご質問なさったとおりの意見書を提出しておりますけども、その後、議会の全員協議会の中で1中3小にするということは私どもも承知しております。

ただ、3小については具体的にどこを示しているのかということは、私たちにはこれは非常に興味深いわけでございますけども、いずれにしても1中3小というのは議会も教育委員会も同じ結論に達したというふうに理解しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうではないでしょう。教育委員会は議会が1中3小という意見書を出したから、それに合わせて1中3小にしたんではないですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今までの説明会等でもご説明申し上げていますが議会もまた1中3小にしたということです。それから保護者のアンケート等それらを十分尊重し勘案する中で、私たちは1中3小をとりまとめました。そしてより具体的な統合校の決定を行ったとご説明を申し上げます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だから都合のいいところは取り上げて悪いところは取り上げないというのは、私は絶対間違っていると思います。議会の議決がなければ通らないということであれば、審議会の答申も議会で報告を聞いているだけで議決されていないんですから、これに基づいて計画を立てるといっても私は間違っているのではないかなと思います。

次に統合計画は、最後は議会が決定するというふうな言い方を何回もされています。議会はたしかに町長から出された学校の配置に関する条例案については審議し、議決・採決をするという手続きは行いますが、統合計画そのものについては最後は町民が決定すべきであるというふうに考えます。

この10月には議員の選挙が行われるわけですが、私は4年前の選挙のときにも前期計画の是非についてよく考えてもらいたい。いい機会だから町民の皆さん、ぜひこの町が考えている計画について考えてもらいたいということを申し上げてきました。今回もそういう形でこの公立小中学校の後期計画というものが正しいのかどうかということを訴えてまいりたいと思います。

私は先ほど申し上げましたように個人的にはもうずっと反対の立場をとっておりますけども、町長がおっしゃるように議会ではそういうことでは通りませんのでそれ以上は申しません。そういうことで私自身は、今回の議員選挙ではこの点についてよく町民の皆さんに訴えて意見を聞いて進んでいきたいなと思っております。

先ほど同僚議員が学校の保護者の同意について質問され答弁を受けておりますけれども、久那土の住民の説明会のときに私ちょっと言われたことがありまして、これを教育委員会の方に

確認をしたいと思いますのでちょっとこれを。

これは静川小学校のPTAが平成23年の1月21日に、前の教育委員長 千須和繁臣さんに提出した静川小学校と西嶋小学校の統合前期計画の同意について、要するにいわゆる同意書なんですけども、上から7行目、前期計画に対しての21項目の要望にご配慮いただくとともに次期計画には前々から要望してまいりました旧中富町に1校、小学校が残ることを最重要課題としてぜひとも実現することを切に要望し、静川小学校と西嶋小学校の統合時期について町教育委員会の統合前期計画(案)の平成24年4月に同意することとしましたので報告いたしますとあります。

要するに同意の条件として旧中富町に1校、小学校が残るということをいわば交換条件のようにしてこの前期統合計画に同意をしていると。これについては今お答えをさせていただかなくて結構です。これは通告の中に入っておりませんでしたので。ただ明日、久那土小学校区の説明会が行われると思いますのでその席上でぜひこの点についてご説明をいただきたいと思います。

先ほどもちょっと話が出たのでどうかなと思ったんですけども、教育委員長がちょっと勘違いされていたようですので改めて私のほうでお尋ねしたいんですけども、去年1年間でこの計画を策定したというふうに学校教育課長は述べておられました。延べ何回の審議でということでしたが、先ほどの教育委員長のお話によりますと7回の委員会が行われて、その中で結論が得られたというふうにおしゃったように思います。この審議の中で最重要課題というのはなんだったんでしょうか。それからこの計画の最終責任者は誰になるのか、この点についてお伺いしたいと思いますが、その前に私、前に教育委員会からこういう定例会の会議録をいただいたという話を3月にいたしましたけども、この黒い部分は何が書いてあるかという学校統合前期計画、西嶋小・静川小に関わる使用校舎の決定について継続審議ということで、これは秘密会にしたということ、こういう会議録をいただいております。

そこで改めてお伺いしますけれども、どんなことがそこで話し合われて最重要課題はなんだったのかということについて教育長にお伺いいたします。

○議長(福與三郎君)

鈴木教育長。

○教育長(鈴木高吉君)

お答えをします。

7回の審議につきましてはもちろん議事録はとってありますけれども、これは秘密会ということで冒頭、開会のときに各委員さんの確認の上で会議が開かれたというわけでございます。したがって、その黒の部分はその関係だと思われま。

そして質問ですけども最重要課題はなんだったかということでございます。これは後期統合計画でも述べておりますし、また説明会でも委員長が申し述べておるわけですけども、本町の学校現場ではすべての先生方に児童生徒一人ひとりに正面から向き合うことで、学力向上をはじめとする日々の課題に地道に取り組んでまいりました。しかし、熱意ある先生方の不断の努力にもかかわらず社会的な事情は教育現場にも及んでいます。

例えば少子化は大都市圏であれ、過疎地であれ、学校現場に顕著な影響を及ぼしています。教育委員会は町内小中学校の小規模、過少規模化が急速に進んだため、個々の学校における取り組みだけでは克服することが困難で、教育基本法が定める体系的かつ組織的な教育を阻害す

る要因の顕在化は著しく、この解消こそが最重要課題であると考えました。その結果、問題を解決する方途として後期計画を策定したものであります。

2点目でありますけれども、最終責任者は誰かということでありまして、まずこの計画の策定の仕方でございますけれども、先ほども出ておりましたように平成24年4月定例会からスケジュールを追って行ってきました。その後、5月に担当課長から提出のあった素案を12月定例会まで7回行ったと。これは先ほど申しました。

なお、23年3月14日に議会によって可決された議案第5号に対する附帯決議に基づき議会に対しては平成25年1月18日および2月8日の2回、報告会を開催させていただきました。住民、保護者に説明会を直ちに行う準備はありましたが、3月、4月は卒業式あるいは入学式ということで、学校は繁忙を極めますので混乱を避けるためにこの5月より説明会を開始いたしております。以上はすでにご承知のとおりでございます。

次に後期統合計画の責任は誰かということですが、第一義的には後期統合計画を策定して計画書に策定者ということで記名がございます身延町教育委員会でございます。最終責任者は身延町教育委員会ということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですね、当然のことだと思います。私、ちょっと疑問に思っているのは先ほど教育長がおっしゃっていたように、たしか教育長が就任されたのは今年の11月だったんですね。何回、この審議に関わっていたのかということがちょっと私、疑問に思って、だからいろんな経過の説明会においても学校教育課長が前面に出るような形で答弁をしているのかなというふうに勘繰っていたんですけども、その点について教育長のほうはどんなご見解でしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどもちょっと述べましたけども、今年の11月から教育委員を拝命いたしまして教育長を11月からしております。この会議は18日でしたので11月、12月、その2回には出席をし、あとは現在に至っているという状況です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私が疑問に思っているのはまだほかにもありまして、この計画の策定過程に統合計画について教育委員会が審議会に諮問をしたと。あとで答申が出て、それに基づいてそれを尊重するという言い方で前教育長が前期計画および後期計画までを、すべて策定したというふうに私は考えているわけですけども、今、申し上げました当時の諮問を出した教育委員長も、それから適正配置審議会の会長も、それからその答申を受けて統合計画の前期計画、後期計画を策定した前教育長、それからそれを引き継いだ現在の教育長、これらすべてが身延地区の方によるものなんですよ。だから私、これは本当にこの計画そのものが身延地区の身延地区による身延地区のための統合計画であったのではないかなというふうに考えますけれども、簡単な例を出しますと身延1中にするということになりますと身延中学に今、通っている生徒も、これから身

延中学に通う生徒も身延中の近辺あるいは旧身延町の住民の皆さん、あるいは子どもたちはみんな反対はしないでしょうね、普通は。これを反対するなんていう人は、たぶん相当なへそ曲がりだと思っただけです。同じように中富地区には先ほどちょっとお示しましたように西嶋に久那土小学校を引っ張ってくれば西嶋が残れるというふうなお考えでおられても、中学校は身延まで行かなければならないというので、これは負担はほとんど同じだと思っただけです。下部地区と。ですからそういうことで言うと本当にこの計画そのものが、ここにいる議員さんの皆さんも身延地区の方が一番多いわけですから、身延地区の身延地区による身延地区のための統合計画であるということはお認めいただけるのではないかなと思いますし、いろいろな説明会の状況を見ても非常にそのへんがはっきりしておりまして、身延地区の説明会ではほとんど意見も質問も出ない。一方、中富地区とか下部地区では、特に中富地区ではまだ静川、西嶋の統合についての疑問が何回も出されるような状況で、非常にそういう意味で不公平感が強いです。これはもう誰がなんと言おうとも不公平であるというふうに私は考えておりますが、これを今ここで町長にお聞きするのもあれですけども、町長は3月のときにも教育は私の範ちゅうではないと。教育委員会が責任を持って行うところであって、そこに私は口出しをすべきではないと考えているというふうな内容の答弁をされました。

たしかにこれは一理ありますと言うか、昔、軍国主義の教育が行われたために国の方向性が間違えてしまったというそういう反省のもとに政治は教育に関わらないと。そういう形ができてきて、それを町長は踏襲されておられるんだらうと思っただけですけども、ただ要するにこの計画の対象である子どもたちはもちろんですけども、この計画を受け入れなければならないのかというふうに疑問を持っている町民の立場からすれば非常に不公平な状況であると思っただけですけども、その点について改めて町長はどんなふうにお考えなのかをお聞きします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ちょっと不公平の問題で、静川小学校と西嶋小学校の統合は不公平というような私どもは質問通告を受けておりませんので私は資料を持ち合わせておりません。したがってちょっと答えが合うかどうかは知りませんが私の考えを、これは私個人の考えとして申し上げさせていただきます。まず国語の勉強をしているわけではありませんが、公平というのは私はある判断をするときに、あるいはある行為を行うときにいくつかの問題があるだろうと。それに対してどれにも偏らない判断をすることが公平だろうというふうに思っています。私は国語があんまりよく分かりませんから間違っていたらご承をいただきたいと思っただけです。

そういう中で私は、先ほども芦澤議員さんがおっしゃったとおり私がそこへ入っていかなかったというのはまさにそのとおりでございますが、教育行政を取り仕切るものについては教育委員長が会議を主催して合議制でやってくださいということでございまして、実は民主党が政権を取ったときに教育へ首長が突っ込んではどうだろうという話も出たことは承知していると思っただけですが、それもよろしくないということでございましたので、私はまさに教育は教育委員会の先生方にお任せをして純粋な形で考えていただくことがベターであるというふうに考えておりましたので、私がコメントすることではありませんというふうに答えました。

今、芦澤さんから静川小学校と西嶋小学校で大変不公平であるということをおっしゃられま

したけども、私のところへ入ってきている話ですと不公平だという話を私は聞いたことがございません。子どもが喜んで行っているよ、よかったよという、もちろん私に対して言っていることですから、私はそれを100%受け止めてはおりませんけども、そういう形で静川小学校と西嶋小学校が不公平だというようなことは、私も教育委員会があれだけ練りに練って一番遅くに合併するまで練って練ってつくってくれたことですから私は不公平だとは思っておりませんし、くだいようですけども今現在、私のところへ不公平ですというような言われ方はしておりません。

ただ、あとはあんまり言わないほうがいいかもしれませんので申し上げますけども、不公平だという話は聞いておりませんので私も不公平ではないとこう思うように思っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ちょっと町長、勘違いされているのかなと思いますけども私が申し上げたのは身延地区と中富地区と下部地区というこの3カ所の説明会の様子をご覧いただければ皆さんがどういうふうを考えているか、感じられているのかというのはお分かりになるというふうに思って今、不公平という言葉を上げたのは別に西嶋と静川の問題がではなくて、中富地区あるいは身延地区、下部地区というそういう3つの地区で考えるとやはり身延地区に皆さん、恩恵が施されているけれども中富、下部にはどうなんだろうというそういう不公平感があるという意味で申し上げたつもりです。

それは一応、町長が公平・公正な町政ということをよくおっしゃっておりますので、この教育委員会の考え方が町長の目からご覧になって公平であるかどうかということをお聞きしたい、そういうことです。ちょっともう一度お願いします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私の聞き方がつたなくて申し訳ありませんでした。

教育委員会が決めるということについてはご理解をいただいているようですけども、今回の統合計画では教育委員会は学校間の組み合わせを確認した上で使用するに相当と思われる学校、校舎を決定したものであって、例えば下山小学校が下部小学校を併合するという考えではございません。このことを私も理解しているところでございます。

旧町単位に優劣を付けて学校の統合を考えている、こういうことでは私はないと確信しておりますし、議員の皆さん方も提出をしていただきました23年でしょうか、その中でも学校の位置は白紙のように私は聞いておりますので、これはまさに私は不公平ではないとこう思うように考えているところでございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

町長のお考えが確認できましたので、次に進みたいと思います。

適正規模、それから通学距離、通学時間ということでよく説明会の中でもいろんな質問が出

されておりましてけれども、適正規模が何名であるかということには、先ほど教育委員長もそういう数字を決めていないというふうなお考えのようでしたけれども、実際にはこの1学級、または1学年の適正規模が何名かということをはっきりしておかないと先々いろんな問題が出てくるのではないかと。先ほど同僚議員も質問してございましたけども、何年か先には適正規模の学校がなくなると。適正規模がどれだけかということはまったく知らされておりませんので分かりませんが、その点について適正規模は何名だというふうにお考えなのか教育長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育長としてお答えをいたしますけども、本町の学校配置の場合の適正規模は何名だというのは決めておりません。これはほかの他の市町村も同じでございますけども、いろいろ時代の推移の中で適正規模は何名だというのはおそらく決められないと思います。国の基準とかはありますけれども町ごとに何名が適正だということはちょっと無理だと思います。時代の趨勢によって人数は当然変わってきますし、ではその都度、統合あるいは廃止を繰り返していくのかということにも逆に言えばなりますし、狙うところはありますけれども、これを何名だというはっきりした基準はありません。決めていません。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

決まっていなくてということで決められないということなんでしょうけども、ということは何名でもいいというふうにお考えであれば、小学校を統合する必要はないと思うんですけども、どうなんでしょか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど言いましたように、国で示した基準になるべく近づけていくという努力はしなければならぬと思います。またそれで町の実情を考えて、町の現状の状況であればこのへんが適正だろうということを教育委員会が判断をいたしますというやり方をとっております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということは、もう町民の意見とかということとはまったく関係なく、教育委員会が判断すればそれが適正であるというお考えだというふうな受け止めていいんでしょうね。それではなぜ複式学級をなくすためにとか考えてやられているのか、そのへんがなんか逆にあやふやになっているというか、何名になったら複式学級というのは決められているんですよ。でも適正規模は何名と決まっていなくてということになると勝手に教育委員会がこの学校とこの学校はくっつけようよということにくっつけてしまうこともできるということになると思うんですけどもそのへんについていかがですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

勝手に教育委員会が決めていくというようなことはありません。国の指針に基づいて規模をそれとできるだけ合わせていくという努力、また現状の中でどのような方向がいいかということとを教育委員会で決めていくわけです。勝手にやるということはありません。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

よく分かりませんが、先ほど通達の話が出たらその前に、昭和31年に文部次官が通達だかなんか出しているということで、またそれ以上に遡って57年前に遡った文部省の考え方を示していらっしやいましたけども、通達の中にはよく地元の住民の考え方を聞くべきであるというふうにあったと思うんです。学校統合の意味および学校の適正規模については先の通達に示しているところであるが、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い地域住民との間に紛争を生じたり、通学上、著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。おそらく先ほど昭和31年というふうにおっしゃっていましたが、その文部次官の通達だかなんかよく分かりませんが、それによって統合を進めていったらいろんなこういう問題が出てきたので統合については地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないという、新たな通達を出されたのではないかとこのように考えますけれども教育長のお考えはいかがですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんがおっしゃられたとおりいろいろ社会情勢の変化もございますし、当時の文部省の対応も今、見ますと若干変わってきているなということは感じております。しかしこれは文部省管理局長らの各教育委員会教育長宛ての学校統合についての通知でございますので、これは重視をしていかなければならないと思っています。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

その通知というのが昭和31年ですか。48年。今、私が読み上げた文ですね。これをだから尊重していかなければいけないということは、こういうものも尊重しなければいけないし、審議会の答申も尊重しなければいけないということになると、非常にそこに無理があるように考えられますけども、これは何回やっても同じことの繰り返しになってしまうような気がしますので次に移ります。

通学距離について、学校教育課長は学校間距離うんぬんという言葉で説明をされておりました。たしかに学校間距離で測るのが一番理解しやすいのかなというふうに無理矢理理解すれば理解できないことはないんですが、実際この通学時間、あるいは通学距離については大体何キロ以内で何時間、あるいは何分ということをごとこでちょっともう一度確認させてください。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

先にちょっとご説明申し上げますが、先ほどおっしゃっている通達等ですね、文部科学省の見解というのはだいぶ昔のものでございまして通学距離を特に問題にしております。最近に通学距離ばかりではなくて、交通機関が発達しているから通学時間についても相当、議論されているいろいろお示しをいただいているところでございますが、それはさておきご質問の件に戻ります。これは学校間だけでございますけども身延中学校と中富中学校が13.8キロ。それから身延中学校から久那土中学校が18.1キロ。それから身延中学校と下部中学校が12.7キロということでございます。一番遠くなるのは古閑出張所あたりを考えておりますが、身延中学校から19キロでございます。おおむね学校間距離がこのくらいで30分以内でその間を走るように努力いたしますと申し上げているのはその周辺部のことももちろんございますが、一応目安としてその今ある学校間距離は30分以内で到達できるように頑張りますということをご説明申し上げてきた次第です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

その学校間距離、通学時間、通学距離ということに関しましては大体そんなものだろうなという理解はできますけども、これは中学生についてですよね。今後この計画を推し進めていくということになりますと小学生も当然、通学にはスクールバスを使うような形になるだろうと思います。通学、今までそんな環境になかった子どもたち、歩いて学校へ通っていたような子どもたちがスクールバスで通うということになりますと、時間がかかればかかるほど当然、種々のストレスが増えてくるということが考えられると思います。これはストレスの解消について、あるいはそういうふうな問題は起きないよみたいな考え方でもし進めているとすれば問題だと思いますし、こういうふうなことにに関してとそれからもう1つは距離や時間が延長されますと子どもたちにとって最も重要な家庭での親子の触れ合いとか、あるいは家庭教育の時間が減ることも大きな問題になってくると思います。こういう課題に対して、どのように対処するお考えなのか、教育長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

最初に距離が長いことよってのストレスうんぬんの話でございます。すでに統合しました身延中学校の生徒に行ったアンケートがございましたけども、不便なこととして学校が大変と答えた生徒が169人中10人おりました。おそらくこれは旧下山中学校の生徒だと思いますけども、アンケートを実施したのは統合2カ月後ということで単純に通学時間が伸びたことは事実ですから無理もないことだと思っています。しかし現在に至るまでスクールバスでの通学にストレスとか精神的なうんぬんというようなことは聞いておりません。ケアが必要であるという話はありません。アンケートの結果は本年の第1回身延町議会定例会において、渡辺文子

議員さんへの答弁で紹介をいたしました。繰り返しますとある保護者の方は「親の思いとは別に意外と何事もなく学校生活を過ごしているようです」と答えております。

もし後期統合計画を実施することで通学による心身のケアが必要とこのような場合になったときにはどのような対処をするのかということですが、これもまた芦澤議員さんには第1回の定例会で質問をいただいております。そのときお答えをいたしました。校長をはじめとする先生方の丁寧な対応ばかりでなく、その際お答えをしたとおり、今ある制度が充実しております。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、就学相談員等を活用してきめ細かな対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ここにいらっしゃる皆さんはたぶんそのようなストレスも感じないでしょうし、いろんな弱い面も持たないという方なんでしょうけども、中には弱い子どももいると思うんですね。そういう子どもに対してはやっぱりきちんと対処していただかないと困りますし、まったく新しい環境に置かれるわけですので、その点はよくケアしていただきたいと思っております。

それではちょっと時間がなくなってまいりましたので、次に移りたいと思っております。

先ほど徳島県神山町の話も出しましたが、そんな遠くでなくてもこの近隣でも学校経営については相当、努力を皆さんされているように感じられます。

例えば南部町では中学校は南部中、1中に統合しましたが小学校のほうは万沢小、富川小、睦合小、栄小と過去の地域4校を残して地域の学校として機能させております。

富士川町では中学校が増穂、鯉沢の2校、小学校が増穂、増穂西、増穂南、鯉沢、鯉沢中部の5校が残っています。

それから早川町ではここは非常にユニークな山村留学制度という制度で家族と一緒に早川町に移住してきてもらうということで、小1から中3までの児童生徒を募集しております。現在10世帯が移住してきており小学校に17名、中学校の5名、計22名が通学しているということです。

それから市川三郷町では三珠地区に上野小、大塚小、三珠中の3校。市川大門地区に市川小、市川南小、市川東小、市川中、市川南中の5校。それから六郷地区に六郷小と六郷中の2校ということで小学校計6校、中学校が計4校、全部で10校の学校を運営しております。同町では山保地区に住宅2棟を建てて、ここから3名の子どもが市川東小に通っているそうです。以前、市川三郷町の町議の方とお話したときに落居小を廃校にしたら若い人たちがいなくなってしまうので、そういう苦い経験からなんとか学校を残そうとそういう努力をしているんだというお話をお聞きしました。

このように周辺の町ではできる限り学校を残そうという努力をしておりますけども、わが身延町では残念なことに学校を残すよりもむしろいかに学校を減らそうかと、そういう努力をしているように感じられます。この違いがどこからくるのかということに関しましては、私は町のトップである町長にも責任があるのではないかとこのように考えますし、先ほど同僚議員が質問しているように少子化対策をもっと積極的にということもありまして、そういうふうな政策面の問題も多々あるかというふうに考えます。

やはり、できるだけ学校を残すという方向で考えていただければこんな問題はなかったというか、こんな問題はここで取り上げることもなかったんですが、私たちが最後にこの議会で決めるんだということになりますと非常に大きな責任を、保護者でもなく町長でもなくわれわれ議会に負わされているわけで、そういう意味でもこの場所ではっきりその点をお聞きしたいと思うんですが、町長は今の私の発言に対してどのようにお考えなのか、最後にお聞きいたします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ちょっとこの問題、時間的に最後ですか。まだあと、やりますか。

ではちょっと長くなってもいいと思いますが、実は私が言うまでもなくご案内のとおり小中学校の適正配置審議会なるものがつくられて、教育委員会から諮問をしたはずで、平成19年でございますが、それから1年余かかって20年の8月に答申が返ってきました。議員さんご案内のとおりですが、委員さん20名の中で議会代表が2名あるいはあとちょっと私もしっかり何代表が幾人とかは忘れましたが、20人の皆さんが1年余にわたって身延町全部を調査・検討して学校統合をやるべきだというような意見を受けて、委員会をつくって諮問をしたことだろうというように私も受け止めまして、そして私が20年の9月にたまたま町長をさせていただいたときに、引き継ぎの中で答申をいただいてこのとおり学校を少なくすることになっていますのでそれはそのとおり進めてくださいという、私は引き継ぎをいただいて、今までできているところでございますので、おっしゃるとおり本町のトップである町長が学校を少なくすることを了承する方針であるということにおいては、私はそのとおりでございます。

ただ、よその町にうんぬんという話もありまして、そのよその町のことに私がとやかく、とやかくといえ失礼ですけども、コメントすることは内政干渉にもなりますからご勘弁を頂戴いたしたいんですけども、町の名前は申し上げませんが学校が多くて近々に合併をしなければならぬという町が何町かあることだけのご理解をいただきたいと思います。これを私がどこの町でどこの町長とどういふふうにご話をしていると申しますと内政干渉になりますからこれは申し上げませんが、私どもの近隣の町村でも学校が多すぎて本当に教育の姿がなんとしてもできないようになったということで考えなければならぬといっている町村もあるということだけを少なくともご理解をいただきたいと思います。

そうは言っても私どもの町が合併してちょうど9年目になりますけども、よその、あるいは近隣の町より子育てその他に対して圧倒的に遅れているというようにも私は思いませんし、私どもにある施策がよその町にない施策もありますので、そこらへんもぜひご理解をいただきたいと思っております。

先ほどの町長の考え方ひとつだということについては、私は学校は少なくするよということに進めております。そのことは事実でございます。もしあれでしたら引き継ぎ書を見せる必要もありませんけども、そういう意味でやらせていただいていることも事実ですので、まだちょっと言われたことに、もし回答になりませんでしたら、まだ時間がありますからどうぞお願いします。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

もう時間もあまりないようですので最後にまとめをしたいと思いますけども、私は一番はじめに申し上げましたようにこの学校統廃合というものがはじめにその統廃合ありきで考えているということに間違いの原点があるというふうに考えておりますし、もうちょっと時間をかけて進めるべきではないかというふうに考えております。

ですから先ほど学校教育課長も答弁の中でおっしゃってございましたけども、同意が得られなかった場合にはどういうふうにするのかというのをもう一度、原点に戻って考えていただいてもう少しやっぱり住民の皆さんにいろんな考えを聞く中で、今後の方針を決めていくというふうに考えていただかないとこの問題は非常に大きな問題になってくる。久那土地区ではリコールというふうな言葉も飛び出してきました。これは別に私が脅かしているわけでもなんでもなくて住民の皆さんの中にはそういうお考えもあるんだということをぜひお含みの上、今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

平成 2 5 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 4 日

平成25年第2回身延町議会定例会（3日目）

平成25年6月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 提出議案に対する質疑
- 日程第3 提出議案に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決
- 追加日程第6 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | 4番 | 望月 明 |
| 5番 | 河井 淳 | 6番 | 芦澤 健拓 |
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 深沢 脩二 |
| 9番 | 草間 天 | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 穂坂 英勝 |
| 13番 | 伊藤 文雄 | 14番 | 望月 広喜 |
| 15番 | 望月 秀哉 | 16番 | 福與 三郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わし始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告の7番は、佐野富雄君です。

佐野富雄君、登壇してください。

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

通告に従い、質問をさせていただきます。

東海沖地震、東南海地震等危惧される中で本町においても多くの方が心配し、また防災に対する意識が非常に高くなってきております。そんな中で身をていして地域を守ってくださっておられる消防団、大変日々の活躍に頭が下がる思いでございます。

そんな中で本町身延町消防団における災害補償の現状を伺いたいと思います。

消防組織法および消防法によって設立・運営されている消防団であります。団員が災害等により死傷した場合は消防団員等公務災害補償責任共済等により補償されていると思いますが、どのような補償が受けられるのか伺いたいというふうに思います。

例えば新たに団員に入団されて勤務年数10年未満、平団員であったならばどんな補償が受けられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは、お答えをさせていただきます。

消防団員の公務における災害につきましては、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律がありまして消防団員等が消防団活動あるいは洪水、高潮等における警戒防御活動や訓練等の公務で死亡、負傷もしくは疾病にかかった場合、その団員またはその者の遺族、もしくは被扶養者に対し損害を補償することとなっております。

この法律により消防団員等および住民等による消防の活動、水防活動、その他の防災活動にかかる環境を整備することに寄与し、もって水火災、または地震等により生ずる被害から国民の生命、身体および財産を保護することに資することを目的としております。

また支給額および支給方法につきましては、山梨県市町村総合事務組合市町村消防団員等公

務災害補償の条例で定めてあるところであります。

補償内容であります療養補償、いわゆる診察、薬や治療にかかる費用。それから休業補償、傷病補償年金、介護補償、遺族補償年金、葬祭補償等があります。

例えば勤続年数10年未満の団員で基礎額につきましては8,800円で配偶者や扶養義務者で基礎控除に1人につき200円から400円の上乗せがあります。この基礎額に休業補償でございますと1日につき100分60、5,280円になりますけども、それが負傷・疾病のため給与等の収入が得られない期間、支給されることになります。

また傷病補償年金は1級から3級までの人に年額、基礎額の245倍から313倍まで、大体200万円から270万円ぐらいになりますけども支給をされることになります。

傷害補償につきましては1級から7級までは年金で、それから8級から14級までは一時金として一定の額が支払われることになります。

介護補償につきましては2級以上の特定の障害により常時または随時介護を要する状態にある者が介護を受けるために費用を支出した費用を支給するものでございます。ただし月額10万4,290円の限度額がございます。

次に遺族補償年金あるいは一時金ですが団員の配偶者や子、父、母、孫、祖父母および兄弟姉妹であって団員等の死亡のとき、その収入によって生計を維持していた者に遺族の人数により補償基礎額の153倍から245倍ぐらいまでを支給いたすものでございます。また単身であれば一時金となります。

葬祭費につきましては補償基礎額の30倍に31万5千円を足した額が支給されます。

ちなみに勤続10年未満の団員で単身者の場合、遺族補償が134万6,400円。それから葬祭補償が57万9千円。合計192万5,400円が支給されることとなります。

なお、この公務災害にかかる本町の負担でございますけども、平成25年度の当初予算の中で非常備消防費の19節負担金補助及び交付金に公務災害補償負担金として201万7,680円を負担する予算が計上されているところでございます。

なお、この公務災害以外に消防団員の福利厚生のための相互扶助による共済制度がありまして、公務の場合あるいは一般の方が消火活動等で亡くなった場合等、給付してくれる制度がございます。これは年金等はありませんけども死亡の場合で公務の場合、遺族援護金が100万円。甲慰金が2,300万円。保育援護金加入者の未就学扶養者1名当たり25万円。それから同じく重度障害者で公務の場合、生活援護金が100万円。重度障害見舞金が2,300万円。それから保育援護金加入者の未就学扶養者1名当たり25万円が給付されることとなります。また公務外でも死亡の場合は100万円。重度障害の場合、生活援護金が100万円給付されます。

障害は障害の級によって6万円から50万円まで障害見舞金が給付され、入院の場合は15日以内の入院で120日を限度として1日当たり1,500円の入院見舞金が給付されます。この福祉共済制度の金額はあくまでも最高額でございます。

なおこの福祉共済制度ですが、平成25年度の当初予算の非常備消防費の4節共済費に225万円が予算計上されているところでございます。

いずれにいたしましてもこれらの公務災害、福祉共済制度につきましては平成23年度、平成24年度とも消防団の役員会で説明をし、パンフレット等のコピーも役員に配布しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

今お聞きいたしました非常に分かりにくいと。この制度そのものが万人、あらゆる人たちに合うようにつくってありますので、その人の背負っている家族とか置かれている状況によって補償の内容もすべて変わってきているということで作られておりますので、各個にとりましては非常に、私がもし何かあったときにどうなんだろうということは窓口で聞いてほしいというふうに言われましたが本当にそういう状況だと思います。

それで今現在、団員の方が自分のライフプランを見直して、ちょっと保険関係を見直そうかなと思ったときに自分の消防関係、万が一活動中に事故に遭ったときにはどんなものなんだろうということを窓口に行ってお相談されると細かい詳細等は相談に乗ってもらって教えていただけるという体制にあるのでしょうか。担当課長、お願いします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

ただいまのお答えですけれども、パンフレットが当然、担当のところがございますので、それらを見てお相談に随時応じたいと思います。また担当でも細かい公務災害の内容は県のほう、事務組合のほうに聞かなければ分からないところもございますのでそれらも相談をいたします。以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

相談に乗っていただける体制にあるというふうなお答えでございますので、ぜひ消防団員、特に若い団員にとっては妻を、または幼い子どもを抱えている団員もたくさんおられます。そうなってくると子どもたちの将来、そういうことも考えてなんらかの形で自助努力もしていかないといけないという中にあるかと思っておりますので、そういうときの資料としてぜひ明確なものを示していただけるように準備万端整えていただきたいというふうに思います。

そしてまた消防団員一人ひとりに指示を与える幹部、それからあと新入団員の団員には画一的に、詳細まではできなくても、ある程度のこんな補償がありますよということで新入団員の方にはそういう提示をされて、納得した上で活動に励んでいただくというような形を体制的にとっていただきたいというふうに思いますが、担当課長いかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

先ほども申したとおり役員会で細かく、質問があればお答えをいたしますし、パンフレット等も配っておりますので、役員さんを通じて、また新入団員等にも徹底するよう指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

役員を通じてそういった必要であろう方々にとっては、ちゃんと情報がまわるようにしていきたいということでございますので、ぜひ今後また円滑に情報の提供がなされ、また消防団の活動が活発にできるように期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、町所有のバス等の利用について伺いたいと思います。

あじさい号の運用規定を見直して町民がより多く利用できるようにする考えはないか、担当課長に伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

あじさい号は町では庁用バスという呼び名でしております。町にはその庁用バスとして、あじさい号とふるさと号があります。身延町庁用バス使用規定により使用基準等を決め、今、運行している状況にあります。これは道路運送法に基づき運輸局長の許可を受けて行っている貸切バスとは違い、運賃をとってお客さまを送迎する行為や運賃を取らなくても観光地案内等を兼ねたような運送はできないものとなっております。

そのためそのほとんどが、役場職員等が公務として随行する団体の使用に限っております。今後も身延町庁用バス使用規定による使用基準等の範囲内で多くの町民の皆さまに利用できるよう運行してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

以前、旧町のころには非常に使い勝手がよかったという町民の話をよく伺います。ということはその当時、実は道交法に違反する使い方をしていただいた可能性があるということでしょうか。担当課長に伺います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

マスコミ等の報道によると非常に町営バスの利用について各市、町、村の運用の方法が変わっています。それで新町になっている見直しの結果こういう形となりました。過去にそういう事例があったかどうかはちょっと定かではないんですが、厳密にさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

過去のことはよく分からないけども、現行でいくと法律遵守でいけば、今のあじさい号等は一般にどんどん貸し出して、町内の団体がちょっと研修旅行にという形で単純に使える内容のものではないということでございますね。そんなように伺いました。

ということで、なかなか町民の方々も誤解されている方も多くおるのかなというふうにも思

います。今後ますます町の財産を有効利用していただいて、たくさんの町民の方々に利用していただけるように期待いたしまして、以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（福與三郎君）

以上で、佐野富雄君の一般質問は終結いたします。

次は通告の8番、穂坂英勝君です。

穂坂英勝君、登壇してください。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

同僚議員と同じような質問は避けながら全部についてやらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

まず1点目、行財政改革について。

行政改革の実績と成果について、町長にお尋ねいたします。

町長どういう形で自分を評価するか、大変難しい話で喋りにくい点はあるかと思いますが、町長が、昔の話になりますけども最初に立候補したときに公開討論会において最重要な施策、そして優先順位点、一番最初に挙げた施策は行財政改革を取り上げました。3点、最重要課題を挙げた中の最重点施策として挙げました。そして町長になられてからは、そのとおり行政改革を最重要施策として行革推進委員会を立ち上げ、そして行政改革プランを立ち上げ、現在、行政改革大綱第3次を策定し、着々と行政改革に向けやってこられたことは承知のとおりであります。住民の皆さんがこういう問題、なかなか行政改革が進んでいる中身が見えてきません。そしてわれわれにもなかなか見えない、見えるものではないことはたしかですがやはり町長の口からこういうこと、こうやって行政改革、要は町長の言葉をお借りすると小さな役場、大きな仕事集団をつくり上げるという目的に向かって頑張ってきた中身が私どもにあからさまに見えるものではないんですけども、そのへんのご説明を評価と実績と併せ、成果まで含めましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

穂坂議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり本町の財政改革につきましては、総務省から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づいて、平成17年度から21年度までの5年間を行政改革の集中期間として集中改革プラン139項目の指標に基づきまして職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実の推進等に取り組んできたところでございます。

そして達成数については99項目で達成率が71.2%でございます。この71.2%が高いか低いかということにつきましては、もっと高ければよかったのかなと思いますけども、私にこれに参加させていただいたのは20年ですから、期間が短かったということもありますけども、先輩の皆さんが大変努力してくれた結果であるということのように理解をしているところでもございます。

その後、独自に平成22年3月に身延町行政改革大綱第2次の見直しを行いました。このときには職員の行動改革の推進と健全な行財政運営を推進するの2つの推進項目を柱に掲げ、全

庁的な課題とし施策だけに絞り込んで取り組みの重点化を図り、22年度から24年度までの3年間の実施計画となる身延町行政改革実行プランを22年8月に策定し、平成24年度を最終の取り組み年度として行政改革の推進をしてきました。

推進項目の職員の行動改革の推進につきましては職員提案制度の活性化、身延町人材育成基本構想の推進、身延町地球温暖化対策実行計画の推進等々7項目を重点施策に掲げて職員みずからが前例踏襲、横並び志向から脱却した行動力の向上を目指したところであります。

また健全な行財政改革を推進するため健全な財政を確保・維持、町税や各種使用料の徴収率向上と未収金額の削減、施策運営コストの縮減等8項目を重点施策に掲げて組織全体での財政健全化意識の定着および行政コスト縮減に取り組んでまいったところであります。

身延町の行政改革実行プランの実績とか成果につきましては今現在、各課からの推進結果報告をいただいている最中でございますので、集計作業が終わりましたところで今後も行政改革推進委員会の審議をいただく中でまとまり次第、公表を行ってまいりたいと思いますし、先ほど穂坂議員から申されました職員数については、私が町長になってからも最高で採用4名というような形の中で進めておりますので、職員数については、今ここで正式な数字を持っておりませんけれども、減らしていることは事実であります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、行革推進担当課長にお尋ねします。

町長の言われたように私どもが思って、まだ目にしていない種々の項目の達成率は70%とおっしゃいましたが、そういうふうに行革は進んでおりますと。ただ行政改革の性格上、終わりはないだろうと思っておりますのでやっておられるんですが、僕らが考える行政改革というのはそこまでを考えておらず要するに小さな役場、少人数で質の高い行政業務を推進していくことを目的として行革を進めているというふうを考えております。

その中身というのはどこが、学校の生徒の数ではないですけども適正な規模かなんてというものさしはまったくありません。それだから意識改革の中で協働の公共空間と申しましょか、ものをつくり上げ、そこを穴埋めする努力により人を減らしているというふうに解釈するものであります。

たしかに小さな役場、そして大きな仕事集団は砕いて言えばできるだけ少ない人間で行政コストを低下させながら、サービスの品質を上げようという中身に尽きるのではないかと思います。そういう中身は今、町長そうおっしゃられたんですけども、職員の意識改革というのはある意味では意識改革がなり遂げてきているからそれが成し得るというふうに考えます。そうするとこれから先になお、小さな役場にしていくことは非常に不可能だろうと思えます。たしかに退職者があり、その内輪の中で採用者を少人数にしまして、私が知っている範囲で見ると合併当時から25年まで、総務課で調査していただいた部分で申し上げますと約63人の人が減っています。それを成果が上がったとは申しません。減ればいいというものではないわけですから。しかし減らしてきた事実、これは大きく評価すべきもの、この言い方は職員の皆さんに大変嫌われる言い方でございまして、誰もものを言わないんですけども行政コストを引き下げて、

そして高品質の住民サービスを行おうとする努力、まさに町長の政治姿勢をそのまま受け止めた形の中の施策を達成していると思います。

今後そのやり方についてここまでくると非常に、人減らしというと本当に下品な言葉で申し訳ないんですがそういうものはなかなか難しい。そこで非常勤職員の採用とかいろいろ出てくるんだろうと思います。手法としては、しかしそれもできる限り押さえながら品質の高いサービスを維持しようとするのは大変困難であります。その手法をどんな手立てがあるのか、担当課長にお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまのお話ですけれども、今後の重点等々でございますがただいま議員さんのほうから言われた合併当時269名、今203名ですから60数名を減らせていただいたところでございまして、私は常々、人が減ればよいということを言っているではありませんし、ましてや必要な職員数は確保しなければならないということは考えているんですけれども、職員が少なくてもいただいている給料分だけは働いていただかなければ困る。そうして町民の皆さんから辞めてもらっては困るというような職員になってください、そのことが小さな役場、大きな政府、これは国が言っている言葉ですけども、その達成につながっていくだろうと、こういうふうに思っているところでございまして、今も庁内での研修その他を進めているところでもあります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

行政改革大綱の3次版、2次もそうでしたけども、サブタイトルに小さくて効率的な役場経営と謳われています。まさにそのとおりです。その目的を遂行するために今後も今のような形で、町長がおっしゃられた人を減らせばよいというものではない、まさにそのとおりだと思います。そういう形で行政改革を進めていきたいと思ひます。

次に移ります。

今後の行政改革の最重点について今の中でお尋ねしましたので、最重点をことさら挙げていただかなくても結構なので飛ばさせていただきます。

次に財政健全化に向けての今後の見通しについて、お伺ひしたいと思ひます。

財政健全化という言葉がこれがまた厄介な言葉でございまして、指数を見て健全化指数がクリアしてあれば財政が健全化の方向に向かったって言わざるを得ないんですけども、必ずしもそうでもない。町長は現在、非常に将来の、あと5年後でしょうか、6年後でしょうか、私はここを間違ひまして3年後とか4年後という表現をしたような記憶があるんですけども、正確には6年後になりますでしょうか、各市町村が単独でいたときの交付税の計算方式のまま、今、交付税の交付を受けているんですけども、6年後からは俗に言う一本算定になる。るる財政のほうから説明があるように約10億円の歳入が削減されるだろうと。それも5年後と言ひますけども、段階的に再来年から始まるわけですから。そうすると今の予算規模、これは87億円ほど減らした予算規模で、予算の組み立てがそれ以上、見据えてやっていくと予算立てが非常に難

しくなる。このことを分かりながら健全化に向けて、今後どのような予算執行を考えていかなければならないか、町長にお尋ねさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員のおっしゃるとおりでございます。算定替えて10億円減ったときにどうするかという、非常に頭の痛い問題がすぐ先に迫っているわけでございます。そういう中であって本町の一般会計予算は、合併後の18年度に105億8,300万円。これがピークでした。国の経済対策等により多少の増減はありましたが、平成25年度当初はご案内のとおり88億1,200万円余でございます。そのように縮減をしてきたところなんです。しかしながら27年度には合併算定が終了し毎年それから減っていく、こういうこともご案内のとおりですが、本町にとりましては少なくとも交付税は歳入予算の半分を占めている、こういう大きな財源であります。この歳入が約10億円減ってしまうということは当然のことですけれども、これに見合う支出の予算をつくっていかねばならないわけでございますので、この合併算定替えの終了に備えて、地方債の繰上償還とか基金の積み立てを少なくとも私になってからは実施をしてきたところであります。

ちょっと数字を言わせていただきますと起債残高が平成20年度、私になってからですが減らさせていただいて、24年度末には157億1,300万円余になりまして、20年度と比較しますと30億5千万円余が減額となりました。逆に基金の現在高は24年度末に55億800万円余でございます。20年度と比較しますと17億5千万円余の増額となりました。財政指標の数値的には少なくとも改善されているということ、先ほど議員がおっしゃるとおり数字的には出てまいります。

しかし今後とも非常に厳しい財政にありますので町民の皆さんには少なくとも本当に必要なもの、やらなければならないものは私どももやらなければいけない。常々言っているところですが我慢をしていただけるものにつきましては我慢をしていただいて、そして町民の皆さんとともに財政の健全化に努めていかなければならない、こういうように実は考えながら今、進めているところでもございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

町長のお考えを聞いたんですけども、さらに担当課長にもお尋ねしたいと思っております。

町長が言ったとおり非常に努力したと。まったく見えないところ、例えば今年度予算についても投資的な予算、普通建設費の部分にあたるんでしょうか、このへん県の補助を受けても年間5億円弱になりますでしょうか。これが町長が政策的に使える金という大変雑駁な言い方なんですけども、はっきり申しますといろいろ考えて、あとは全部ひも付きでやっと財源を引っ張ってきたお金ということになりますと、引っ張ってきたという語弊があります、とにかく交付税の中では自由に使えるお金でもありません。だから町民の言うように町長、何にもしないではないかという声はそのへんで出てくるというふうに私は理解しておりますが、その点を含めて将来負担比率が非常に減ってきていると。350を1としての指数のようですから、いづれにしても財政力の指数も指数の点でいえばやはりこれだけ改善し、これだけやりながらも

財政力を示す指数はやはり落ちています。落ちているということは世間から言わせて昔の3割、30%で3割自治ですから財政力指数はそれを下回っているのが現実でありますし、類似町村もそういう中にあるからわが町がどうのこうのではありませんけども、そういう中で合併をしなければ各単町では生き残れないような財政状況に陥っていて、合併したから特に合併特例法の中の特例債とかいろいろなものがあり、地方交付税が今の10億円ぐらい、もとの形に戻してもらって支給されているということを考えたときに、今後やはり予算規模についても毎年毎年、少しずつ予算規模を削ってきているんですが、来年度に向けてやはり同じ形でいくんでしようかということをお尋ねしたい。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどもお話をさせていただいたとおり、非常に残念ですけども私どものほうは地方交付税に非常に依存をしての予算をつくっていかなければならない。そこが減ってきますと当然、歳出も減らざるを得ないという感覚は持っております。しかし減ったからすべて事業をしないということではございません。できるだけ私どもの町のお金を使わなくて国、県のお金で私どものところに例えば道路工事等々をしていただくことによって町民の皆さんは、私どもがやらなくても国や県がやっていただければよろしいわけでございますので、就任以来、私はそういうつもりできたわけでございます。1つの例が峡南橋等も県にお願いしたというようなことでございますので町民の皆さんが利用する、利用しなければならない部分をできるだけ国・県にお願いし、できなかったものについては国や県の補助金を少しでも多くいただく、こういうことで考えさせていただいておりますし、また今後もその方向で考えるつもりでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

いずれにしても先ほどからる言わせていただくんですけども、財政の硬直化は進んでいるというのが現実であります。硬直が進んでいるということは住民のためにも使えるお金が、はっきり申しますと少なくなっている状況ではあります。それを見据えながら町長、努力しながらこうしたいとおっしゃってはおりますけども、それを可能にするのが今、職員の皆さんに課せられた任務だろうと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移ります。

この行財政改革の中へつい合併特例法の適用という文言で表現しているんですが、ちょっと妥当ではないと思ひますが、要するに合併後10年間で、合併するときに協議してもなかなかまとまりのつかない、後回しになったものが協定書の中に決められて書かれているよと。その分はそのときにいろいろ決着つけられないものですからあとに残したというふうに解釈すると、あとになってこれを協議したってとてもうまい結論を得ることは不可能を承知の上で、ただ協定書の中に討議をして検討を加え、そのことは進めていくということになっておりますので、その討議だけはしないわけにはいかない。いろいろあります。その点について町長にやってきたか、やってこないか、今からやるのか、そのへんをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員おっしゃるとおり合併協定書の中で、合併前にもうやりましょうという問題、これは解決した問題もいくつかあるわけでございますけども、合併して後回しになった問題をどうするかという質問かと思えますけども、実は合併協定書を読ませていただきますと1つの例にとりましても新町の事務所の位置の検討をなささいというようなことが書いてあることも事実でございます。平成24年第4回定例会の中でも一般質問の中でどうするんだというような質問も頂戴したことも事実でございます。しかし私が引き継いだり、私も実はその合併協定書をつくったときの3人の仲間の一人ですからそこらへんも含めると、ここの庁舎をここへ決めたのは未来永劫ここですよ決めたではなかったはずなんです。ただ、旧町の3つの庁舎を皆さんで見て歩いていただいて、ここが耐震、その他を含めて新町の中心ではないけれども致し方ないと。今ここでお金をたくさんかけるよりもこれを使いましょう、こういうことで協定書の中で決めたように思います。しかし将来に向けてもここですよ決めてありませんし、そのことをなんとかしたかといわれる質問もありました。実際、委員会等も立ち上げておりませんが、それらについて、あるいは例えば町の花とか町の木とか町の鳥とかこれらについても合併してなんとか決めるようにということがその合併協定書の中で書いてあるはずなんです。これらもまだちょっと進んでおりませんので、もっと言わせてもらおうと観光協会の統合なんかも町が統合したんだからやりなさいとこういうことも書いてあるように思います。これらも誠に申し訳ございませんが結論が出ておりませんが、今後検討をさせていただくということで答弁にさせていただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

よく分かりました。事実、合併が終わってもう目前で10年経とうとしている。住民の中には合併をしていいことはなんにもないこういう表現で、合併しなかったほうがいい、それは合併直後はそういう声も出たり、こういう声も出るだろうけども、10年も経たなくても、それがどこかの地区に偏った声ではなくて、各地区の方々が自分の地区を考えながらそういう表現でものを言っているということを鑑みたときに、やはり協定書の中でおっしゃっている、どうでもいいことを書いてはないはずなので今、町長のおっしゃるようにそれも検討を加えて、決まらないものは決まりませんが、できないものはもちろんできないんですけども、やってほしいと思えます。

この質問は以上にいたします。

次が中部横断道開通を3年後に控えてということで質問をいたしましたけども、これを出したところ総務課長のほうから「穂坂さん、これは違うんじゃないですか」というご指摘までいただきましてありがとうございました。

たしかに僕らははじめ中部横断道直轄区域を28年ぐらいを目途にという説明を聞いておりましたからそのまま頭に残っておりまして3年後というふうな表現をしたんですが、どうも3年後ではなくて今のところの予測が5年ぐらい先になるということだろうと思えますので、そういう形でお聞き願いたいと思えます。

それを控えて町長は活性化インターの設置、アクセスの道路の建設も町長になる前から非常に望んでおられ、いろいろな形を側面からやってこられたように記憶しております。そしてたまたま先日のご報告の中にあつたように許可を得たというのが仮称、中富インター、中富地域の道路であります。そういうときに町長いろいろな活性化策は当然、町長のことですからここへ造れば何もしなければならぬ、これもしなければならぬ、ここに身延山インターを造ればこういうこともやらなければならぬ、こういうことで頭の中に言葉で言うと中部横断道の開通を契機に身延町の活性化策をイメージとして頭の中に持っておられると思うんです。ただ先々のことを口走ったり、示したりしてないだけだと私は思っております。

そしてその表われが例えばコマの跡地に分譲も、もちろん分譲地を探す考えはもともと総合計画の中で示していたけども、あそこを総合計画にない予算をお使いになりながら、突如あそこがなつていったということはやはり定住促進の活性化策、要はインターが出る近くへということで、ここなら便利だろうということでそういう計画がなされたとは私は思っております。そうするとそういうものすべてがインターの設置に伴う活性化策だろうと思います。それが理解されないと住民の方はそういう言い方をしていただけません。ですから、ここで質問の内容に入ります。

例えば町長も鎮守の森構想、構想と私あえて言わせていただくんですけども、鎮守の森のイメージを選挙のときでしょうか、熱い思いで語りかけている。この考え方。これに具体策を付けて、できるかできないかは分かりませんがこういう方法もある。それから住民や職員からのその鎮守の森構想を促進させるような提言を受けながら計画を立てる時期にあるのではなからうかと思えます。そのお考えがあるかどうかをお尋ねします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

大変難しい問題を提起されたところですが、まず私が鎮守の森構想と言っているのは当然、私の考えの中には鎮守の森へ鳥さんたちが自分で巣を作って、そしてそこで生活をする。そして朝になれば飛び立って働きに行く、そしてまた夜はそこへ帰ってきて団欒をして楽しい一夜を過ごす、そういう町にしたいなということでございまして、まず私が第一弾それをするのは何かと言いますと、少なくとも私どもの町あるいは早川町も含めますけども、私たちの地域の人たちがよそへ仕事に行く、このときに本当に行きやすい地域をつくる。そして帰ってきやすい地域をつくる。昔は52号線が止まってしまうと仕事に行っても帰れない。行くこともできない。これではこの町は廃れる以外に方向はないとは私は思ひまして、少なくとも町民が等しくどこからでも短時間で中部横断自動車道が利用できることを私ども行政が行って、あとについてはもちろん私どもが手を抜くわけではありませんけども、住民の皆さんが今まで静岡に住んでいた息子さんを家に引き寄せて、そしてここから静岡へ通えるようになるのではないだろうかということから鎮守の森なんていうことを言い出したんですけども、ご案内のとおり私どもの町で3つのインター、そして静岡のほうへ行くのは中野にもインターがございまして豊岡方面の方が静岡へ行くときには中野を使うだろうと思います。そして上で考えますと市川三郷町、六郷ですけども六郷にインターが出ますので西嶋の皆さん、あるいは久那土の皆さん、それから古関の皆さん等々については、甲府のほうへ行くときには六郷インターが使えるだろうとこういうことで、私どもがここに住んでも就職したり、生活する糧を得るためには

非常に素晴らしいインターをたくさん造ることによって、素晴らしいと私が自分で言うのは失礼ですけども、糧を得るためになんとかなるだろうということをお願いして、昨年でしょうか、一昨年でしょうか、議員の皆さん全部が委員になってくださいとお願いをいただいた結果でございまして、大変私もその点は議員の皆さんにも感謝をしているところなんですけども、まず昨夜遅くに国のある偉い人から電話がありまして、今までは政府として発表をしていないんだけど、国として今度は29年度にあそこを開通するように発表しますよというふうなうれしいニュースをいただきまして、これは私が皆さんに申し上げなくても、前から29年度ということで決まっておりましたので申し上げませんでしたけども、そんな状況で出て行って帰ってくることに、このことはもう5年後になれば少なくとも雨が降って帰って来られない、行けないということはありませんので、あとは住民の皆さんの意識改革もしながらここからでも静岡へ通えるよとか、あるいは裾野の向こうの工場がありますけども、そこへも通えるよというような意識改革もしていきたいなとこういうふうにも思いますし、またそうは言っても私もも逃げるわけではございませんので、町内にあります町有地の宅地分譲化等も進めていきたいし、なお住むには少なくとも水とかそういうものは必要ですから必要なものだけは頑張っていきたい、こういうふうに考えていますので、お答えになりましたかどうか知りませんが、お答えとさせていただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

おっしゃるとおりでありまして、改めて聞いても同じことになろうかと思うんですけども。

次の質問、インター周辺の整備と活性化策。大変しつこくて同じことになりまして、割愛していただくよりもそのビジョンを町長、ある意味でいっぱい頭の中にあると思うんです。いっぱい頭の中にあることは、事実インターが、アクセス道路ができればそれにつながる橋梁の改修から何か要望しなければならない、いっぱいものがあるけども、それらは文言に出して言うべき話ではないから言っておられないだろうと理解しております。ただビジョンの程度で示すような方向で言っただけないだろうか、お尋ねします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ビジョンですから夢ですので、そのへんは実現がなるかどうかはともかくとして、少なくとも身延山インターにつきましては、あれから東には住宅はございません。したがって大島、あるいは和田から、あそこの使い勝手がよくなればいいわけですから、そのことを考えていきたいし、それからあとは身延インターにつきましてはこれは国施工ですから、それに対する道路等々については国がやっただけだと。

ただ一番問題になるのはここでございます、下田原の中富インターですけども、造ってくれるということになりました。しかし私の構想の中には過日も申し上げましたとおり、ここが私どもの町の中で52号線から距離的に一番近いということでございますので、ここをなんとか造ってくださいよとお願いをしてきました。そして造ってくれることになりました。考えてみて、私の構想としては52号線から一番近くても切石まで上ってきて、ここへ橋を架けたらこの橋を使うというのはちょっと狭くて重量的にも無理ですから、新しい橋を近く

へ架けていただきたい。これが私の構想でございますし、簡単に言いますとこの人間の体で、中部横断自動車道をまっすぐとしますれば両方へ手を広げたときに片方が52号線です。片方は300号線です。これが私のビジョンといえますが、構想でございます。できるか、できないかは私を含めて議員の皆さんはじめ町民の皆さんの熱意にかかっているように思います。私も一生懸命取り組みたいと思いますし、昨年芦澤議員からの質問の中でも下田原へなんとか道を造ってくださいと。昨日、川口議員のほうからもあそこをなんとかしたらどうだろうということも言われましたし、地域の皆さんもそれを大きく望んでおりますので、私もこれは地域の皆さんが望む望まないにかかわらず、私は先ほど申し上げましたとおり、この体を両方に手を広げる、このことが地域の将来につながるとかこういうように考えておりますので、構想としてはそういう構想を持っております。ぜひ皆さんにもご協力をいただきたいということも思います。

ただ1点、こういう構想もあるんですけども、三澤市之瀬間のトンネルがもう何十年になりますか、30年以上もつとになると思います。半世紀になるかなと思いますけども、それがなんと今、動いていないと。そのへんの含みもでございますので、簡単にはまいらないと思いませんけども、構想としてはこうするのが一番いいのかなとこういうように思っているところです。よろしく皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

ありがとうございました。

今のような、ビジョンですから、できるかできないか分からないけども、頭の中にたくさんものを持っていると思います。一人で考えながら一生懸命やっているのではなくて、そういうものを語っていただくと。例えばの話になりますけども景観条例の提案がありました。町の景観を、インター下りて一番先に目に入るところの景観をよりいい景観にする計画とか、いろいろな提案も町長が夢を語っていただくと、できるかできないか分かりませんが、そういうものを私どものほうも提案をしていきたい。

例えば今の話になりますと、私の住んでいるところは身延町の南部に近いほう大野という集落でございますけども、身延山インターを下りると最初に目についてくるのが私どもの集落、非常に景観のいいところでございますけども、今、県が県道を新設してくださっております。そして非常時に防災ヘリ等が着陸する予定で、広大な土地を空けて築堤を建設しようとしております。まだでき上がらない。そこが身延山インターから下りてくると一番目に飛び込んでくる。非常に景色のいいところなんだけども築堤工事が完了して道路ができますと、そのまままったく殺風景な護岸になってしまうことも事実だろうと思うんですけども、利便性が高くなりますけども、そういう形でその奥のほうに重要文化財の大野山本遠寺があり、きれいな景観で桜の木などが山梨県の一番先に咲く桜の木として毎年、山日に開花の時期に掲載された桜があった。そういう地域があるんですけども、そこらを景観の整備をやっていただきたいなど。これは間違いがあるわけではないんですけども、そういうもののご提案をさせていただくような契機になろうかと思っておりますので、ぜひビジョンを町長のほうからも語りかけて、まちづくりの一助にするような形をよろしくお願ひいたします。

時間ばかり経過してありまして申し訳ありません。

保育所の統合整備について、質問させていただきます。

たまたま今回、われわれ議会も要望書のような形の決議文を議決して初日に提案をさせていただきました。保育所の問題はその中に触れているんですけど、あえて申し上げますと今の保育所の現状というのはもうすでにお分かりのように非常に町の保育所、これは保育所としては1園の5施設という解釈で私は考えておりますけども、どの施設も定員充足率というのは大幅に低下しております。

低下しているからどうのこうのではないけども、定員40名を定めておる。それは保育サービスについてやりよい数値を設定してあるはずです。そう設定しているにかかわらず、例えば西嶋保育所も充足率25%、中身は聞くとところによると8世帯の子どもさん10名が通園している状況。西嶋は特に激減してしまったんですが、原にしても52%、それから静川にしても40%、常葉にしても55%の充足率。一方、私立保育園のほうは立正保育園というのがございますけども定員40名に対して47名、130%。大野山保育園については定員100名に対して112名、117%の充足率、そういうふうになっている。これは児童の数で園児が決まっていますのでそれはどうのこうのということはありません。そういうふうになっているから経営も成り立っているんだと。もちろん町立があるものですから町長もここ数年、民間保育園に非常にご努力を、助成をしてきております。補助金の支給要綱も23年につくりました。保育園の保護者もそういう形で私どもの子育てに町は力を入れてくれているんだという保護者が、入園式のときでしょうか、言っておられるのを聞きました。たしかに町に対して感謝して、手厚くやっていただきながら経営をしている状況は変わりありませんが、ただ、今の公立保育園は運営が成り立たないというよりもあまりにも少なすぎるということで、町長、やはり質の高い保育を提供するであれば、もう合併というか統合というか、そういう形の保育園、園児に対するサービスを行っていくべきではないだろうかと思ひ質問させていただきます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるとおり、このところ非常に園児の数が減少していることは事実でございます、そのために町内の保育所の運営にもなんか支障が出始めたのかなというようにも理解をしております。実はこうした中で先月に、先ほど議員がおっしゃったとおり西嶋の保育所の保護者の全員の方々から西嶋保育所と静川保育所の統合についての要望書を実は頂戴したところでございます。これは町長宛てに出されておりますので私が頂戴をいたしました。そんなことでそうは言っても今まで町では新しい保育内容、あるいは英語の先生をお願いする等々、努力はしてきたつもりなんですけども、それらがどうしても残念なことに保育所の園児の増加に結びつかなかったということでございますし、このことは今も続いているなということでございますし、それと同時に先ほどもおっしゃいましたが6月11日の発委第3号が原案のとおり可決をされたことも踏まえて、私どもといたしましても統廃合についてを視野に入れた町立の保育所のあり方を考えていく時期が来ているのかなと、こういうようにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

穂坂君、時間ですからまとめてください。

○12番議員（穂坂英勝君）

1つ質問を残しますけども、よろしくお願ひいたします。

時間を経過して続けてしまったようです。大変申し訳ありません。私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で、穂坂英勝君の一般質問は終結いたします。

ここで、議事の途中ではありますが暫時休憩といたします。

再開は10時35分です。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。

日程第2 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

報告第1号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

報告第2号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

報告第3号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

質疑というよりも、この中の静川村夢の再生プロジェクトの事業内容、前にご報告があったようには記憶しておりますけども、この補助金の事業内容についてご説明をお願いしたいということと併せて、実施計画の中にあったものか、そうではなくてということも含めてご質問をさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは、歳出の2款1項4目企画費の中の19節負担金補助及び交付金の静川村夢の再生プロジェクトの補助金について、お話をしたいと思います。

これは3月の第1回定例会の際、町として旧静川小学校の利用計画はあるのかという質問に対して、国の経済対策による24年度の補正予算として募集のあった過疎集落等自立再生緊急対策事業の導入を模索し、町民の皆さまから提案のあった意見等を踏まえ旧静川小学校を静川

地区のコミュニティ活動の拠点にするための事業および静川地区全体の活性化を図るための事業を内容に応募しましたとの回答をしましたが、その結果3月下旬に採択が決まりまして補正予算を専決処分させていただいたところです。県内からは応募が17件ほどありまして、そのうちの2件が採択されたようです。

事業内容なんですが3つの大きな目的を持っておりまして、常に老若男女が集い交流する機会や場所の確保、安全・安心な地域づくり、防災に対応できる地域づくりを行う。3点目が農作物の生産量の拡大と加工品の生産、販売の確保等を行うと、このような目的のために具体的には交流促進事業として老若男女の交流の場としていろんな教室等を行い、高齢者同士の交流としていろいろなお茶とか囲碁とか将棋、カラオケ等を行う予定です。また運動会など地域の行事や伝承行事なども復活させるとともにその冊子を作成する予定です。さらにお年寄りの生活の知恵を聞き、冊子にまとめるなどいろんな交流事業をこの中では計画しております。

災害対策事業としては、地区の避難マニュアル書を作成し全戸に配布をするほか地区に必要な最低限の食料、資材を購入し備蓄する。

3番の産業振興事業として周辺地域の耕作放棄地を借り上げ農機具等で農地を再生し曙大豆、シイタケ等の生産量を拡大するとともに、それらの加工も行いながら、青空市等で販売をしていくと。これは補助金として提出するものなんですが、受け皿として地区の住民の代表者で組織する静川地区活性化推進委員会を組織していただき、その下部組織として交流促進部会や災害対策部会、産業振興部会などを設置していただき、その下にさらに先ほどお話ししました事業ごとに班をつくっていただき、事業を進めていただきたいと考えております。

この事業は総合計画の位置づけということなんですが、これは補助事業ということでやらせていただくということで、地域と町の協働で行う事業ということで理解していただきたいと思います。

なお、補助金については補助金の交付要綱等を作成しております。ただ、この事業は今回、補正予算でその施設の維持管理費も計上してありますが、それが採択されたあとは補助金の交付要綱を交付し、事業を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

よく理解はできました。学校統廃合によって生じた旧学校の跡地の利活用を地域の要望、それから声を聞きながら最高の有効活用ができるようにしたいという考えのところ財源が見つかったので、早速地域にそういう意欲のある組織をつくっていただいて、そこに補助するという形でございますね。よく分かりました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

報告第4号および報告第5号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。ゆえに以上をもって終結といたします。

議案第50号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

景観条例についてですが第4条の1項、2項のへんに町民が景観形成について意識を持つということ、さらには町が実施する良好な景観の形成に関する政策に協力するよう努めなければならないというようなことが出ているわけですが、今、廃棄物等が捨てられている場合が多いわけです。こういうものは景観には誠にふさわしくないわけですので、こういったものを排除したいと、取り除いてもらいたいというような場合、環境下水道課を通し、また県のほう、あるいは県警のほうが入った状況の中でこういったことを進めているわけですが、この条例の中では特にそうした罰則というか、違反した者に対して制裁といいますか、そういうようなことが規定されていないような感じがしますが、そうした取り締まりについて、このような景観条例の中にそういったものを含めることができるかどうかなど併せてお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

景観条例第4条には、町民の責務ということで謳われております。議員さんがおっしゃるその地区というのは一般地区のことを指すと思います。一般地区のことは7ページの別表第1に届け出の必要がある行為の規模ということで、そこに第1表に謳われてあるところでございます。これ以外のものは届をしなくてよしいということになっております。

今ご質問のことは、不法投棄の関係のそういうものは取り締まりができるかというご質問だと思いますけども、この景観条例ではすることはできません。これは景観に対する町民の責務、あと町の役割、それについてのことを決めてあるもので、そういう廃棄物については環境下水道課が行っている環境衛生のほうでの取り締まりになるかと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これは景観条例の中で景観計画というものを策定することになっておりまして、こういう冊子をいただいているわけですが、今の望月議員の質問と同じ第4条で町民の責務とありまして、景観の形成に関する意識を高めるとともに互いに協力してということですが、この計画を町民に当然、開示して、その意識を高めていくということが必要だと思うんですけども、その点はどのように進めていくお考えなのかということ。それから町民がいろんなことをしていかなければ、町がきれいにならないというもおかしいですけども、景観条例そのものが守れないということはよく分かります。町ももちろんそういう責任があるところであって、それから事業者、それから町民ということで、いろんな景観条例を遵守してというか先導的にとか、あるいは町民の責務を果たすということで考えていかなければならないというのはよく分かるんですけども、例えば今、耕作放棄地で本当に見苦しいようなところがいっぱいあって、それ

に対してどういうふうにしていけばいいのかということを考えていくと、この景観条例を遵守するには、町民としてもそういうものをなんとかなくしていかなければならないと思うんですが、やっぱり町民にすべて義務がくると非常に難しい。経済的にも、あるいは年齢が非常に高齢化しているという中で難しいことがあるんじゃないかと思いますけども、町としてこの景観計画に基づいて、なんらかのそういう、例えば里山の復活ですとか、そういう事業をされるというふうな考え方はあるんでしょうか。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

この景観計画をどのように町民に知らせるかということになりますけども、今回6月の議会でこれを上程しました。9月から、これを施行しようということでこれが議決されますと、その段取りに入ります。今、考えているのは、この景観計画も9月には町民の皆さんに報告をするように行いたいと考えております。

2点目の耕作放棄地をなくして景観を整備したらという考えがあるかという質問でございますけども、今回の景観計画については建物の増改築とか、あとは色の模様替え、そのものについての規制をかけております。耕作放棄地、藪化した放棄地をしようという考えは持ってございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

9月には町民に公告ということで開示するようになるようですけども、この景観計画そのものを町の全世帯に配布するというそういう考え方はないのかということと、その耕作放棄地をなくしていくための方策をこの景観条例に基づいて建設課でなんとか考えるというふうな話ではなくて、町としてそういう里山復活みたいな、そういうことを考えていくという施策はないのかということをもう一度、伺います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

景観計画を全体に配ったらというご意見をいただきましたので、これについてはまだ、今の時点ではそういう計画はございませんので、それを踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

○6番議員（芦澤健拓君）

耕作放棄地の問題はどこで担当しているのかについて。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

耕作放棄地等の解消につきましては、農業委員会等が窓口になって利用権設定とか、そういうものを利用して賃貸借を促進して、なるべく耕作放棄地を解消するというで取り組んでおります。また県、国等の補助金を利用して農業基盤を充実して耕作放棄地をなるべく解消していくということで考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私の家のすぐ上がもともと田んぼだったんですが、そこが本当に草だらけになっておりまして、私もときどき地主に断ってその草を刈っているんですが、実際、高年齢化してしまって作業ができないとか、あるいはそういうことに対して金が出せないというところが結構、町中であるのではないかなと思うんですけども、そういう場合に産業課ではどういうふうに対処していただけるのか、ちょっとそのへんについてもう一度お伺いします。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

今現在、町で対応するというような事例はございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第51号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

これは担当課は税務課、建設課ですか。訴えの提起についてなんですけども、建設課という住宅の滞納に関わる提起があっておかしくないんですけども、私の経験上で前にこういうケースがなかったような気がしまして、あったのは退去命令の公示送達まではお聞きしたことがありました。それで今回この訴え、ご苦労をかけてやっていただいて本当にご苦労さまですけども、この中身はまず要件が督促、催促を5回したとか7回したとかというご説明がありましたけど、その経過をもって訴えを起さないと訴えにならない。そうするとその経過、ここに至るまでの督促経過というのが非常に重要なものになってくるのではなからうと思います。そうすると一般的には督促経過が、裁判所で認める督促経過はたぶん支払い命令の送達以上のことを督促と呼ぶと思います。その書類を添付してこれでも応じられないから提訴すると、提訴の理由が付されるはずです。そういうことをしてきたのかどうなのか。一般的には、その時点で督促が届かない、督促状も届かない、どこにいるか分からない、こういう形の中で最終的には公示送達とか特別送達とかいろいろな方法をとって公示をして送達したことになる。異議の申し立てがないから退去、強制執行をしてしまうというのが普通の経過でありますけども、

そういった流れの中の提起なのかを今後の勉強のためと税務に関するものもありますので、お聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

詳細説明でも説明したとおり、このAさんについては過去、平成20年の4月から督促をはじめて現在に至っているということで、私法上の債権にあたるのでどうしても議会の議決を経て裁判所のほうへ提訴する。していかないと、この方からは明け渡しもされておられません。現在、退去の届けはすでに出ているわけですが、それにも応じてもらえないと。役場で中の家財道具を勝手に外に出して新しい方を入れるということもすべて裁判所を通さないとこれはできないということで、弁護士さんとも相談をして、今回こういうふうに議会の議決を得る中で裁判所のほうへ提訴するというので、これで本人さんへ裁判所から出頭命令が出てそれに応じてくれて家賃の滞納を払っていただければ和解ということになりますけども、それにも応じないということになれば、最終的には強制執行のところまでいかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

分かりました。これがどうのこうのということではないので、大変ご苦労していますものですから、一般的に今の流れを見ても弁護士は顧問弁護士でしょうか、町の顧問弁護士に相談をかけてということで、顧問弁護士のアドバイスで、渡辺先生ですね、今は違うんですか、細田さん。柳町法律事務所、なるほど。

そういう流れの中で、これは民事ということになるのでしょうか。民事の中では一般的に申し上げますと、今の細田先生のおっしゃるとおり、今の手続きでまったく漏れもないし不審もないし当たり前なんだけど、要は退去命令を取り付けて、そしてお金が伴う債務名義を取り付けるということの方法は、催促の段階で取り付けることは可能だと僕は思っております。そうするとここまでのことをやらなくても強制執行、支払い命令、異議申し立てがあれば裁判になりますけども、異議申し立てがなければそのまま履行される。もちろん執行の場合は執行裁判所ということになるのかもしれませんが、今回なるのかもしれませんが、そういう流れだろうと。難しいことをやらなくてもいけるのではないかなと思いたのでお尋ねしたんですけども、別にこれがよくないとか、いいとかという問題ではありません。大変ご苦労をしております。金額も80何万円の滞納があると聞きましたので当然ご苦労するんですけども、大変ボリュームのある仕事なので余計かもしれませんが聞きました。分かりました。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

非常に単純なことなんですけどちょっと分からないので、なぜこういうふうな形になったのか

伺いたいんですが、この滞納者の方は5年以上滞納していますよね。それが、住所がなぜ町外になっているのか。このへんがちょっと非常に不思議だなと思うんですが。そこに今、住んでいない。住んでいないで滞納していて、5年前ぐらいから滞納していて、そして住所変更が簡単にできてしまうんですかね。そのへんちょっと伺いたいんですが。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

この方は当時、町営住宅所在番地に住所があったと思いますけれども、どういふ都合があったか分かりませんが、住所を変更されたということがありました。住所変更はできてしまいますので、それはしょうがないと思います。それだったら退去していただければそれで問題はなわけなんです。退去しないというところに今回の問題があります。退去しないということ、あとは家賃の滞納があるということで、住所はどこでも移せると思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

たしか町営住宅に入居するときに、よその町の町営住宅から本町の町営住宅に入ってくるときに、よその町の町営住宅の滞納かなんかがあるかどうかを確認しますよね。あった場合には本町の町営住宅の条件に見合わないから入れないというような形になっていますね。僕はそこを言っているんですよ。町外の今、町営住宅に入っているのか、それとも個人の土地なのか知らないですけども、それがもし町営住宅であればそういう申し出があるはずなんですよ。逆に言うと町営住宅に入るに対して、そういうふうな今住んでいるところの町営住宅、町絡みのそういう債務があった場合には本町のそういう町営住宅に入れなわけですから、逆に言うところのうちの町の中でも例えば届け出をする、そういう戸籍のほうの提出届をする、そういうところの逆に、債務があるんですよというそういう横の連絡がとれていれば、ある意味でその住所変更をしない、できない状態、そうすると債権を、家賃を滞納していることは本人は分かっているでしょうけども、それもちゃんとやっていたかなければ困るんですよというような形はできないんですか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

私の詳細説明のときに、説明不足ということで、この方は町外に移られましたけれど、この方の実家ということで移転先の町営住宅に入ったわけではございませんので、そのへんのチェックはできなかったということです。

あと住所移転をするときにチェックができないかということは、ここではちょっとお答えすることができませんので、そういうことができるかどうかちょっと研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

よその町の町営住宅からこっちから移るときには全部その書類がありますよね。その書類に書いて今、住んでいるところの町の町営住宅を管理しているところからの証明書をもって、それをもってはじめて本町の町営住宅に入るという格好になっているわけですね。たしかそうだったと思います。だからそういうシステムがあるであれば、今ここで答えられないと言ったんですけども、そんな難しいことではないと思うんですよ、例えば建設課が家賃うんぬんの問題がある。それを戸籍のほうの町民課なりなんなりと連絡をとって、例えばこういうのがありますよみたいな、データみたいのを出しておけるんじゃないですか。これは個人情報になってしまうんですかね。そういうこともまた考えて、個人情報も大事ですけども、基本的にはこういう難しい問題に発展するではないですか。そのへんがどうなのか検討していただきたいと思います。3回なので、これでおしまいになります。

○議長（福與三郎君）

他に質疑は。
川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

1点だけお伺いします。

町営住宅に入居するには当然、保証人を付けると思うんですが、こうした長い間の滞納ということになりますとそうした保証人の関係はどのような形になっていますか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

この方の保証人はすでに亡くなられているということで、保証人を通じての家賃滞納の手続きということができないような状態です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

その亡くなったというのは、いつ分かったんですか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

日までは私は承知していませんので、お答えできません。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この例をとりますと、やはりこの入居においては先ほど申し上げましたように保証人を付けて入居していただくということですから、当然やはり入居している個人、各個においてはそうした書類の点検は各年度ごとに行う必要があるところ思うわけですね。そうしないと保証人が亡くなったか分からない、本人は滞納している、結局取るところがないというような結果に

も陥りますから今後の入居基準と同時にそうした点検をする必要があるとこのように考えます。
以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第52号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第53号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

9ページの総務費の一般管理費の中の説明はあったんですが、19節分散処理システム負担金、それから統合型パッケージシステム負担金3,751万7千円。これにつきまして、内容をもう一度説明してもらいたいということと、この件につきましては当初予算で同じ名目で751万1千円が盛られているわけですが、補正で5倍近い金額になっている、そのへんの理由も併せてお願いいたします。

それからもう1件、15ページ。商工費観光費の同じく19節負担金等ですが、その中にこれもやっぱり説明はありましたが、富士川地域地場産業振興センター精算負担金ということについてもう一度、説明をお願いしたいということと、これは当初予算には盛られていなかったわけですが、そのへんも関連して説明をお願いします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは9ページの負担金補助及び交付金の分散処理システム負担金、それから広域行政組合の負担金3,751万7千円につきましては、3,751万7千円の分散処理システム負担金でございますけども、これは計算センターが統合型パッケージシステムを導入するということが今回、町に請求があったものでございます。したがって今回、本町としては補正いたしました。

なお、この財源につきましては財政課長が説明したとおり財産収入のほうで受けまして、ふるさと市町村圏基金の中を取り崩してこれに充当するということがございます。今言った広域行政組合のほう5,406万8千円につきましても、これは消防の防災行政無線のデジタル化にかかる費用でございまして、同じくふるさと市町村圏基金を取り崩してその取り崩した収入をここへ充当して、またこちらで負担金を行政組合のほうへ納めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

高野観光課長。

○観光課長（高野博邦君）

2点目のご質問にお答えいたします。

計上されている負担金につきましては、富士川地域地場産業センターについては昭和62年の9月に設立され、峡南地域の活性化の拠点として富士川ふるさと工芸館が平成元年の5月に開館しております。その後、地場産業の振興、体験を通しての教育活動、観光案内等の業務を行ってまいりましたが、総合的な判断のもと平成25年3月をもってセンターの解散および施設が閉館しております。これに伴いまして工芸館施設の解体・撤去が必要となりました。この費用を関係する5町で負担するための精算負担金を今回、計上させていただきました。

なお、ご質問の当初予算計上時には地場産業振興センターにおいて事業費および負担金の額が示されておりませんでしたので、今回の補正となりました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

12ページの民生費のうちの5目障害福祉費ですけれども29万1千円。これは医療費集計支払システム負担金ということで、重度心身障害者の窓口無料が自動還付方式になるという、システムが違うからということなんですけれども、現在本町において障害を持っている方が何人いて、この重度心身障害者窓口無料を利用している方は何人いるのか。そしてこれには国保、社保、後期高齢とあると思うんですけれどもその人数ですね、それを伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

本町の障害者等の人数はということですが、障害者手帳の所持者ということで報告させていただきます。

身体障害者が929人、知的障害者が144人、精神障害者が123人で合計1,196人、今現在おります。この重度心身障害者医療費助成金の受給資格、資格者証ということで町長が発行しているんですが、その受給者証の発行人数は、国保を使っている方が308人。社保の方が73人。後期高齢の方が338人。合計で719人。この人数は6月1日現在の受給者証発行者の人数であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この719人って私はとても多い人数だなというふうに思っているんですけれども、この方たちが窓口無料でなくなって自動還付方式というふうになってしまっていて大変困っているという話を聞いているんですね。窓口無料でないと、とりあえず1回、窓口で現金を払わなくてははいけない。その現金がなかなか用意できない。3カ月後ぐらいには返ってくるんですけれども、その現金が用意できないということで病院にも今度は行けなくなってしまうという、本当に心配な声をたくさん聞いているんですけれども、例えばこういう方たちに対して町として高額療養費みたいに届けをしておいて確実に返ってくるわけですから、その間、貸付になるんですかね、そ

ういうことでなんとか手元に現金がなくても医療に心配なくかかれるようなことというのはできないものかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

重度心身障害者の医療費助成制度窓口無料化の廃止ということで今、県議会のほうでこの条例の改正、それから補正予算等も提案されているところであります。その県の事業の中で貸付制度というのが今、検討されておりましてそちらも上程しているところだと思います。現金がなくて病院にかかるのも大変だということで、その現金を貸し付ける、無利子で貸し付けることを考えております。

町についても、それができないのかというご質問なんですが、いずれこの県の制度の内容等も吟味する中で町が上乘せして貸付等が可能なのか、今後検討していきたいと思っております。ただ、今の段階ではこの制度、県が窓口無料を廃止するんだよということで進めていますので、この貸付制度についても県のほうで、受給者にできるだけ負担がないような形でこの貸付制度を充実させていただくよう町としてはお願いをしていくこと。まずそれが1番ではないかと考えています。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ちょっと確認だけなんですが9ページの、先ほど総務課長が19節の負担金補助及び交付金で、分散処理システムが計算センターで、統合型パッケージシステムが防災無線デジタル化というふうに話をされていたんですが、この統合型パッケージシステム、これは本当に防災無線のあれですか。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

そういう説明をしたつもりはなかったんですが、聞こえましたら訂正をさせていただきます。分散処理システムは、計算センターの統合パッケージの関係でございます。

以上です。

○7番議員（松浦隆君）

全体が統合型パッケージシステム。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

統合型パッケージシステムの負担金は計算センターの関係の費用でございますので、よろしくお願いたします。計算センターが統合型パッケージを導入するための負担金でございます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

では防災無線ではないということですね。それでいいんですね、そういう理解で。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

大変申し訳ないです。下のほうの5,406万8千円につきましては消防費の負担金ということで、これが防災のデジタル化の負担金だということでございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

14ページの6款1項3目19節負担金補助金及び交付金の青年就労給付金150万円は私の耳がおかしかったどうか分かりませんが、江尻窪の遠藤さんというふうにお聞きしたように思いますけども、それで間違いないでしょうか。それからこの内容と150万円をどういう形で使うことになるのか、その点が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

今の件ですが、江尻窪の遠藤さんには間違いございません。それで内容でございますけども、これについては新規就農対策青年就農給付金事業の経営開始型で遠藤さんを支援するための給付金でございます。24年度の3月補正で補正をお願いしているところでございますが、このたび当初予算について機会がなかったものですから6月補正でお願いしているところでございますが、内容については農地マスタープランの位置づけになっておりまして営農のための支援でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

遠藤さんという方がどんな方が分かりませんが、青年就農給付金ですから当然、若い方だと思わんですが、これは1人で農業をやるということなのか、あるいは家族で農業をやるために移住して来られたとか、そういうふうな事情をお聞きしたかったんですけども。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

遠藤さんにつきましては当年46歳でございますが、本来ですと青年就農については45歳というような規定がありますが、県のほうでそのへんは認められておりまして、遠藤さんが認められました。遠藤さんにつきましては、町で曙大豆の種子の栽培をしてもらおうということをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

江尻窪で遠藤さんといえば大体、地元の人だろうなと思っていたんですけども、地元の方ですね。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

地元の方でございます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第54号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第55号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第56号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第57号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第58号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第59号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する討論を行います。

報告第1号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第2号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第3号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第50号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第51号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第52号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第53号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

平成25年度身延町一般会計補正予算(第1号)3款民生費、1項社会福祉費、5目障害福祉費、19節医療費集計支払システム負担金29万1千円について反対討論をいたします。

これは重度心身障害者医療費助成の窓口無料制度を廃止し、来年11月から自動還付方式に移行させるため、国保連合会のコンピューターシステム改修費を県と市町村が折半で負担する経費の一部です。

重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化は20年以上に及び重度障害者や家族、医療機関や関係団体の粘り強い運動によって平成20年に実現した全国に誇る進んだ制度です。身体障害、知的障害、精神障害の3障害の重度障害者を対象とし所得制限はあるものの、この制度によって県内で合わせて2万8千人余りが医療を窓口負担なく受けられるようになり、大変喜ばれています。本町においては700人以上の方がこの制度を利用しています。

ところが横内県政は窓口無料化に伴う国からのペナルティの負担が重いことを理由に、窓口無料制度を廃止すると議会で発表しました。これに対し一昨年の夏には窓口無料を継続させる会がつくられ、短期間に2万4千人の署名が集まり県に提出されました。県の障害福祉課も言っ

ているように重度障害者の7割は所得ゼロです。重度の障害者は職に就くこともままならないことが多く障害年金だけの方も少なくありません。重度障害者の多くは定期的・継続的に受診をしています。医療がなければ生きていくことができない状態の方が多いのです。検査や手術、入院、薬を欠かすことはできません。窓口無料をやめて医療機関の窓口で3割を払うことになれば、その負担は大変なものです。自動還付方式にするといってもいったんは3割分の現金を用意し払わなくてはならず、還付されるのは3カ月後です。窓口無料をやめれば受診を諦める方が増えてしまうのではないかと危惧されています。実際4カ所の医療機関にかからざるを得ないという方は、そんなことになったら病院に行くことができないと本当に困っていました。

県は無利子の貸付制度をつくるから大丈夫だと説明していますが、受診する2週間前に役場に申請するというもので、急に病気になり受診するときには間に合わないなど問題が多い制度です。県はこの間、国に対してペナルティの廃止を要望しています。国はペナルティについて中長期的に検討しているという立場です。

今やるべきことは、県と市町村が力を合わせて国に対して窓口無料化に対するペナルティをやめるよう、さらに強力に働きかけるとともに県独自の優れた制度である窓口無料制度を継続していくことです。それこそ住民福祉の増進を図る自治体のやるべきことです。窓口無料継続を求める県民の声に背を向け、国からのペナルティを重度障害者の方々に押し付けるべきではありません。町としてもこうした県のやり方に従うのではなく、住民の立場に立って県に対して窓口無料を継続するよう強く働きかけるべきです。

○議長（福與三郎君）

ほかに討論はございませんか。

河井淳君。

○5番議員（河井淳君）

それではただいまの反対討論に対してでございますけども、平成25年度身延町一般会計補正予算に対して賛成の立場で申し上げます。

ただいま、ご指摘の部分につきましては県の廃止によるものでございます。重度心身障害者の窓口無料化を自動還付方式にするというものでございまして、町独自ではなかなか難しい問題でございます。そして県のほうでも受診料について無利子の貸付制度をただいま検討しているところでございますので、この件につきまして賛成いたします。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

（なし）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第54号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第55号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第56号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論もないので、討論を終結いたします。
議案第57号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第58号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第59号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

報告第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって報告第1号 身延町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第2号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって報告第2号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第3号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって報告第3号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第50号 身延町景観条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第51号 訴えの提起については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第52号 峡南広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第53号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第54号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第55号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第56号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第57号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第58号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第59号 平成25年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長から所管事務調査について議会議規則第75条の規定により、お手元に配布をしました申出書のとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

以上、各委員会委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出書のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

町長から追加議案が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1から追加日程第5を議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第60号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第61号 身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第62号 町道路線の認定について

議案第63号 身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約について

議案第64号 財産の取得について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上議案5件、諮問1件を一括上程いたします。

追加日程第2 町長からの提出理由の説明を求めます。

議案第60号から議案第64号および諮問第1号について、望月町長。

○町長(望月仁司君)

ただいまご指名を頂戴いたしましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件は条例案件が2件、町道路線の認定案件が1件、契約案件ならびに財産の取得に関わる案件が各1件、人事案件が1件の計6件となっております。

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず議案第60号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

平成25年6月14日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、災害派遣手当について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第61号 身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の議案を提出する。

提出日、提出者名は省略をさせていただき、提案理由を申し上げます。

国家公務員の給与の改定および臨時特例に関する法律に伴う国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本町職員の給与を減額するものであります。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第62号 町道路線の認定についてであります。

下記の路線を町道として認定をしたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

記

整理番号 M3 - 204

路線名 丸滝宮の前1号線

起 点 身延町大字丸滝字宮の前557 - 2番地先

終 点 身延町大字丸滝字宮の前538 - 2番地先

延 長 124メートル

幅 員 5.46メートルから10.13メートル

提出日と提出者名は省略をさせていただいて、提案理由を申し上げます。

丸滝宮の前住宅分譲事業において、町道丸滝宮の前1号線を新たに町道路線として認定する必要があるため、提出するものでございます。

次に議案第63号 身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約についてであります。

身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 身延地区公民館下山分館建設建築主体工事

2. 契約の方法 指名競争入札による契約

3. 契約金額 金9,817万5千円

4. 契約の相手方 山梨県韮崎市円野町上円井3139

株式会社内藤ハウス 代表取締役社長 内藤篤

提案理由を申し上げます。

身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第64号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 財 産 の 種 類 動産(消防用備品)
2. 物品名および数量 消防ポンプ自動車CD - 型1台
3. 購 入 金 額 1,704万8,270円
4. 購 入 先 山梨県甲州市塩山三日市場2273
有限会社ヤマト商事 取締役 花輪明

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両代替計画に基づき、身延町消防団に配備された消防ポンプ自動車を更新する必要が生じた。ついては地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により当該財産の取得にあたり議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古関19番地

氏 名 春澤政志

生年月日 平成28年3月5日

提案理由を申し上げます。

平成25年9月30日に赤池善光委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが、議会の意見を求める理由でございます。

以上でございます。

なお、諮問第1号につきましては10月1日付けの法務大臣委嘱に向け、7月中旬には法務局に候補者を推薦する必要があることから本定例会に追加提案をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福與三郎君)

町長。

○町長(望月仁司君)

訂正をさせていただきます。

ただいまの諮問第1号の中で、春澤さんの生年月日を昭和28年3月5日のところを平成と申し上げたそうでございます。お詫びして訂正をさせていただきます。お願いいたします。

○議長(福與三郎君)

町長の説明が終わりました。

議事の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は13時です。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（福與三郎君）

前段の説明と答弁に訂正がありますので、これを許可します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、誠に申し訳ございませんでした。

提案理由の説明をさせていただく中で、議案第63号の身延地区公民館下山分館建設建築主体工事の契約についての説明の中の4番、契約の相手方でございますが、この住所を私は先ほど山梨県韮崎市円野町上円井（カミマルイ）3139と申し上げましたが、山梨県韮崎市円野町までは合っておりますが、その次が上円井（カミツブライ）でございますので訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

訂正をお願いします。

議案第50号 身延町景観条例の制定についての答弁の中で、身延町景観計画を9月に公告すると申しましたが6月に告示するに訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（福與三郎君）

それでは休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。

追加提出案件の、担当課から詳細説明を求めます。

議案第60号および議案第61号について、笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは議案第60号ならびに議案第61号について、詳細説明をさせていただきます。

まず最初に議案第60号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は国の新型インフルエンザ等対策措置法の施行に伴い、地方公共団体もその責務として区域にかかる新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、総合的に推進しなければなりません。これに伴い災害派遣手当について所要の改正が必要となりました。

条例の一部改正の内容は第2条第1項、これは給与の種類を言っておりますが、この中の「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加えます。

また第12条の2第1項、これにつきましては災害派遣手当をいっておりますが第154条の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44号」を加え「災害応急対策または災害復旧のため」を削ります。これによって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と新型インフルエンザ等対策措置法で派遣をされた職員に手当が支給できるものでございます。

以上で、議案第60号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第61号 身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

本議案は平成24年度から平成25年度までの間、国家公務員の給与の改定および臨時特例

に関する法律に伴う国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、平成25年1月25日、公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定がなされました。これを受け総務大臣から平成25年1月28日付けで、各地方公共団体においても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がきたところであります。

また国家公務員の給与削減に合わせ、地方公務員給与を7月から減らすことを前提に地方交付税が1.2%減になったところでもあります。これらを受け県も地方公務員の給与改定に関する取り扱いについて適正な対応を指示してまいりました。国の削減は平均7.8%の給与を削減しておりますけども、総務省では国が削減した国家公務員の給与と該当市町村の給与を比較してラスパイレース指数のオーバー分を削減する方向で考えているところから、各市町村でも一律横並びの削減ではなく、それぞれの実情に合わせ削減率が変わっております。このためラスパイレース指数が100を超えない町村では、削減をしないところもあるようでございます。

なお、県につきましては6月7日、職員組合と妥協をし開会中の6月議会に条例改正案を提出することとなりました。また峡南地区の5町につきましても平均1%から4.6%までと削減率はまちまちでございますが、削減をする方向でございます。

条例の制定の内容ですが第1条では国家公務員の削減措置を踏まえ、身延町職員給与条例の特例を定める趣旨を、第2条につきましては来年の3月31日までの間、行政職から福祉職までの給料支給額から毎月100分の1.6を減ずることにしてございます。第3条につきましては端数計算を謳っております。

なお、臨時職員につきましては支給額が低いため実施をいたしません。

附則としまして、施行日は平成25年7月1日からといたします。

今回の給与減額支給措置は国の減額は東日本大震災の復興財源に充て、地方公務員の給与の削減は地方交付税を削減する中で削減額を復興に充てていくものでございます。したがって削減率は違いますが、県ならびに近隣の市町村に歩調を合わせた条例の制定となりますのでご理解を願いたいと思います。

本町の予算および決算にも50%近くを占めている地方交付税が減額されるものでありますが、今後さらにペナルティ等が心配されるところでありますので条例制定にご理解をお願いいたします。

以上で、議案第61号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第62号について、竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

議案第62号 町道の認定について詳細説明をさせていただきます。

丸滝宮の前住宅分譲事業において、町道丸滝宮の前1号線を新たに町道路線として認定する必要があるためです。

この路線は主要地方道市川三郷身延線の歩道に沿うような形状となります。延長が124メートル、幅員が5.46から10.13メートル、これは取り付け道路を幅員に含めているからこういう形態をなしておりますが、基本的には幅員は5メートルということで普通乗用車がすれ違いができる程度の幅員となっております。

過去の例から町が行った梅平および三澤地内の宅地分譲敷地内の道路についても町道に認定

し町が管理を行っております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（福與三郎君）

次に議案第63号および議案第64号について、笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

それでは私から議案第63号ならびに議案第64号について詳細説明をさせていただきます。まず議案第63号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本議案につきましては身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要となるものでございます。

まず契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。

2枚目の議案第63号関係資料をご覧ください。

工事名であります身延地区公民館下山分館建設建築主体工事であります。工事場所は身延町下山地内。予定価格は消費税抜きで1億1千万円。

入札年月日は平成25年5月30日であります。入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。入札参加者につきましては指名業者10社中1社が辞退をしたため、記載してあります9社であります。入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。

落札者は株式会社内藤ハウスで落札額は9,350万円で消費税を含んだ9,817万5千円で6月4日、仮契約を締結いたしました。

なお、工期といたしましてはご議決をいただければ着工が議決日の翌日となりますが、翌日が土曜日でございますので、翌開庁日の6月17日から平成26年3月30日までの工期となります。

以上、議案第63号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして議案第64号 財産の取得について詳細説明をさせていただきます。

この財産の取得は町内に配備してあります消防ポンプ自動車をも身延町消防団消防車両代替計画に基づき更新するものでございます。

配備する場所といたしましては下部第1分団第1部、常葉地区でございます。

財源といたしましては社会資本整備総合交付金を充当し、補助裏といたしまして過疎対策事業債を充当する予定となっております。

2枚目の議案第64号 関係資料をご覧ください。

この資料につきましては本件が自動車等の購入であり非課税品目や自賠責保険料、また消費税や重量税等が混在しており比較が難しいため、予定価格および見積もり金額、仮契約の金額につきましてはこれらの金額をすべて含んだ総額で記載してございます。

見積もり依頼通知日は平成25年5月14日。見積もり書提出日につきましては平成25年5月31日。予定価格は消費税、諸経費を含む1,830万円あります。見積もり業者につきましては、県内に住所がある消防設備業者6業者に見積もり依頼をし見積書が提出されました。それぞれ見積もり金額は記載されておりますとおりであります。

開札日につきましては平成25年5月31日。場所は身延町役場であります。

落札者は有限会社ヤマト商事で仮契約金額は1,704万8,270円あります。

なお、納入期限は平成26年1月31日。納入場所につきましては、身延町役場本庁舎でございます。

以上、議案第64号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

なお、諮問第1号につきましては人事案件でありますので詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略をさせていただきます。

議案第60号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第61号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

山梨県においては、国の求めに応じて国家公務員なみの平均7.8%の削減ということでありますが、県下27市町村の状況はどのようになっていますか、お答えをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問ですけれども、県内ではほとんどの市町村が実施をいたしているところでございます。

先ほどの説明、当然6月議会が終わっていないところがありますのではっきりとした数字は示すことができませんけれども、当初からやりませんといっているのは3町村でございます。それらにつきましては、国が削減をした給与と町の給与を比べてラスパイレス指数がオーバーしているところを下げなさいということですので、国が下げても100%を超えない町村については、3町村はやらないということでございますが、ほかのところはまだ議会が終わっていないところもありますので確実なことは言えませんが、ほとんどがやる。また近隣、峡南地区ではすべて議会に提出するようなことを聞いております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これ大体、全体どのくらいの額なのか。それと交付税の1.2%の減ということで、その数字の整合性、それから課長が説明でペナルティがうんぬんという話をされたんですけども、それはどういうことなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは、お答えをいたします。

全体に波及してくる本町のこの減額の措置の総額でございますけども、約900万円程度になります。

それから先ほどペナルティと申しましたのは、国が減額をしてくださいということで国家公務員も下げているよという中で要請があったところですので、それを下げなかった場合にそういうことがあってはいけないということで申し上げたところでございますので、あるかどうかはちょっと分かりません。

それからもう1点、国全体では交付税の1.2%を下げるということでありますので、本町で交付税の1.2%という約6千万円ぐらいになるのかなと思います。ただ、そうは申しましても交付税は単純に金額が下げられるというものではありませんし、基準財政需要額、基準財政収入額の差額を交付してくれるものですから、一律その金額が削減されるということでもないようでございます。あくまでも参考だということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

草間天君。

○9番議員（草間天君）

この町道の面積はどのくらいか、お伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

すみません、延長と幅員の表示しかありませんので面積については分かりません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

のちほどお伝えしますか。

○建設課長（竹ノ内強君）

それでは計算をしまして、のちほど報告したいと思います。

○議長（福與三郎君）

他にございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

草間天君。

○9番議員（草間天君）

町内の業者が1社と少ないんですが、これは指名に入れなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

今のご質問ですけども、お答えをいたします。

今回の工事につきましては、予定価格が1億円を超えるというような金額ということもございまして、当初は一般競争入札等についても検討をいたした経過がございますけども、平成23年度に一般競争で実施いたしました下部地区公民館の新築建築主体工事とほぼ同内容の工事でもあるということでございましたので、そのときの応札をしていただきました業者を参考に今回、指名をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

草間天君。

○9番議員（草間天君）

こういう建築に対してJVとかそういうことは可能かどうか、お伺いしたいと思います。何社か集まってやるという。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

JV、共同企業体ということでございますけどもそれについても可能だと思います。ただJVを組む目的というものが地元の業者さんがJVを組むことによって大きな建設業者さん等から知識、技術を習得するという意味も込めてJVを組むわけでございますけども、今回につきましては単体での指名競争入札ということでございましたのでJVということは検討しておりません。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第64号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

諮問第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第60号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第61号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第61号 身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

地方公務員の賃金は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定するのが地方公務員法で定められた原則です。職員団体との交渉にも応じなければなりません。国が一方向的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で地方交付税を減額するのはこの原則を踏みにじる行為です。公務員と民間労働者の賃金は、引き下げの悪循環に陥っています。民間ではベースアップは駄目、定期昇給は凍結という財界による賃金抑制と派遣労働など低賃金、身分不安定な非正規雇用の増大で減り続けています。公務員も賃下げだけでなく、住民サービスの分野を中心に低賃金の非正規雇用が進み、官製ワーキングプアという深刻な状況を生み出しています。公務員の賃下げは公務員の生活悪化に留まらず民間労働者の賃金にも影響を及ぼし、一層の地域経済を疲弊させます。

○議長(福與三郎君)

討論はございませんか。

野島俊博君。

○3番議員(野島俊博君)

議案第61号 身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

まず、県ならびに近隣の市町村に歩調を合わせた条例の制定ということ。そして本町の職員の給与を間接的ではありますが、東日本大震災の復興財源に対処する必要性に鑑みまして、国と地方公務員および国家公務員給与削減特例法案の趣旨を踏まえ、私は執行部案どおり賛成をするものでございます。

議員諸兄の賛同を求め終わります。

○議長(福與三郎君)

他に討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第62号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第63号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第63号 身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約について、反対討論をいたします。

せっかく建設をする下山分館が、これまで利用していた多くのお年寄りが利用できなくなる場所に建設することに賛成することができませんので、この契約についても賛成することができません。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

河井淳君。

○5番議員（河井淳君）

議案第63号 身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約について、賛成討論をいたします。

これはすでに議決を経たものでございます。その執行でございますので賛成いたします。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第64号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

なお、諮問第1号につきましては人事案件でありますので討論は省略いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第60号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって議案第61号 身延町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第62号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第63号 身延地区公民館下山分館建設建築主体工事請負契約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第64号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

諮問第1号について、原案のとおり採決することにご異議ございませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本件については、適任ということでご異議ありませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と意見を付すことに決定いたしました。

以上で、町長からの提出案件についてはすべて終了いたしました。

次に議員派遣について追加日程第6として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

異議なしと認めます。

追加日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議員派遣の件については、お手元に配布してありますとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異 議 な し 。 の 声)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についてはお手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日、本会議に予定されました日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長からあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

大変お疲れさまでございます。

平成25年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る6月11日に開催をされ、本日までの5日間、福與議長のもとで私どもの提案いたしました21件の提出案件につきましてご決・ご同意をいただき閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に対し、敬意と御礼を申し上げたいと思います。

本議会でご議決をいただきました案件につきましては、町民の皆さんから一点の疑義を持たれることのないよう、行政運営を行ってまいりますことは当然です。議員の皆さん方には今後一層のご指導をいただければ幸いです。

今まさに梅雨でございまして大変うっとうしい毎日が続いております。議員の皆さん方には健康に留意をいただき、住民福祉のためにますますのご活躍をいただきますことをご祈念申し上げます。

最後に私ごとで恐縮ですが実は7月7日から7月14日まで関東町村会海外行政視察団の一員として海外、行き先についてはドイツとスイスに出張をさせてもらうことになりました。この間は、当然ですが地方自治法に基づいて身延町町長職務代理者を身延町総務課長 笠井一雄が務めますのでよろしくお祈りをすると同時に8日間、留守をさせていただきますけれども、何も無いとは思いますが皆さん方のご協力をお願いし、閉会のあいさつとさせていただきますと思います。ご苦労さまでした。よろしくお祈りします。

○議長（福與三郎君）

町長のあいさつが終わりました。

これもちまして、本定例会の会議に付議されました案件はすべて議了いたしました。

議会会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定をいたしました。

6月11日から開催されました6月定例会におきましては慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

町当局ならびに議員各位におかれましては、身延町の発展のためになお一層のご尽力を賜り、ますますご健勝でご活躍されることをご祈念申し上げ、平成25年身延町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上